

林が健全なものになるように、十年間を改善期間といたしまして、その間に鋭意その基礎を築くというこにいたしてありますので、考え方としては全く先生のお考え方と同じでございます。

○瀬野委員 国有林野事業の赤字の問題でございますけれども、本法案に当たりまして、まず政府当局は原因についてはどういふふうに把握しておられるか、詳細説明をいただきたいと思う。

○藍原政府委員 赤字の問題につきましてはいろいろあるかと思ひますけれども、これを、損益計算上の損失の発生とそれから現金収支上の資金不足という二つの側面からとらえてみますと、損益計算上の損失の発生理由としては、まず収入面でございますけれども、これは森林の持つております公益的機能の維持やあるいは資源賦存の状況から、伐採量に限りがあるという問題が一つございまして、これに加えて、一般的な問題ではございまして、木材需給構造の変化によりまして材価がきわめて低迷しておるといふものがございます。それから費用の面では、管理部門の相対的な肥大化を含めまして、人件費が非常に増大、固定化しておるといふ大きな問題が一つございまして、それから、あわせて森林の公益的機能の維持向上のための諸経費の増高という問題もあるというふうに私も判断いたしております。

それから現金収支上の資金不足の問題でございますけれども、これは国有林の資源状況等によりまして、伐採量に關係いたしました収入の制約のもとで、森林資源の再生産を確保するために必要な造林あるいは林道といったようなこういう投資活動を維持していくために生じているというふうにわれわれは考えております。

こういう二つの、現金収支の問題とそれから損益計算上の問題から、国有林の現在の財政状況というものが現状のような形になっておるわけでございますので、私どもは、五十一年度以降長期の借入金金の導入を図っております、また、五十三年度におきましてはその一層の拡充を図るというこ

とを考へまして、ただいま御審議いただいております法案が成立いたしますれば、それに基きまして一般会計からの繰り入れということをご予定しておる次第でございます。

○瀬野委員 林野庁長官からいま答弁がございました中で、政府から提出されました参考資料の中にもいろいろ赤字の試算が示されておりますが、国民にわかりやすく説明するために、現在国有林の赤字は幾らになっているか、どういふ現状であるかということをごさるにひとつ追加して御説明をいただきたいと思ひます。

○藍原政府委員 まず五十二年度でございますけれども、これも最終的な見込みでございますが、現金収支におきまして八百六十六億、それから損益におきまして八百六十七億の損になっております。

それから五十三年、これは予算上でございますが、現金収支で千十億の支出超過でございますし、それから損益におきましては七百五十九億の損失でございます。

○瀬野委員 さらに、先ほどの赤字の原因で説明いたされました一番の二項目で、費用面では、人件費の増大が固定化し、労働生産性の低下のほか、森林の公益的機能の維持向上のための諸経費の増高があること等によるものと考えられるという御答弁がございましたが、今後、治山事業にしてみますとこれは増大していくことは言うまでもありませんし、伐採経費についても、当然これは人件費が高くなる關係から、上がることも否めない事実であります。なお林野庁としても、皆伐面積は小さくなつてまいりますが、コストは上がつてくる。また、伐採についても、従来よりもさらに作業を丁寧にしていかねばならぬというふうなことも起きてくるわけでございます。そういうことになつてくると思つておりますけれども、こういう点については今後どういふふうにお考えであるか。まず赤字が出るというふうな厳しい面が考へられるわけですが、まずこの点もお答へをいただきたいと思ひます。

○藍原政府委員 先ほど申し上げましたように、管理部門が非常に肥大化しておるといふような問題がございまして、これにつきましては、私どももいたしまして、高齢者の退職の促進あるいは新規採用の抑制という形で人員の削減を考え、人件費の減を圖つていきたいというふうに考えておりますし、また、伐採の面積等の御指摘もございまして、これはやはり公益的機能の発揮という面から、森林の持ちますいろいろな機能を発揮するためにも、ただいまやつております新しい制度という形の中で伐採面積は縮小の方向をとつておりますし、その決められた考え方のもとに従つて伐採の面積を厳しくしながら、そのかわり生産性の向上という問題につきましては、新技術の開発あるいは作業仕組のいろいろな改善等々を圖つてまいりたいというふうに考えております。あわせて収入の面におきましても、販売の改善合理化ということを図つて、一方収入の面の増加ということに努力してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○瀬野委員 国有林野事業の赤字の原因についてはいろいろ指摘する点が多いわけですが、今後のためにもこれは十分反省が必要だという意味から、私はあえて申し上げるわけですが、伐採量の状況を見ましても、昭和四十五年度を二〇〇としまして昭和五十一年度においては七六という指数になっておりました。二四〇の減といふことになっております。販売価格面を見ましても、国有林の丸太の実績でございますが、これも低迷をしておる關係もございまして、四十五年度を一〇〇としましても五十一年度が二二〇という指数になっておるし、賃金の単価の上昇等を見ましても、昭和四十五年定員内のいわゆるネクタイ組と言われておりますものの指数は五十一年度が二四三、定員外のA、すなわち常用作業員プラス定期作業員でございますが、これは五十一年度が三四三、さらに定員外B、これは常用作業員プラス定期作業員それに臨時作業員ということになります、五

十一年度では三五四、かなり上がつておる。また間接部門を見ましても、定員内職員の人数は相対的に肥大化をしております、昭和四十五年を一〇〇としましても五十一年が九二、これはマイナス八。また一人一日当たりの作業量、すなわち丸太生産ですけれども、昭和四十五年度を一〇〇としましても五十一年は八五、こういうように一人当たりの作業量が減つております。

ほかにもいろいろデータはありますが、こういうことを見ましてもかなり財政事情が悪化した原因が数字的にもはつきりしてきています、こういうふうに私は本法案に当たつて指摘せざるを得ません。

こういったことを踏まえまして、政府としてはまた林野庁長官としては、この国有林野事業の赤字というものが、先ほどから申上げました、根本的には経営の基本方針が誤りだった、私一言にしてこう指摘せざるを得ないのですけれども、これに対する反省はどういふふうにしておられるか。いわゆる反省がなかったならば今後の経営改善も成り立たない、こういう意味であえて私は聞くわけでございます。

○藍原政府委員 ただいま先生から国有林のいろいろな事業につきましての数々の移り変わりと申しますか、推移について御指摘があったわけでございます。私も、こういう伐採量の減、逆に人件費の増等々、いろいろな問題について十分その辺の分析をし、これからの対応をしていかなければいけないというふうには考えております。

そこで、こういうような事態を生じたことにつきまして、反面、いま申し上げましたような構造的な問題と同時に、経済変動の問題あるいは木材需給構造の変化、こういう他動的な要因による面もあるのではなからうかというふうにわれわれは考へておりますけれども、やはり国有林野の事業の運営管理に当たります主体的な条件としての適切な対応、こういうものが不足する面があったというこは私どもも否めないところで、はな

から定員外B、これは常用作業員プラス定期作業員それに臨時作業員ということになります、五

うかというふうに考えております。

このような反省に立ちまして、国有林野の事業を国の経営企業として、自主的な改善努力を基本といたしまして、国有林野事業の改善計画にこれから取り組もうというところで、この法案を提案している次第でございます。私も、重々過去のいろいろな問題、経緯等を分析いたしまして、今後国有林の改善を目指して鋭意邁進していこうという決意でございます。

○瀬野委員 ぜひひとつたゞいまの決意で今後の改善計画を進めるといふことにはしていただきたいと思うのです。

そこで、たゞいまもいろいろ反省の上に立った答弁がございましたが、昭和四十八年以降採用されておりますところの、従来の大皆伐面積から小面積分散皆伐ということになってきたわけですね。この辺は林野庁も姿勢を転換されたということも十分承知いたしております。さらに保護樹帯の設置をしたり、既皆伐跡地のいわゆる隣接地を連続して皆伐する場合の間断期間の設定など、きめの細かい施策を定めた新たな森林法の実施によりまして、従来よりは自然環境保全等の要請に配慮されるようになったことも十分承知してはおりますが、こういったことについては、いわゆる自然保護団体初め国民からの批判もまだまだ強いところでございます。不十分なことはいくらでもございませぬ。

そこで、国有林を立て直すには、これまでの政策に対するたゞいま申し上げた反省の上に立って、今後二十年間に国有林野事業の経営の健全性を確立するということでございます。それから、それでは一体二十年後の国有林の姿というものはどういうことになるのかということも本法案に当たっては冒頭明らかにすべき問題である、かように思うわけでございます。

すなわち、冒頭申し上げましたように、本法において昭和五十三年から十年間を改善期間、昭和六十二年から七十二年に至る十年間を私が提案しましたごとく改善目標達成期間、こういうように

した場合に、果たして二十年後に改善の目標が達成できるのか、かように私は申し上げたい。そういった意味で二十年後はどういうことになるのか。現在若齢林が七〇％ばかりあるわけですが、二十年後にはそれがいわゆる適正伐期齢に達するというようなこともあって、かなり黒字に転換するといふようなことも考えられるわけですから、その辺も含めてどういふように見ておられるのか、このことを林野庁としては冒頭明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○今井政府委員 先生お説のとおり、この十年間改善計画をつくりましてそれを実行するというところで、まず収支の均衡を図る、また事業規模に合った体制で生産性の高い事業運営を行うといふことなどを通じまして、独立採算の国営企業にふさわしい経営を実現したいと考えております。そして適正な事業運営が確立されれば、伐採量が昭和六十年代の終りから七十年代にかけまして回復増加することとあわせて、二十年後は人工造林の着実な進展に伴いまして旺盛な成長量を持つ新生人工林が加わり、森林蓄積がさらに充実されること、また、昭和五十年代後半には、昭和三十年代後半以降に植栽された人工林が旺盛な成長を行う時期となりますので、成長量が伐採量を大きく上回ることなどによりまして、活力のある健全な森林となるように私も考えておるものでございます。

○瀬野委員 たゞいま答弁がございましたが、二十年後は、端的に言ひまして成長量が伐採量を上回るということのようですが、ぜひそうなるつもりでいいわけですか。またそうならなければ改善の意味がないわけですね。また、言ひはやくはやくかながら実際の伴わないというのが事実であります。また、将来のことであるので将来を見通してだれもそれを予測することはできませんけれども、ぜひともそういうふうな成長量が伐採量を上回るような状態に持っていくことと努力していただきたいと思うのです。これにはいろいろ大変困難が伴うことも私たちが承知しております

けれども、ここで二十年後のことをいろいろ論議してみたときにまたどうかと思ひますので、それはさておきとして、最大の努力をすべきである、かように思うわけですね。

そこで、さらに私は、この機会に国有林経営の反省として申し上げておきたいわけですね。私も、一時的に伐採量をふやすためにどうしても人員をふやさねばならぬということは過去にあったわけでございます。現在は、先ほどから答弁がございましたように、小皆伐面積の伐採というようになことを取り入れまして伐採量が少なくなってきたので、人がだんだん要らなくなってきたという現状ももうなすけるとございします。過去の東面戦争の戦中、戦後のような過伐、乱伐というようなことはもう今後はあり得ないこととございしますけれども、実際にこういふ問題は異例のことではございしますが、こういふことは別として、今後林野庁のあり方としては、経済社会情勢の変わるに、すなわち短期的な情勢の変化で事業量をふやしたり人をふやすというようなことは、これは十分注意していかねばならぬ問題である、かように指摘するわけでございます。国有林は情勢が変わっても一定の変り方方針でいくべきである、世の中が変わっても簡単に経営方針を変えぬという不抜の経営姿勢があるべきではないか、かように思うわけでございます。いままでの経営は余りにも経済社会の情勢に即応し過ぎたといふ言ひではないかと思ひます。これは特別な場合は異例のこととして私もわかるわけでございますけれども、実際にそういふこと以外には国有林の経営というものは一貫性を持つてやるべきである、かようにかねがねから考えております。この機会にあえて申し上げるわけですね。世の中が変わっても千古不易の経営姿勢を堅持すべきである、こういふことを言ひたいわけですね。

今後二十年間の改善期間が設けられていくわけですが、もしなければまた過去の例を繰り返すけれども、ここで二十年後のことをいろいろ論議してみたときにまたどうかと思ひますので、それはさておきとして、最大の努力をすべきである、かように思うわけですね。

し、そしていわゆる国有林野経営の総予算の中の七〇％を人件費で占めるというふうなことになるのでは、残り三〇％で国民の期待にこたえる事業運営をするということでは今後大変問題を残す。莫大な赤字を抱えている代表として、国鉄、健保、米の三、並びに国債、国有林を加えて五五というところがあるわけですが、まさにそのしりを国民から受けるのも当然であると思ひます。そういうことについて、国有林として今後どういふふうに反省し対応していくか、そうした一貫したところの政策を堅持すべきだということについてどういふ決意で今回の法案の提案に及んだのか、これも冒頭明らかにしていただきたい、かように思うわけですね。

○今井政府委員 運営の基本はまさに先生のお説のとおりでございます。申すまでもなく、国有林野事業といふのは、国民共同の財産であります。国有林の経営管理を通じて、木材資源の供給という国民の要請、あるいはまた国土保全といった公益的な機能というものが可能な限り対応していく責務があると思ひます。

しかしながら、国有林野事業というものは、先生御案内のとおり、生産期間の非常に長い林業を営んでおりますから、経営の弾力性にはおのずから限界があるわけでございます。したがって、非常に短期的な経済の変動というのにはこれは非常に対応しがたい面がございます。したがって、国民的の合意を得ながら、しかも森林資源の維持培養の長期展望に立ちまして慎重な運営を行っていく必要がある、このように考えております。先生のお説のとおり慎重な運営も、大胆な運営も必要でございます。

○瀬野委員 過日審議しました森林組合法の法案の際も申し上げましたが、過去に何回も申し上げてまいりましたが、たとえば昨年のように、九州、四国においてはいわゆるヒノキの増伐のために民間材が大変低落して困りました。また秋田杉の国有林の伐採によって民間材が相当影響を受けたことは指摘してまいりました。かようにございしますが、

そういった点についても、国有林の経営が苦しい関係からいわれるバランスを崩すような伐採が行われますと、どうしても民間材に対して圧迫を与えるということが起きるわけです。まあ部分的にはやむを得ない場合もあるかと思いますが、結果的には国有林もいわゆる木材の低迷によってかなり厳しい状態に苦しみ始めたという結果が起きました。こういうことも今後十分注意して伐採を考えていただかねばならぬ、かように思うわけでございます。そういった点については、国有林の赤字というのが念頭にあればどうしてもそういった伐採量にすぐ影響してくるということになるわけです。国有林は、御存じのように最大の収入源というのは立木の処分にあるわけでございますから、その点を十分配慮に入れていかねば、今後二十年間の改善期間を設けても無意味なことである、こういうふうにも私は思うわけでございます。そういった点についても慎重な今後の施設計画によって推進を図ってもらいたい、かように思うわけであります。去年のヒノキ、杉の伐採についてのいわゆる反省の上に立って、改めて私は国有林に警告をしておきたいのですが、林野庁長官、その点も十分踏まえて対処してもらいたいと思うが、あなたの決意をひとつこの機会に改めて伺っておきたい、かように思います。

○藍原政府委員 ただいま先生から九州のヒノキあるいは秋田の杉につきましての御指摘がありましたが、具体的に国有林の現在の販売量は国の需要量の一割程度でございますから、全体を左右する力は持っていないというふうに考えておりますけれども、御指摘になりましたような一部の地域におきましては、やはり国有林材が相当シェアを占めておるといふ観点から、そういう問題も昨年発生したことは私も十分承知いたしております。したがって、今後は全体的な把握の上に立ちまして国有林の販売等々を実行してまいりますが、あわせて、そういうミクロな地域的な問題につきましても十分配慮をしながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○瀬野委員 大蔵省にお伺いいたします。

国有林野事業改善特別措置法の提案に当たりまして、本法第一条において趣旨を規定し、第二条においては改善計画を定めているが、いかなる認識のもとに検討をされて本法提案に及ばれたか、その点大蔵省から一言見解を承っておきたいというふうに思います。

○大蔵省説明員 お答えいたします。

国有林野事業は、御承知のとおり、独立採算を原則としてやっております事業でございます。しかし、先ほどから御議論ございましたように、最近におきましては毎年赤字が続きました。五十三年度には累積欠損が初めて生ずるような事態になるだろうというふうな事になっております。したがって、私もいろいろといたしましては、一日も早く国有林野事業が、本来の姿でございます独立採算という形で、企業的なかつ能率的な事業運営が出来ますことを確保する必要があるかと考えております。

先ほど来御議論ございましたように、その赤字の原因はいろいろございまして、構造的な問題がかなりのウェイトを占めております。したがって、なるべく早く構造的な赤字原因を除き、健全な経営が出来ますように、體質改善をする必要がある。それにつきましては、一般会計といたしましては、本来のたてまえでございます。独立採算は守りながら、しかし補完的な立場から国有林野事業に對しまして、基幹的な施設整備につきまして援助をしていこう、こういうことを考えまして、この法案を農林省とよく御相談申し上げた次第でございます。

○瀬野委員 大蔵省の次官主計官からの答弁をいただきましたが、一応大蔵省の見解を公式に承っておくことといたしまして、次に、林野庁長官に引き続き質問をしてみたい。

当面する林政の問題で、これまた本法審議に当たってお伺いしておかねばならぬ問題でございますが、まず最初に、今後における木材の需要の見通しというものはどういうふうに考えておられる

か、どういう木材の需要の見通しの上に立って本法を提案し、今後の改善計画を立てていかれるのか、その点お答えをいただきたいと思う。

○藍原政府委員 今後の木材の需要の見通しでございますけれども、さしずめ五十三年度の問題でございますが、まず五十三年度の問題につきましては、三月の末に木材需給対策中央協議会というものがございまして、そこにおきまして、関係者が寄りまして五十三年度の木材の見通しを策定いたしました。この五十三年度の木材の見通しにつきましては、まず、木材需要は住宅投資が中心になりますけれども、その中でも民間住宅投資に非常に規定されるところが大きいわけでございますが、公共事業の増大あるいは住宅対策の充実、こういう問題等を考慮いたしまして、前年度実績を見込みまして、その見込みに對しまして大体一・三%上回る一億三百九十立方メートルを現段階におきまして五十三年度の木材の総需要量として見通しております。

それから、長期の見通しにつきましては、四十八年の二月に閣議決定されました「重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」というものがございまして、これによりまして、一応昭和五十六年度の総需要量は一億三千四百八十万立方メートルというふうになっておりまして、六十六年度には一億四千七百三十万立方メートルというふうに見通されております。しかし、これはたまたま四十八年というわが国の経済成長がピークになりました時期に策定いたしました関係で、その後経済が非常に停滞いたしておりますし、安定成長への移行というふうなこともあって、大きな経済の変動がございまして、そういうことで、五十一年度におきます木材の総需要量というものは、その実績がこの時点に對応いたします見通しの推計値に比較いたしまして約一三%落ち込んでおります。この長期の見通しと現実の需要との乖離が生じておりますことにつきまして、こういう現状でございますので、単に短期的な実績と比較することではなくて、これから

わが国の経済の推移の方向というものを十分見きわめまして、ただいま申し上げました、四十八年に策定いたしました長期の見通しにつきましても、関係方面の各界の意見を聞きながら、ただいま所要の検討を進めていくつもりでございます。

○瀬野委員 次いで、国産材供給体制の整備というものはどういうふうにお考えですか。

○藍原政府委員 御存じのとおり、木材というのは国民生活に不可欠な資材でございます。そのために木材の安定的な供給というものを図っていくかなければいけないというふうに考えております。ただいま日本全体を見ますと、かつては木材が非常に不足物資であるという時代が長く続いたわけでございますけれども、現時点では非常に緩和基調になっておるといふ、その原因を見ますと、国産材がなかなか現時点、森林の賦存状況から生産できないというのに引きかえまして、外材がある意味で入ってくるということからこういう状況になっている面もございまして、しかしながら、当分の間、日本の木材需要を賄うためにはやはり外材に依存せざるを得ないという事態がまだ当分続くわけでございます。そういう意味からも、外材の適正な輸入というものをまず確保していくことが、国産材の供給体制の整備に對しましてはまず何よりも必要ではなからうかというふうに考えております。こういう長期的な視点に立ちまして、国産材の供給体制というものを着実に、上げていく必要があるというふうにわれわれ考えております。

そういう観点から、私もいろいろといたしましては、基本的には、まず生産力の高い、活力のある森林資源を着実に整備していくことが必要ではなからうかというふうに考えております。また、安定成長経済に即しました木材需給の安定を図ること、これは先ほど申し上げましたものを含めまして、こういう方途を考えていかなければいけませんし、また一方、地域の特徴を生かしました林業経営と申しますか、そういうものを地域地域に育成してその近代化を図っていかねばい

けないというふうにも考えております。それから、やはり国産材の特性を生かしました需要部門の開発、これは一口に木材といいますが、やはり外材なり国産材なり、国産材の中でも杉だとかヒノキだとか、その他いろいろな樹種がございますけれども、それぞれの特性がございますので、そういう特性を生かしました需要部門の開発増進というものを図りながら、流通面では、需要動向に即しました品ぞろえと申しますか、ある意味でロットを整えた商品としての流通ができるような安定的な供給を図っていく体制を確立、整備していかなければならないと考えております。

こういうような基本的な考え方に立ちまして、まず、その基盤となります計画的な造林の推進だとかあるいは林道の整備、こういう林業生産の基盤を、まだ十分でない面が多々ございますので、まず整備していく必要がございます。さらに、林業構造の改善と担い手の確保を図っていく。同時に、いま申し上げましたような木材需給あるいは価格安定政策の強化、そして木材に関連いたします産業の育成と流通消費改善政策の強化、こういうものも政策を強力に推進していくことがこれから必要なのではなからうかというふうに考えております。

○瀬野委員 農林大臣、あなたも参議院の審議のために若干おられてこられました、実はいままで、冒頭いろいろ政府の見解をただしたことをあなたに伺ったわけでございますが、やむを得ない事情でございましたので、以下肝心な点については大臣にお答えをいただくことにいたしましたと思っております。と同時に、また後半大臣がよんだところない用事で退席するというところでございますけれども、質問というのは最初と最後のところが大事なところでございます、一番大事なところをあなたがいないから、あした以降さらに改めてあなたには問ひ直さなければならぬということになるので、冒頭御了解をいただきたいと思うのです。

そこで、現在のような外材の大量流入という問題は、もう大変問題でございますが、こういったことを改めて、どうしても安定的な輸入を図るというための措置をしなければならぬと思うのですが、農林大臣も北海道出身で林業には造詣が深い方でありまして、私はあえて本法案に当たってお伺いしておきたいのですけれども、現在のような外材主導の材価形成のあり方というのについて、今後どういふふうになるのか、こういったことを十分検討せずして、本法提案に当たっても、いわゆる机上の改善計画になつてはならぬという意味で、わかり切ったことであるけれども、私はあえてこれを聞くわけです。すなわち外材主導の材価形成のあり方というのについてどういふふうにお考えであるか、御答弁をいただきたいと思う。

○中川国務大臣 御承知のように、木材関係は貿易については自由化されておるわけでございまして。したがるといって、現在のところはむしろものと輸入をゆるさというぐらひに厳しい世界情勢であることは御承知のとおりでございます。これは、アメリカのみならず、多くの国々がわが国に迫つておるところでございます。ところが、一方、国内木材は、消費の動向、特にここ数年住宅資材等が非常に需要が少なかったというようなことで、国内の木材、森林が非常に厳しい情勢にある。そこで、いかにこれに対処するかということでございますが、輸入についても、各国とも無理のないような話し合いを進めていかなければなりませんし、同時に輸入については、自由化でございますから、やはり年間の輸入量というものを話し合つて、一つの目標を立てて、そして乱輸入をして国内産に圧力を加える、こういうことのないように業界を指導してまいり、そして厳しい今日の林業に対処してまいりたい。同時に、そういう空気でもありますから、国内の林業の振興については、生産対策から、あるいは構造対策等々、できる限りのことをやっていきたい、こういうことでございます。

今回、国有林についてお願いしておりますのも、あるいは組合併助成法の延長をお願いしましたのも、今国会が森林国会だ、林業国会だと言われるのも、まさにそのためでございます。でき得る限りの努力をしてまいりたい、こう思う次第でございます。

○瀬野委員 私が林業国会と名づけたのだけれども、前回からあなたはすぐ森林国会、森林国会と言ひ。似たようなことであるけれども、一応林業国会と定義づけてあるから、林業国会というふうに言つていただきたいと思う。

そこで農林大臣、さらにお伺いしますけれども、先ほど林野庁長官に農林大臣にかわつていろいろ御答弁いただきましたけれども、国有林の赤字の問題をいろいろ指摘したわけですが、ところが、本法によつては、今回一般会計から特別会計の赤字を補てんするために、初年度四十億の補てんをするというところでございますけれども、民間においても、森林組合を初め、民有林は赤字の補てんがないわけですか。いわば民有林はひがんでおるわけですか。少なくとも国有林が四十億の補てんをするならば、今後十年間これと並行して同程度の補助または融資等の財政援助をすべきではないか、こう言つております。これはまた、国有林以上に民有林は多いわけですから、その数倍やつてもいいわけですか。そういう意味で、私はあえて申し上げるわけですが、国有林、民有林ともに肩を並べて財政援助をすべきである。従来から林野庁は国有林に大傾斜をしていくことがよく言われておりますけれども、私はもっとも民有林に対して温かい配慮をすべきである、こういうふうに言つております。これは当然のことだと思ふのです。民有林に対しては、国有林以上にあらゆる面で十分配慮をする、こういうふうに私は考えていたのだと思ふ。

たとえば、民有林の皆さんに一人一人これを援助するといふわけにもまいりませんが、今回成立しました森林組合のいわゆる合併促進のために、森林組合の単独化法による今後の育成強化の

ためにも、いわゆる山村の過疎対策、そして今後の山村の林業振興のためにも、森林組合のいわゆる事務所に對して何らかの補助をして今後やっていく。第二林構の中のいわゆる林構センターに併設する事務所の経費を二分の一見てやるとか、あるいは木材集配センターに森林組合の事務所を併設して補助するとか、さらには森林組合の事務所に併設して補助するとか、こういったことは、それには森林組合の事務所を併設して、今後山村の過疎対策にも大いに役立たせる、こういったことも大いにひとつ配慮してもらいたい、さらには農林漁業金融公庫の造林資金なんかを見まして、小造林に對しては三分五厘の利子であるけれども、小面積以外、小造林資金以外は六分以上で、政府融資としてはまさに金利が高いわけですが、私はもっと金利を安くすべきである、現在のうちに低金利時代に入つておるわけですから、公庫資金の金利引き下げ、こういったことを十分考えてもらふ。ところが公庫もなかなか下げない。ならば、別な制度を考えるべきではないか。すなわち、公庫とは別の金利の安い長期の制度を考えるべきでないか。さらには、森林組合等の融資についても、長期低利の金と同時に、いわゆる運転資金を含めた経営資金というものを考えて、こういったものも十分配慮してやる。そして国有林に大傾斜していると言われる現在の林政について、今回このように今後十年間にわたつて一般会計からの援助をする、こういった改善をするということがあるならば、民有林に對してもっと温かい施策があるべきである、こういったことでなかつたら片手落ちじゃないか。これは民有林の切なる血の叫びでありますけれども、これは当然のことだと思ふ。こういったこともあわせて、十分本法審議に当たつては政府の見解を明らかにしておかなければ、私は片手落ちであると思ふのです。これに對して大臣どういふふうにお考えであるか、民有林のためにも明確にお答えいただきたい。

たい。

○中川國務大臣 このたび国有林に対しても、林道、造林に一般会計から資金を導入する、こういう発想は、今日の国有林の経営が非常に厳しい。厳しい原因が木材価格の問題であつたり、あるいはかつて大変伐採ができた当時に比べて、現在は伐採ができなくなつてきておる。あるいは林野庁そのものの行政、労務管理を含めた管理運営がまづいといふところもある。いろいろ重なるので、さういふこともありますが、さういふことの改善を図る中で、国有林にやつておられますように、林道、造林に對しても、国が、国有林という国の会計ではあるけれども、一般会計から入れるべきだといふこと、むしろ国有林に右へならえをせよといふことから一般会計から入れることになつたのであつて、私も国有林より特によくなつたといふふうには思つておりませんが、今日国有林が非常に厳しい情勢でございまして、森林組合等に対しては、林業構造改善事業といったものを通じて、ただ単に森林組合に金を出すといふのではなくて、やはり事業を通じて積極的に強化を図つていく。さらにまた、金融についても御指摘がございましたが、今度公定歩合の引き下げに伴い農林漁業一切の金利も引き下げを行うこととしたしております。林業に対する金融措置も別途強化をいたすこととしたしております。それらの内容については長官から答弁させていただきますが、御指摘のとおり、今日の一般民有林の実態も非常に厳しいものがありますので、国有林とのバランスをとつてもあります。それ以上に実態そのものを把握して、できるだけのことを行つていきたい、こう思ふ次第でございまして。

○瀬野委員 ただいまの件について林野庁長官から補足説明を求めます。

○藍原政府委員 ただいま大臣から御説明いただいたわけでございまして、一般の補助体系を見ますと、今回私どもとしてお願いいたしましたのは、国有林の場合、赤字補てんという考え方よりも、これから自主的努力を助長するための特

例措置としてお願いしておるわけでございまして、林野庁といたしまして、基本的には今後民有林林業を振興しなければいけない、これからの日本の林業を振興するためには単に国有林がよくなるだけではなくて、やはり民有林が中心になつて振興していただく、国有林は国有林なりにその中の持ち分を十分尽くすといふことが何よりも必要ではなからうかといふふうに考へておりますし、さういふ考え方でこれらの施策を進めてみたい、かようにも思つております。

ちなみに申し上げますと、造林事業だけにつきましては、民有林につきましても一応三百三十七億の予算が五十三年度計上されております。林道については六百三十二億という予算、さらに構造改善につきましても三百億の予算が計上されております。また、公庫からは公庫融資として六百三十億の融資が考えられております。さういふことで、私も民有林の林業につきまして決して輕視しておるわけではございませんで、これは日本の林業の全般の推進という意味で、今後とも民有林林業につきましては積極的な対応をしてまいりたいといふふうに考へております。

○瀬野委員 先ほど申し上げたように金利が高いつて、御存じのように現在低金利時代に入つてきております。全部三分五厘にする、もし公庫資金が不足でなければ別な制度をつくるといふことで検討すべきではないかと思ふ。公庫は高い金を預つてゐるから安く貸せない、こつち言う。しかば何か別な制度によつて考へるといふことをしなければ、民有林は救われぬ、かように思ふわけでは、これについてひとつ真剣に検討してもらいたいと思ふが、農林大臣どうですか。

○中川國務大臣 長期低利の融資につきましても、他の農業あるいは水産業との関連もございまして、それらと横並びの問題もございまして、農業には農業の厳しさ、水産業には水産業の厳しさ、それぞれありますので、やはり全体としてバランスのとれたものでなければなりませんので、

それらを含めまして検討してみたいと存じます。

○藍原政府委員 基本的な考え方は大臣からただいま御答弁いただきましたけれども、林野庁といたしまして、先生御存じの無利子で貸し付けます改善資金がございまして、さういふものが五十三年度貸付枠は四十二億五千万になつておりますけれども、今後さらに検討して積極的拡充に努めてまいりたいと思つております。

○瀬野委員 ただいま農林大臣から答弁がございましたが、あなたが答弁するときの息の長い答弁をなさいましたね。まさにそのとおり林業といふのは息の長い事業なんです。だから、ほかの漁業、農業とは考えを根本から変えなければならぬ。太刀打ちできないのです。しかも、国土の六八%がいわゆる林野ですから、さういふ意味で何かの手を打つていただかなければならぬ。林野庁は余りにも国有林に大傾斜している。しかも今回またさらに一般会計の金をつぎ込む。これもよくわかるのですが、私は民有林に對してもつと力を入れてもらなければ困るということをやつていただけます。さういふ意味で私はあえて言うのですが、どうですか、大臣、もつとさういふことで検討できませんか。

○中川國務大臣 いま長官からも答弁申し上げたように、無利子資金もあるくらいでございまして、既設にもかかりにくいものがありますので、これらを強化する等、金融につきましても大いに検討して、今日の厳しい林業に對処してまいりたい。確かに林業といふのは何十年先のことで、特に最近、わが国は高度経済成長で目先の利回りのものに走りがち傾向がありまして、息の長い林業についてはややもすればおくれがちであるといふことが林業が伸び悩んだ大きな原因にもなつておりますことも十分承知しておりますので、十分検討してみたいと存じます。

○瀬野委員 本法の審議に当たつて、いまから具體的な問題等を限られた時間の中ではしよつて質問してまいりますから、ひとつ明快に端的にお答えをいただきたいと思つております。

膨大な量の質問の中から重要な点をしよつてやるわけですから、答弁いかによつて、いま審議が内閣委員会で始まつておりますところの農林省設置法、すなわち農林省を農林水産省にするという問題、これも各団体からいろいろ意見が出ております。と同時に、北海道の五つの営林局のうち四営林局を支局にして、一つの営林局すなわち札幌営林局を北海道営林局にするという提案がされております。さういふ農林省設置法の一部改正法案と車の両輪のごとき審議をすべき本法でございまして、数日來精力的な詰めのまいりたしておりますけれども、以下質問する点等を十分配慮して、明日審議の見通しを立てたい、また各党ともいろいろ折衝したい、かように実は思つておりますので、いろいろ忌憚のない意見を申し上げていただきます。また、私も率直に意見を申し上げて、本法の審議に当たり、農林省設置法とともにどう取り扱うかといふことの最終結論を出していきたいと思ひますので、よろしくお願いしたい。以上お断り申し上げておいて、端的に質問してまいりますのでお答えをいただきます。

先ほど来申し上げておりますように、昭和五十三年から二十年間、前半の十年間をいわゆる改善期間、残り十年間を大きな意味では改善期間でありますけれども、冒頭私提案しましたように改善目標達成期間、さういふようにしたわけでは、さういふ期間を通じて赤字解消のために最大の努力をしなければならぬ、さういふように私は思ふわけでは、さういふなければ改善期間の意味がないし、先ほど大蔵省の主計官からも御答弁いただきましたように、大蔵省としてもかなり難渋した結果、本法に對しては協力をし、今後いろいろと検討していただくことになつておりますので、その点にはありがたく私も拝聴したわけですが、さういふ意味からも、十分それにこたえて結果を出してもらいたいと思ふからお伺いをするわけでございまして。

そこで、まず一点は、現行の国有林の販売方法に問題がある、さういふふうには指摘せざるを得ま

せん。この販売方法について改善策をどう考えておられるか、ひとつ端的にお答えをいただきたい。

○藍原政府委員 国有林の収入の大宗をなしますものが木材の販売でございます。したがって、私どもも同時に、支出を削減する努力をすなわち、収入の増加というものを図っていかねばいけません。しかしながら、収入の増加を図るための伐採量の増というものは今後当分考えられませんが、また、伐採量はここ当分の間は縮減、削減の方向に向かうわけでございまして、そういふ中で収入を確保するということがきわめて厳しい問題であらうというふうな受けとめております。したがって、そういう面から、販売方法につきましての今後の改善合理化というものは積極的に進めていかなければいけないというふうな考えでございまして、御存じのように、国有林の販売につきましては、御存じのように、丸太で販売するものと立木で販売するものとがございまして、原則として、それぞれ法に基いてやるわけでございまして、銘木だとか高品質材あるいはバルブ用材のような原材料、こういうものは公売で現在もやっておりますが、一般競争入札でやっておりますが、工場の原材料になりやすいような一般材につきましては、それぞれの地域の依存度によりまして、その特性を考慮しながら一般競争契約による販売を逐次ふやしてまいりたい。そういうことによりまして工場の近代化というものの足しにもなるわけでございまして、そういう意味からも、そういう方向で今後努力をしてまいりたいというふうに考えております。

ただそこで、間伐材等々これから需要を開発しなければいけない樹種、材種がございまして、こういうものにつきましては、開発ができるまでの過程におきましては随意契約といたしまして、今後の利用開発を図っていく、市場を確保する、市場を進展させるという必要性があるのではなからうかというふうに考えております。

また、立木販売についてでございますけれども

も、一般の立木につきましては、一般競争によります契約が昭和四十七年度におきましては一九%でございまして、五十一年度は二九%と増加されております。こういうことで、立木販売につきましては基本的には地元の素材生産業者等、業界への急激な影響を与えまいと、人の問題、労務の問題、非常にございまして、やはり民間の企業の方々も通年して安定的に仕事があるということを目指しておられますので、公売、一般競争入札オンリーでございます。その辺に非常に乱れも出ますが、ある意味で競争原理を導入する必要もあるというふうな考えでございまして、その辺を見きわめながら、これらについても検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、丸太につきましては、先ほど申し上げましたけれども、素材につきましては五十一年度では六二%というふうになってございまして、これは四十七年の三七%に比べますと大幅な増加で、一般競争入札の割合がふえておるわけでございまして、今後こういう形で、先ほど申し上げましたような国有林材の売り払いについてのいろいろな検討をしてまいりまして、需給関係がある材の価格が低迷してございまして、最近非常に木材の価格が低減しているという面から、五十一、二年度の実態を見ますと、一般競争入札に付したものが結構不落になってしまつたという問題が出ております。そして、逆にならば、逆に国産材の市場の確保といいますが、そういうところで問題が出てくる。だんだん離れていって外材になってしまふ。そういうことで、国産材の市場を確保するというのも非常に必要でございます。片や木材の需給から外材もある程度入ってまいりますけれども、その辺と国有林のこれからの改善合理化というものの調和をとりながら、収入の確保とあわせて、国産材の市場確保、そして国産材の発展、これがひいては民有林業にも影響するわけでございまして、その辺を十分配慮しながら販売の改善合理化等々を図ってまいりたいというふうに考えております。

○瀬野委員 本法提案によって不要資産の売り払いの問題が述べられておりますけれども、この不要資産の売り払い等は具体的にどういうことを考えておられますか。

○藍原政府委員 先ほど申し上げましたように、国有林の収入の大宗をなしますものは木材の販売でございますけれども、それに加えまして国有林が相当な土地を持っております。国有林の土地につきましても公共的なもので売ってほしいという問題が前からございまして、そういうことで、従前から国有林の資産の中で不要資産につきましても、中心は公共的なものでございまして、国土の有効利用という面から積極的な対応をしておるわけでございまして、たまたま国有林がこれから改善合理化をやりますと、たとえば苗畑、貯木場等が要らなくなつたような場合、あるいは建物等を立体化したといったことによりまして余剰になりまして敷地が出るといったような場合、こういうことが考えられます。そういう、これから国有林が改善合理化を進めるに当たりまして国有林の経営に支障のない土地であつて、なおかつこれが公共的な用に供される要望の強いところにつきましても、私どももいたしまして積極的にその活用を図つていただく、そういうことによりまして、副次的に国有林の収入にも寄与することになるといふ考え方で、これからは、こういう問題につきましても、国土の有効利用という面から取り組んでまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○瀬野委員 組織機構の再編整備、こういったことについてはどういうふうな検討がなされますか。

○藍原政府委員 組織機構の再編整備であります。これはただいま先生も御指摘になりましたように、まず五十三年度につきましましては、農林省設置法の改正という形で、営林局につきましましては、北海道に五つございまして、他を支局にするという考え方、こういうものを考えております。

それから営林署につきましては、さきに閣議決定がございまして、一割を目途にしてその整理統合を行うという形になっておりますが、五十三年度につきましましては、北海道以外の内地にございまして九営林局管轄の営林署から一署ずつ、合計九署でございまして、この統廃合をすることを予定いたしております。

また、林野庁の内部、林野庁本庁でございまして、先ほど来御議論がございましたように、これからの民有林業の振興、あわせて国有林の改善合理化、こういうものと並行してこれから林野行政をさらに推進するために、林野庁に次長を新設いたしまして、国有林事業の改善と民有林事業の推進、これらを十分調整できるような形で強化をしてまいりたいというふうに考えております。

それから林野庁の業務部業務課に改善対策室を設けまして、この改善には強力な推進をしていきたいというふうに考えております。

さらに、五十四年度以降の問題でございまして、けれども、これはただいま御審議いただいております法案との関連におきまして、この法案が成立をいたしますとすれば、その過程の中で改善合理化の措置をこれから考えていかなければいけませんので、それを審議してまいります過程の中でこれから十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○瀬野委員 国有林の事業実行方式、実行形態の改善というものが今後問題になると思うのですけれども、これについての方策はどういうふうな考えておられますか。これも明快にお答えいただきたい。

○藍原政府委員 国有林におきまして事業の形態でございまして、これは大きく分けましますと販売形態とそれから事業の実行形態と二つあると思ひます。

販売形態と申しますのは、立木で売るか丸太にして売るかという二つの問題でございまして、私どももいたしましては、先生御存じの昭和四十七

年十二月に林政審議会から答申をいただいております。その答申を踏まえて適切に対応してきたいというふうに考えておりますが、その考え方といたしましては、まず販売形態の問題でございますが、これは、先ほど申し上げましたように、それぞれの地域の林業の発展状況、こういうものを十分勘案して私もこれから販売をやらなければいけません、あわせて、その場合に弾力的な選択というものに十分今後とも努めていく必要があるというふうに考えております。

事業の実行形態の方でございますが、これは、それぞれの地域の事情なりそれから事業運営の効率性の問題、こういうものをわれわれとしましては十分把握しながら、それらを勘案していかなければいけない、そういう意味からも、直接の雇用と請負の事業と二つございます。こういう意味で、より適切な選択に十分配慮いたしまして、それぞれの事業の運営が能率的な方向に改善できるような形で積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○瀬野委員 本法提案の中に国有林野事業における各種事業の改廃をなすことが言われておりますけれども、これは具体的にどういうことをお考えですか。これも明らかにしてください。

○藍原政府委員 国有林野事業は、その主体をなします事業として販売あるいは製品生産事業、それから林道、造林、こういう仕事をしておりますけれども、そのほか付帯的な事業として従来ある意味では多種多様と言われるような事業もやっております。この付帯的な事業の具体的な内容なり規模につきましては、林業経営として行われる事業分野の財政的余力を背景として、従来林政協力あるいは地元対策等の観点からこれを弾力的に運営してまいりました。この場合にも、国有林野事業として行われます林業経営の現状、あるいは国有林野事業を取り巻く諸条件の変化、こういうものを十分検討いたしまして、これからの事業内容につきましては、新しい観点から、国有林野事業の業務としての必要性、妥当

性、こういうものを十分見通しまして、その整備を図ってきたいというふうに考えております。

さらに、それには能率的な展開も必要なことは当然でございますけれども、具体的に申し上げますと林木育種事業でございますが、これはその事業がこれから非常に多角化してまいりますけれども、そういう多角的な展開が要請されている中で、国有林野事業としてその必要妥当性を超える部分も現在では出てきております。そういう面につきましては、一般会計によります事業実施というふうな形で拡充してまいりたいというふうに考えております。

それから、すでに十年ばかり肉用牛の生産育成実験事業というものをやっております。これにつきましても、林業面での実験の目的はおおむね達成されておるといふふうにわれわれ考えておりますので、できるだけ速やかに農業者等の民間事業体にこれをゆだねてまいりたいというふうに考えております。

それから、そのほかレクリエーション事業がございまして、これらにつきましても、その実施方法については、国有林野の改善合理化を進める中で、国有林野の主体事業としてやれることを検討しながら、これらにつきましても今後十分検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○瀬野委員 赤字解消のためには、国民の率直な意見として、最大の要因は何としても人件費である、こういうようなことがかねがね言われているわけですが、要員管理の適正化、いわゆる企業体としての減量経営を志向せざるを得ないというところが国民の指摘として言われているわけですから、どういったことについて、政府はこの改善計画を出すに当たってどういふふうに対処する考案であるか、この点もさらにひとつ明らかにしていただきたいと思います。

○藍原政府委員 管理部門の一番大きな要因をなします人員でございますけれども、これは先生も御指摘になりましたように、伐採量が今後十年程

度にわたりまして非常に縮減いたしてまいります。そして、非常に縮減した後、二十年くらい後に増加してくるという傾向になるわけでございます。伐採量が最小限度のレベルに推移する時期に対応できるような形で、事業運営の効率化なりあるいは経営管理の適正化という自主的な経営改善を図っていかねばいけないと考えております。そういう意味からも、要員規模につきましてはいろいろな面から私も検討を進めておるわけでございます。

まず、定員内の職員でございますけれども、これはやはり事業規模の縮減に見合った調整が現在適正に進んでいない。特に管理部門におきましてはその点が指摘されるわけでございます。そういう肥大化されたものにつきましては高齢者の退職を促進するということ、新規採用の抑制、こういうことによりまして要員規模の適正化を逐次図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、定員外の職員の規模でございますけれども、これは直接雇用によります事業規模の動向、それからこれらの事業の改善合理化の進展の度合い、こういうものを勘案いたしまして、基幹作業職員制度の適正な運営を通じて、通年雇用の可能な範囲で要員管理を図ることとしたというふうな考え方をしております。したがって、事業規模の縮減あるいは労働生産性の向上の目標に見合った規模、こういう規模になるように、高齢者の退職の促進並びに新規採用の抑制といたしまして、これもその規模に見合った要員が確保できるような努力をまいりたいと考えております。そういうこと、こういうものの実行に当たりましては、雇用事情とかあるいは年齢等の実情を踏まえて、できる限り関係者の理解と納得を得ながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○瀬野委員 要員管理とまたどうしても関連して検討すべき問題で、国有林野事業の使命を達成する上に必要となる今後の事業または事業規模というものを、これらの効率性ということなどが大変問題になってくるわけでありまして、

も、こういったことについても、この機会に、どういふふうにお考えであるか、これもひとつ明らかにしていただきたいと思います。

○藍原政府委員 ただいま御説明申し上げましたように、伐採量を中心としたしまして事業規模が縮減の傾向にございます。そういう意味から、われわれといたしまして、その傾向に見合った、その縮減に見合った事業、そしてその事業が効率的に運営できるような確保を図っていく必要があるというふうに考えておりますが、このような状況に対処いたしまして、私もいたしましては、まず新しい機械を開発、導入いたしまして作業の効率を向上するというようなこと、それから作業方法を改善いたしまして生産性を上げるというようなこと、さらには現場作業管理を充実し、効率的な要員配置をいたしまして、職員の勤務規律その他の厳正な対応の中で生産性を上げていこうというふうにも考えております。

それから要員規模の適正化、これも全国にいろいろな事業所等がございまして、それぞれ規模に見合った要員を配置していこうということ。それから、先ほど申しましたけれども、組織機構の改善合理化、これも当然効率性の確保のための問題としてわれわれとらえております。

それから、先ほど申し上げました販売の問題でございますが、これも需要動向に即応いたしまして販売方法の改善ということを含めまして、その効率化を図り、そして、これらを含めまして自主的な経営改善ということを図ることによりまして、造林、林道というような基盤整備につきましても、それぞれ所要の財政措置を講じていくことによりまして、これからの国有林の改善合理化のさらに一歩積極的な効率性の向上ということに努力してまいりたいというふうに考えております。

○瀬野委員 農林大臣が他の委員会に出席のためにも、先ほど申しましたように、冒頭と最後の方あなたが対する質問の重要な点があるわけですから、途中も聞いておってもらわないと、なかなか

最後にも答弁ができないわけですが、国会も会期末を控えて重要なときでございますので、やむを得ませんので、大臣に対する質問は留保して後日に譲ることにしまして、大臣の退席を認めますから、どうぞ退席してください。

引き続き質問してまいります。

林野庁長官にお伺いします。すでに政府においては、行政機構改革プランを発表し、いろいろ検討しておりますことも国民周知のところでございますが、国有林野が所在するところの地元の関係市町村等においては、とりあえず昭和五十三年の各営林局、すなわち北海道を除いて九つの営林局で一つの営林署を統合するということが計画を進めておられますけれども、実際には、出先機関の統廃合について関係市町村では大変関心が強いところでございます。事実上、従来から事業量が減つて、合併すべきところのあることも十分わかって承知しておりますけれども、場所によっては統合はぜひ避けたいというところもありまして、今後はどうなるのかということでも不安を感じておるのも事実でございますが、今後の統廃合についてはどういうふうに考えておられるのか、五十三年度は一応の計画が発表されておりますけれども、五十四年度以降どういうふうに考えておられるのか、これもこの機会にその対処方針を明らかにしておいていただきたいと思います。

○今井政府委員 私どものところにも統廃合についてのいろいろ御要請がございます。そのとき私どもが申し上げておりますことは、長い期間地域住民の方々と親しんだ事業所あるいは営林署ではございますが、この際やはり合理化ということで御協力賜りたいということが一つ。それから、山を守り山を育てるということについては何ら変化はございません。どちらかと申しますと、事務的と申しましょうか、管理のような面とひとつ合理化できるものはしたいというふうな気持ちでございます。ということ、やはり地域住民の方と十分話し合いをいたしまして、そして皆さん方の御要望の中でわれわれが吸収できるものは

極力これを吸収いたしましていうことであれば、しばしば話し合いをいたしているわけでございます。今後とも地域の皆さん方とは密接な話し合いの機会を持ちまして、こちらの真意をよくわかっていただくという努力をいたしたいと考えております。

○瀬野委員 農林大臣にこの点も伺いたかったのですが、まあ時代も変わってくるわけでございます。その中で、将来こういつた組織の面、統廃合、いろいろ検討せなければならぬことは十分わかりますけれども、五十三年度においては北海道の四つの営林局を札幌営林局に統合して北海道営林局にする。それとつり合いをとるためというわけでもありませんでしようが、残りの九つの営林局に対しては一つずつ営林署を統合する。こういうふうにしていくと、将来的に一つずつとなつておりますけれども、将来において局においては統合できないところもあるだろうし、場合によってはかなり統合してもいい営林署も出てくるのじゃないか。計数的に右へならえて各局とも一つずつだとか二つずつだとか、こういうようなことにはならぬのじゃないか、こう思うのです。その辺が何となく機械的な感じがするのですけれども、将来のことでもあつて、きょうはたくさん傍聴にも見えておるようですが、いろいろ皆さん方も横を見い見い、何か歯切れの悪い答弁をしておられるようにだけれども、やはり国会議員としては、本法審議に当たつて正論を吐いて、将来のために明らかにしておかねばならぬ点は明らかにして、今後の研究、また法案取り扱ひの課題に供さねばならぬというところから、私たちが率直な意見を聞いておるわけでございますので、その辺の見通しについても、国民の前に明らかにしながら、これほど大きな赤字を抱えて、今日五K、五つのKと言われておるこの国有林に対して何とか、国民のために重要な酸素補給源でもあるし、しかも全国土の六八%も占めておる林野でございますから、ひとつ真剣に考えてもらいたいという意味から御答弁をいただくわけでございますので、その辺についても

もう少し見通し等を明らかにしていただければ、こう思いますが、私の意見に対してどういうふうな見解をお持ちであるか、再度お答えをいただきたい。

○今井政府委員 先生おっしゃいますように、営林署の問題につきましては、一割の線というのは閣議決定をいたしましたので、これは政府としては守つていかねばなりません。

そこでこのやり方でございますが、これこそ先生がおっしゃいます前半の十年の改善計画の中で十分練るべき問題でございます。したがつて、先生が御指摘されましたような画一的な運営というのは、必ずしも私どもは考えているものではないでございます。その点を申し上げておきたいと思ひます。

○瀬野委員 次に、国有林野事業特別会計法が現在あつて、大蔵省もこれに対して、法律にかかわりなく現在予算措置で一般会計から金が入つていくことも現実としてあるわけでございます。

そこで、本法を出さなくても特別会計法の改正でできる、こういうことを、私たちの友人からも電話、手紙をいただき、あえて今回本法を出すということについては、どういう意味で出すのかという素朴な問いかけもあることも事実でございます。

何れも私は本法を撤回せよというわけではございませんけれども、いわゆる国有林野事業特別会計法の改正を圖つて、一般会計からの繰り入れの規定を追加して必要な財政援助の措置を講ずるべきではないか、いわゆる現在の国有林野事業特別会計法の改正で事足りるのではないかと、こういう意見があるわけなんです。これに対しては、本法提案に当たつてどういう意味でこういうふうに提案をするのだ、従来からの経緯等を踏まえて、国民の前にこれもひとつ本法審議に当たつて明らかにしておいてもらわねばならぬ点であると思ひます。

政府の見解を求めます。

○監理政府委員 ただいま国有林野の特別会計の経理につきましては、特別会計法でそれぞれ運営しておるわけでございますけれども、これは収支

を経理するための一つの法律規定でございます。そういう意味から見ますと、今回私どもが考えておりますのは、国有林野事業の経営を健全化するために、改善計画というものを策定いたしました。それに基づいて着実に改善をするために、法律上の計画としてその実効を確保していきたいというのが一番大きな主眼としてございます。そういう観点から見ますと、これは特別会計法というものの性格から逸脱するのではないかと、いうふうに考えております。

それからもう一点は、今回の一般会計資金の繰り入れ並びに利益処分の特例という問題は、改善計画の達成のための手段として、一定の期間の特別措置としてわれわれ考えております。そういう意味から、改善計画と一体的に特別措置法案においてこれを規定することが妥当であるという判断から、ただいま御審議を願つておる法案に基づきまして一般会計の繰り入れ等を考へておるわけでございます。これがやはり国有林としてのこれからの改善計画を進めるに当たりましての法律上の一つの基準になりまして、この法律に基づいて的確な改善を今後十年間にやつてまいらうという姿勢でございます。

○瀬野委員 大蔵省実務主計官にお尋ねしますけれども、主計官は先ほど、本法提案に当たつて、本来独立算制を守りながら、本法は補完的なものであり、期間的に運用するものである、こういうような意味の御答弁がございました。御答弁、おっしゃったことをすぐ速記で書く余裕はなかったわけですから、大要をさういったことの御答弁でございます。この点は私十分わかるわけですから、あえて本法審議に当たつて大蔵省にお伺いしておきますけれども、本法の最も特色とするところは、国有林野事業特別会計の事業勘定に対して造林、林道等の事業施設費の一部について一般会計からの繰り入れの措置を五十三年度以降十年間の改善期間に限り講ずるという点でございます。しかしながら、国有林野事業の収支の均衡の回

復と、その経営の健全性を確立するという究極の目標は、先ほど私が申し上げましたように、残りの十年、すなわち改善目標達成期間で達成するということになるわけでございますが、改善期間においては、そのために必要な基本的条件の整備を完了するということになっておりますが、事業施設費の一部、すなわち造林、林道についてのみ一般会計からの繰り入れをするということにした、こういったことについてはどういう理由でしたのか、もっと幅広くできなかったか、こういう素朴な意見もあるわけですけれども、その辺について大蔵省の本法提案に当たつての見解をここで承つておきたいと思ひます。

○中央説明員 お答えいたします。

先生おっしゃるとおりでございます。十年間で国有林野事業特別会計の体質を改善いたしました。その後の十年間は収支採算がとれるような、均衡するような形に運営を徐々にしていけるようにする、十年間でもう体質が改善されておりますから、その後の十年間におきましては財政上の特別措置は要らないのではなからうか、こういうふうに考えておるわけであります。

そうして、なぜひまお尋ねの林道及び造林につきましてのみ限定したのかということでございますが、これは先ほど来繰り返し申し上げておりますように、本特別会計は独立採算を目標としたします企業会計方式によつておるわけでござい、ますからして、本来、国の一般会計からの何らかの援助というものはきわめて限定的に考えられるべき性質のものであるということが一点でござい、ます。

それから、林道と造林につきましては、国有林野事業の事業運営に際しまして基幹的な施設整備でございます。しかも、本件につきましては、先ほど農林大臣から御答弁がございましたように、民有林につきましては補助制度がございます。したがって、民有林に準じた形の援助措置を国有林にいたしても、それは補充的かつ期間限定的である限りにおきまして、国有林野事業特別会

計本来の趣旨を妨げるものではない、このように考えた次第でございます。したがって、その他のいろいろな問題につきまして一般会計から援助をしたかどうかというようなお話もあるかと思えますけれども、そういったことは適当でないのではなからうか、このように考えております。

○瀬野委員　さらに大蔵省にお伺いしますけれども、一般会計から治山勘定として、これまでも国有林野内に治山事業の一部について実施しておりますことは御承知のとおりでございしますが、この問題も、将来いわゆる一般会計と特別会計の負担区分ということもどうなのか、本法施行に当たって、これは従来のとおり踏襲していくことになるわけですので、そういうことについてはどういうふう到大蔵省はお考えであるか、これもひとつ明らかにしていただきたいと思う。

○奥倉説明員　お答えいたします。

○**中央倉説明員** お答えいたします。

治山勘定につきまして、先生おっしゃるとおりの措置を續けてきておる、たしか四十一年からやられてきております。これも事業の考え方といったしましては、民有林における治山と同じような頭でいるわけでございます。ただ、事業の経理上の仕方といったしまして、国有林治山につきましては、治山勘定でやる部分と事業勘定でやる部分と分かれていますけれども、考え方といったしましては、民有林治山と同じような考え方ということ、五十三年度の予算につきましても、その措置を若干改善をしているというふうに考えております。この治山事業に対する国の措置につきましては、本特別措置法の外の話というふうに考えております。

○瀬野委員 その点は一応了解いたしました。さらに、林野庁長官にお伺いしますが、繰入額の根拠についても明らかにしてもらいたいと思ひますけれども、五十三年度予算によると、この法律に基づく措置として四十億二千一百万円を一般会計から事業勘定に繰り入れることにしておりますが、その内容として、造林については保安林内の新植経費の一部として十八億八千九百万円、林

道については民有林を含む重要幹線林道開設經費の一部として二十一億三千二百万円となっており、この繰入額の根拠について、どういふふうにしてこれを出されたのか、明らかにしてください。

○秋山説明員 お答えいたします。

まず、造林でございますが、造林につきましては、先生からただいまお話がございましたように、保安林内の新植経費の一部でございます。現在これにつきまして民有林でも十分の三の補助率でございますので、それに準じて十分の三の補助率で、しております。

それから、林道でございますが、林道につきま
しては、特に重要な幹線道路でございますが、幹
線林道のうち、その利用区域内に民有林の面積が
二百ヘクタール以上ありますものの新設経費につ
きまして十分の四・五、四五%の補助率で計算を
しております。

○瀬野委員　時間が迫ってきますのではしよらざるを得ませんが、大蔵省にもう一点お伺いしますけれども、これは本法とは関係なく、この機会にお伺いしておきたい問題でございます。林道についてですけれども、国有林の幹線林道は、御承知のように、林道についても造林についても同じですが、一〇〇％国費でやっております。これまた、民有林のひがみというわけじゃございませんけれども、民有林の重要な林道も、裏負担を取るわけでもなく一〇〇％国庫でやってほしい、こういうふうにごの機会に民有林からの要請が出ているわけでもあります。先ほどから申し上げておりますように、どうしても国有林に大傾斜しているというところで国民からいろいろ批判が出ておるわけですが、もちろん国有林が行う林道、造林については国庫でやることは当然ですが、民有林は、造林については国庫でやっているじゃないかとおっしゃるけれども、造林と林道とはまた意味が違うわけですよ。そういう意味で、私もいろいろ調査をしてみました、熊本県の場合等は、広域幹線林道等を見ましても、受益者負担はほとんどゼロで、

やつておりません。しかし、全国的に見ますと、民有林一般補助林道等の補助率、これは全部申し上げる時間がございますが、中でも一般林道の負担額及び負担割合等を見ましても、広域幹線林道において国の負担額が百四十億一千六百万、負担割合が六三・三％、普通林道で負担額が二百六億九千四百万、負担割合が五〇・七％、都道府県の場合、広域幹線林道は六十六億三千五百万、負担割合が三〇％、普通林道が百十一億四千三百万、二七・三％、市町村の場合の広域幹線林道が十一億六千九百万、負担割合が五・三％、普通林道で七十八億九千六百万、負担割合が一九・三％、その他、これは地元負担、いわゆる裏負担であります、ここが大事なところですけれども、広域幹線林道で負担額が三億三千一百万、負担割合が一・四％、普通林道で十一億二千万、負担割合が二・七％、こういうふうになっております。

これは五十三年度の実施計画の内容でございますが、いずれにしても、県によつては裏負担のなないところもありますけれども、こういった広域基幹林道または普通林道の中でも、最近の林道は経済道として、いわゆる峰越し林道にしても、また奥地林道にしても、一般の方たちも利用するという経済的な道路に準ずるものが多くなつてまいりました。そういったことで、こういう本法によつて一般会計から十年間、当初四十億の財源を特別会計に埋める、こういうことになりますので、民有林においても、全部が全部とは申しませんが、民有林においても、全部が全部とはいへないけれども、こういった広域基幹林道あるいは普通林道の中でも、こういったことは、地元の裏負担は取らずに、何とかひとつ国庫で見ていただきたい。これはもう造林と林道とはまた意味が違ふのですから、そういったことをしていただかなければ、やはり国民の批判は相当強くなる、かように思うのです。こういった意味で、大蔵省も、今後林野庁から、いよいよ五月から来年の予算の検討が始まつていくわけでありますから、強い要請を出すことにお願いをしておりますので、ぜひともこういったことを踏まえて十分意見を聞いて対処

していただきたい。そして日本林業の発展のために十分ひとつ投資していただくようにお願いしたい、かように思うわけです。これに対して大蔵省の見解を承っておきたい。

○中央倉庫説明員 お答えいたします。

一般の民間の方から見ますと、国の一般会計と特別会計の区別をしないで、一般会計であろうと特別会計であろうと国がみんなやっているではないか、こういうお考えから、ただいまのようなお話になるのではなからうかとも思います。しかし、実際には、私もそういうふうに考えておりませんで、国の一般会計は国庫、まさに税金の国庫のお金でございますが、特別会計と申しますのは、民有林で申しますと民間の林業者と同じ立場にあるということになるわけでございます。したがって、たとえ普通林道で、内地でござい

ますと先ほど話に出ましたように四五%の一般会計からの補助率でございますが、これは民有林もそれから今度やろうとしております国有林につきましても同じでございます。それで、民有林の場合におきましては、その裏負担となります五五%につきまして、あるいは地方公共団体が相当部分持つとかいうこともございまして、実際の林業経営者の負担が五%になるのか一〇%になるのかいろいろあるかと思えますけれども、その程度になっておろうかと思えます。国有林の場合には、林業経営者としての特別会計は五五%全部持つわけでございすから、これはいま御質問のようないふことはならないのではなからうか、このように考える次第であります。

○瀬野委員 若干不明確の点がありますけれども、後日またさらにお伺いすることにしまして、次の問題に入ります。

林野庁長官にお尋ねしますけれども、それでは改善期間の各年度において一般会計から繰り入れられる金額の規模というものは、五十三年度は四十億でございますけれども、五十三年度並みの繰り入れ基準を将来行おうということにはならぬと思うのです。いわゆる物価等も上がってまいります

し、今後の状況等いろいろ勘案して、来年度、再来年度とだんだんこの金額もふえてくると思うのですけれども、来年度以降は、改善期間の十年間の金額、一般財源からの繰り入れはどういうふうにかえておられるのか、またそういったことを大蔵省に要求していかれるのか、その辺の考えもこの際明らかにしていただきたい。また、当然これは弾力的に決めていくべき問題であると思えますが、その辺の見通し等も、公開の席で発表できる範囲はお答えいただきたいと思っております。

また、十年間の大体の額の目標というものはどういうふうな設定をしておられるのか。なかなか想定はむずかしい点であらうかと思うけれども、その辺も答弁を求めるわけでございす。

さらに、この借入金についても、五十一年度は四百億、五十二年度は八百三十億、五十三年度は九百七十億を予定しておられますけれども、これも改善期間の最終年度末には残高がどのくらいになるのか。また、将来にわたってどういうふうにお考えであるか。もちろん、こういった本法案によつて十年間の改善期間を設けて改善するがゆえに、すきつとした立場で銀行等から借り入れもしていこうということであらうと思うのですが、その辺の見通し等はどのように想定されて本法案に及んだのか、この点、かいつまんでお答えをいただきたい。

○藍原政府委員 これから国有林が十年間、改善計画を立てまして改善に進むためには、やはりどうしてもその間一般会計からの繰り入れとそれから財投資金からの借り入れというものをいただかなければやれないことは事実でございます。したがって、先ほどお話ししたように、林道、造林等ににつきましては四十億を予定いたしておりますけれども、五十四年度以降の問題につきましては、法三条の規定あるいは法四條の規定、こういったものに基きまして、毎年度の予算編成において改善の進捗状況あるいは収支の状況、一般会計の財政事情、こういったものを勘案して決めてい

くということになるかと思えます。私もこういったことは、これから改善計画を立てるわけでございすますが、十年間の繰入額をいまの段階で見通すということは非常にむずかしい問題ではございませんが、この辺を十分頭に置きながらの改善計画を今後つくってまいりたいというふうに考えております。

○瀬野委員 林野庁としては、この改善期間十年間で必ずこの改善計画どおりに実行し、残りの改善目標達成期間、すなわち昭和七十二年において必ず目標は達成できる、こういう自信はありますか。ございすか。

○藍原政府委員 私どももこの法案を国会で御審議いただく前には十分検討を進めまして、林業は超長期でございますから、できるだけ早い期間にこの改善をしていこうというふうには考えております。またしたけれども、どうしても十年はかかるというところで十年計画という形にしたわけでございす。この間に、先生のおっしゃいましたような残りの十年という達成期間には、必ず所期の目的が達成できるような改善に積極的な努力を注いでまいりたいというふうに考えております。

○瀬野委員 林野庁長官、さらにお伺いしますけれども、大蔵省も十分お聞き取りいただきたいと思いますが、本法案によりまして、十年間という間、この改善期間については、国民のいわゆる負担に肩がわりをするということになるわけですが、一部の資金でありますけれども、国民の負担に肩がわりするということになるわけでございす。

そこで、反面このことが民有林関係予算を圧迫するということになったのでは困るわけですね。先ほどから申し上げてまいりましたように、民有林にしろ寄附していただくことには絶対な

りではない。むしろ国有林と肩を並べ、それ以上に造林、林道、あらゆる面において、また先ほど申しました公庫資金の引き下げからいわゆる森林組合等の事務所の補助に至るまで、いろいろな角度から民有林に対して温かい配慮をして

もらわなければならぬ、こういうふうに考えておるわけでございす。

そういった意味で、今後、林業関係者及びその団体のこういった不安を除くためにも、そういうことにはならぬように、国有林に十年間資金を投入するために民有林にそれが何らかの形でし寄せが来るということになったのでは大変である。この点については十分検討してもらいたいと思ふ。その点については林野庁長官及び大蔵省からひとつ決意をお聞きしておきたいと思ひます。

○藍原政府委員 いまの先生の御指摘は当然なこととございまして、私も、国有林が一般会計から負担をいただくという形で民有林を圧迫するようなことは毛頭考えることはできませんし、また、今後民有林業が振興することが日本林業全体の進展にもつながるわけでございまして、今後ともそういう配慮は十分しながら、国有林の健全な発展と民有林業の振興に努めてまいりたいと考えております。

ちなみに、五十三年度の予算だけを見ましても、林野の一般会計予算の伸び率は対前年度比が三九・九%でございます。国有林事業特別会計に繰り入れたものを除きましても三七・五%ということになりまして、国の一般会計の伸び率三・五%を上回っております。また非公公共につきましても、対前年度比が農林省で一五・一%でございますけれども、林野庁の場合には二五・八%というふうには大幅に上回っております。こういう意味から、私も、そういう点に十分配慮しながら、国有林の経営改善の努力と民有林の振興に努めておる次第でございます。

○中央倉庫説明員 お答えいたします。

○瀬野委員 この機会に大蔵省にさらに一、二点お伺いしておきます。

時間が詰まっておりますので、以上いろいろ質問してまいりまして、大蔵省も十分私の質問に対する趣旨

等はあらあらおわかりだと思ひます。

先ほどからお話がありましたように、この独算制についてはいわゆる補完的なものであり、また期間的なものであるというところであり、おっしゃいましたが、十年間の改善期間に對して今後弾力的に、いわゆる初年度四十億として今後一般會計から特別會計に補てんをしていくことになり、また、十年期間で仮にこれが目標達成できない場合は、またその時点でどうするかというところは、そのときでございまいしょうけれども、いずれにしても、その後も借入金については林野庁は借り入れをしていくということで、現在林野庁が人工造林として持つております二百二十万ヘクタール、この中の七〇％というものがいわゆる若齢林でございまして、あと二十年間の改善目標達成期間を経て初めて適正伐期齢に達し、伐採が可能だ、ここで黒字に転換するというような机上プランになつておられますが、そういうことから、借入金については今後十年後も続いていくというふうには私は見通しておられます。そういう将来を言うことはどうかと思ひますけれども、やはり本法審議に当たつてはその辺も十分やっておかなければ、私たち本法取り扱ひの問題をいろいろ協議していくわけではございまいしょう、あえてお伺ひしておきますが、独算制の限界というとなかなかむづかしいことになりまして、十年間で終わらぬ場合、また将来いろいろとさらに積み重ねていくということもあり得ると思ひますが、大蔵省としては、国有林野の特別會計の独算制について限界といふばなかなかむづかしい質問かと思ひますけれども、どういふふうに見ておられるのか。一般の国民から言ひますと、国有林野事業特別會計は発足当初から、対象とする事業に必要な支出を木材販売収入を主体とする事業収入で賄つてきたことは先ほど申し上げました、独立採算會計として構成されてきたわけですから、ところが、本法提案によつてどういふふうになつてまいりますと、今日まで維持されてきたこの独立採算制というものが、一般會計からの事業勘定への繰り

入れによつて特別會計の基本的性格が変更されるのじやないかという不安があります。せっかくこうして御援助いただくので、われわれもこれに結構であるからぜひこのようなことで大蔵省も理解してやつていただきたいと思つておるのですが、この点についても、大蔵省の見解をあわせてこの機会にお伺ひして、将来不安なく、そして息の長い林業に對する援助をしていただくと同時に、国有林の再建整備を図つていただく、かように思つておるわけですが、時間が詰まつてきたものですから、はしよつた質問になりましたけれども、その二点についてお伺ひをしたいと思います。

○中央説明員 お答えいたします。

独立採算制の限界はどこにあるのかというお尋ねでございしますが、これはなかなかむづかしい問題かと思ひます。ただ、国有林野事業というものが、事業の性格上かなり長期的な観点から収支採算を見ていかなければならないというものでございまして、十年間を改善期間とし、二十年先にはもう必ず均衡しているという目標になつておりますが、そういうことで、とにかく、ぜひとも、実際にこの国有林野事業特別會計の再建を図るということがまず必要なのではなからうかというふうに考へております。

○瀬野委員 時間が参りましたので最後に一つだけお伺ひして、残余の問題は明日以降に譲ることにして、この機会に、本日この後いろいろ協議をする関係から私もあえて一問だけ質問をしておきます。

国有林と民有林の労働条件の問題についてお伺ひしておきたいと思ひます。冒頭いろいろ指摘しましたように、国有林の場合には民有林に比して賃金が高いということで、民有林からもいろいろ批判も出ております。俗に言われ

らかなり厳しい批判があるわけです。国有林の労働条件がよいというからは、経営においても生産性の向上においてもまさっているか、こういうふうに言へば、国民はそうじやない、こういうふうには答へるわけです。また、そういう点がかねがねから問題になっております。これは国有林において大いに反省をしてもらわなければならぬ問題でございまして、国有林はいわば国家公務員制度によつて身分の安定が図られて、定員外の方もおられますけれども、そういうことで、どちらかといへば親方日の丸ではないか、こういう指摘でございまして。

私は、この機会に率直に申し上げますけれども、民有林の方はなかなか国有林と同じような扱いにはなつておりません。すなわち木材が高いから給料を上げる、安いから給料を下げるということにはなつていないのです。木材の暴騰、暴落にかかわらず、国有林の職員については給料が与えられております。そういうことで、詳しく申す時間もございませぬけれども、民有林の方は労働条件が悪いわけです。だから民有林の方も、これまた、民有林のひがみとは申しませんが、国家公務員並みに匹敵するような制度をつくつてくれということも否み得ない真実の声であることも当局は知つていただきたいのです。生産性の低い林業では容易でないこともよくわかつておりますけれども、私は、少なくとも民有林に對する社会制度の充実というところでたえねばならぬ。そうして今回こういうような二十年間という息の長いこういった改善期間を設けて改善政策が行われるわけですから、この機会に民有林についてももう一回問ひ直して、そうしてこの労働条件についても、先ほど言ひましたように一に苗畑、二に国有林、三、四がなくて五がキャバレーなんて言われないうちに、ひとつ民有林に對する温かい手を、そして国有林の方も大いに反省をして十分生産性の上がる体制をとつてもらふ、かように思ふわけでございます。

私は、こういったことは農林大臣にるる申し上げようと思ひましたけれども、時間が参りましたので、最後にはしよつた質問になりましたけれども、そういう意味から国有林、民有林の間に

おけるところのこれら労働条件の処遇に對する格差は正というような問題についても十分対処をされ、あらゆる面から検討されて、本法提案に当たつて新たな認識のもとに、今後民有林の育成を図り、ただでさえも林野庁が国有林に大傾斜しているというふうなことを言われないうちに、また五つのKと言われないうちに、黒字転換へのための最大の努力と今後の改善計画の推進に当たつてもらいたい、私はかように思ふわけでございまして。

以上、政務次官なり林野庁長官から、これに對する決意を述べていただきたい。このことはさらに農林大臣にも明日質問をして見解を求めるわけですが、このことの見解を求めて私の質問を一応終わりたい、かように思ひます。

○今井政府委員 先生の御卓見、まことにそのとおりでございまして。

林野庁は、國民の共有財産であります国有林野をお預かりしてこれを管理し、その素材を國民の需要に応じて売つていくという大變大事なことをやつておるわけではございまして。しかしながら、國民の財産をお守りし、これを管理するわけでありまして、その中にも國民の皆さん方の負担にこたえて最小の費用で最大限の経営効率を上げていくことは、これは國民の負担にこたえる意味からも当然のことではございまして、なお一層このよう

な厳しい気持ちで対処をいたさしたいと思ひます。また同時に、民有林の問題につきましても、國の助成あるいはその他もろもろの施策を通じまして、ひとつ先生の御趣旨を体してまいりたいと思ひます。

○瀬野委員 時間が参りましたので以上で質問を終わりますが、きわめて重要な国有林野事業改善特別措置法の法案でございまして。きょう一応いろいろ政府の見解を承りました。冒頭並びに最後の方では農林大臣が退席いたしましたので、重要な

分御存じかと思ひますけれども、戦後日本の国土が非常に荒れ、山が非常に荒れておりましたので、非常に災害が多かったという経緯から、保安林整備臨時措置法というものができまして、まず第一期として昭和二十九年から昭和三十一年までやっております。その間に保安林は、当初二十八年末に二百五十一万八千ヘクタールございましたものが、その期間中に百五十五万九千ヘクタールふえまして四百七十七万七千ヘクタールになっております。第一期の保安林整備計画は、主として国土保全という意味から、そういう災害防止の意味での保安林の設定をいたしております。

それから第二期の保安林整備計画でございますが、これは御存じのとおり国の復興も順調に進んでまいりまして、水資源の涵養ということが非常に叫ばれて、主として水資源涵養のための水源涵養林設定というものが中心に行われた保安林の整備でございますが、先ほど申しましたように、三十八年の末には四百七十七万七千ヘクタールございましたものを、その期間中に二百八十八万九千ヘクタール設定いたしました、六百九十六万六千ヘクタールというふうになっております。これはそれぞれその計画期間中の目標を定めて、その目標に向かって設定したわけでございまして、決していま先生がおっしゃいましたように、国有林の活用その他、他利用を防ぐために設けたものではございません。

それから、ただいま第三期に入っておりますが、第三期におきましては、現在、一応その計画でございすけれども、第三期中には百二十三万ヘクタールの設定をしようということで現在進行中でございます。

○堀之内委員 いまの長官の答弁は、活用を妨げるために指定したのではない、こうおっしゃいます。昭和四十五年四月一日までと比べて、四十六年になってから実際に急激にふやしておるのですよ。しかもそれが全部水源涵養保安林であります。砂防とか、そういうような防災上に必要な、国土保全に必要なものを保安林に指定したのじや

なくて――私は山の木は全部水源涵養だと思つたです。それをわざわざ里山までばりつとやつた。一番大きくやつておるのが三カ所ぐらい。このデータから見ても、一番ふやしておるのが旭川、それから九州の熊本、それから青森ですね。大体三カ所ぐらい。畜産業でもあるいは構造改善事業でも、一番どんだん拡大していろいろところ、しもうたと思つてばたばたこの保安林をかぶせてしまった。これは私もそういうように理解せざるを得ぬわけです。私も末端の市長をしておりまして、四十七年、四十八年、いや全部保安林です、いまだ保安林でなかったのがいつの間にか保安林になったのかいということ、せつかく活用の法律ができたのに、結局ほとんど保安林にしてしまったから、時と場合によつては解除するとおっしゃいますが、現実にはいまところ末端では活用されておられません。したがって、昭和四十五年度までに農業構造改善事業あるいは林業構造改善事業で活用された面積と、四十六年、まあと七七年からでもいいです、それから五十二年まで活用した面積が大体どれくらいできておるか、その面積を出していただければ大体これが理解できるのじやないか。ちやうど構造改善事業が始まってから四十五年まで約八年かかっておりますから、四十六年から五十二年まで八年、大体半分ぐらいですから、同じような面積でこういう国有地が活用されたというならば私は理解ができますが、実際私どもが末端で見た場合において、これはない。こうした保安林の網が急激にかぶせてあります。この点が一つ。

もう一つは、保安林というのとはどのような形であらうか。ばかばかおぼえていくのか、末端の市町村はほとんど知らないのです。国有林の存在している市町村長は知らないわけです。知らないうちに国有林が全部保安林ということになってしまった。こういうことではおかしいと思つたのですが、その手続あるいは保安林指定の方法ですか、この二つについてちやうどお尋ねいたします。

○監原政府委員 国有林の活用の面積でござい

すが、先生がただいま御指摘になりましたような分類で分けますと、法施行前の九年間におきまして約五万三千ヘクタールでございす。施行後の六年間では約二万二千六百ヘクタール、合計で六万二千九百ヘクタールということになっております。

〔山崎（平）委員長代理退席 委員長着席〕

それから保安林の指定の方法でございす。これは先ほど申し上げましたように、法律に基づきまして一応計画を立て、それを中央におきまして審議会で御審議いただきまして、中央森林審議会におきまして御決定いただいたものにつきまして十年間に指定をしていくということでございます。したがって、民有林と国有林等についても、保安林を指定する場合には当然森林所有者なり地元の都道府県と十分調整をとりながらその辺は施行しておるつもりでございます。

○堀之内委員 ただいまの保安林指定の方はちやうどいまわかりませんが、民有林の場合は所有者とよく相談してやらないとできないだろうと思ひますが、民有林の場合は今回は余り指定されてないですね。数がほとんどふえてない。やつたのは国有林だけが保安林指定を受けておるわけでありす。

そこで、いま利用度におきまして、前の方は五万ヘクタールであつて、後はわずか一万ヘクタールも利用してない、利用できない。ということとは、この活用法という期待した法律がせつかく通りながら、実際は不活用法である、こういうふうにならぬ、これは言わざるを得ないのであります。実際に、この法律がないときは五万ヘクタールも畜産の草地造成や土地改良、いろいろな農地等に活用させていただきまして、この法律が通つて逆に一万に減つたというところは、これはもう明らかに先ほど私が指摘申し上げましたとおり、実際は、故意にというか、大幅に保安林をかぶせてしまった。したがって、利用できそうな山林というのはほとんど保安林であるということでありす。私どもも何回か営林局あたりにも相談申し上げましたけれども、盾にとられるのは、保安林で

ございすということで、いわゆる玄關払いであります。したがって、私は、せつかくこの活用法という法律が国会の中でも承認され、また林野庁もみずから利用してもらおうと思つて出した法律ならば、やはり国有林の存在する市町村の住民の利益向上のためにも、もう少し利用させる方向でこれは検討すべきじやないか、かように思ひます。が、長官、もう一回お答えをお聞きたいと思ひます。

○監原政府委員 ただいま先生がおっしゃいました指定の状況でございすけれども、四十六年から五十一年度までの指定状況を見ますと、国有林で三万五千ヘクタール、民有林で十一万七千ヘクタールという形になりました。先生御指摘になりましたように国有林ばかりということではないといふふうにはあるいはそういう分布で国有林が多いためにそういう形になったところもあるうかと思ひますが、総体で見ますとこういう形になっております。

それから保安林の今後の考え方問題でございす。私どもも、保安林は保安林として、やはり国民の期待にこたえてそれぞれの使命、森林は水資源の涵養といふのがそればかりではなく、同時に土砂防止なり土砂流出防止の使命、保安林はそういう機能も持っておりますので、そういう意味から、やはり保安林を解除して他に転用利用していただく場合には相当慎重に考えなければいけない。過去におきまして、保安林を解除してそのために災害が出たという事例も決してないわけではございませんし、その辺は十分慎重に対応していきたいというふうには考えておりますし、また一面、先生がおっしゃいましたようなそれぞれの地域で農業あるいは畜産等に利用したいという御要望がある場合には、十分その辺の御要望との調整をどうやってとれるか、十分慎重に検討して対応してまいりたいというふうには考えております。

○堀之内委員 私は国土保全、防災という立場か

昭和四十五年四月一日現在では全国で二百十五万九千ヘクタールぐらいの水源涵養保安林であつたのが、昭和五十年、これは五十年でも四十六年でも一緒なんですが、それからがふえてないのですよ。それから五十年間に五万ヘクタールぐらいしか水源涵養保安林はふえておりません。それが約七十万というものを一年間でばさつとかぶせたといたところに問題があるのですよ。これが年々少しずつやつたというならまだ話はわかるのです。一年間で全部やつてしまつた、ばつとやつた、そういうデータなんです。だから、私は、せつつかく活用法案が出たのだから、保安林は除くとなつておるからこの際保安林に全部してしまへ、あるいは林野庁がそういう指令は出してなくても、熊本の営林局長が忠実であつたのか、あるいは青森の営林局長が忠実であつたのか、あるいは旭川の営林局長が忠実であつたのか、大体この三つでほとんど占めてしまつておる。それを全部一年間でやつてしまつておる。あとはうちびちびなんです。五十年間でちびちびしか水源涵養保安林にはしてないわけです。だから、私は、先ほどの農地利用の度合いから見しても、法律の施行前は五万ヘクタールも利用ができ、法律が施行になつたらたつた一万ヘクタールも利用ができない、これが保安林であるからということで常に利用というものが壁にぶち当たつておるわけであります。で、これを申し上げたのであります。

それならば、いま長官のお話では、せっかく地元と調和をとりながら利用はしてもらうのだということであれば、こういう保安林があつても、水源涵養保安林については、今後地元と、あるいはそうした市町村が営林局あたりとよく相談いただいてやるならば十分活用はさせるということなのか、その辺をはっきりしていただきたいと思ひます。

○藍原政府委員　冒頭ちよつとお話ししておきたいことは、保安林の指定、先生いま一年間で七十万ヘクタールというお話がございましたが、私ども

それから保安林、水源涵養林の今後の利用の問題でございますが、先ほど申し上げましたように、日本は三千五百万ヘクタールしか国土がございません。したがって、これからの国土を有効的に利用すること、あるいは場合によれば立体的に利用することが非常に必要ではないかということをおもひ考えております。そういう意味からも、先ほど申し上げましたような、森林の持ちますいろいろな機能がその地域の経済なりあるいは生活の安定に寄与する範囲内で、それが他に転用その他をしてその地域の振興を図り得るということであるならば、十分その辺は調和を図りながら対応していく姿勢でございます。

○堀之内委員 いまの長官の答弁は、最後だけがちよこつと、十分調和を図りながらということですが、私はよその方はちよつとわかりませんけれども、たとえば、九州でいま国有林を利用しようと思つたらできないわけですよ、保安林ということ。畜産を幾ら拡大しろ何をしろとおっしゃつても、全部保安林ですよ。だから、これは、大臣もちよつとおいでいただいておりますから、先ほ

山は水源涵養であることはもう決まっておるのですよ。何もわざわざ水源涵養保安林と指定しなくても、これは国有林ですから計画的に伐採していけばいいわけであります。民有林なら一遍にばさつと切るという心配もあるけれども、国有林の場合には施業計画に従つて少しずつ切つていけば水源涵養は十分できるわけです。私は、砂防保安林とかそういうのは別だと思ふのですね。だから、この際、せつかくこういう法律がある以上、あるいはまた、先ほど長官から御説明があつたのですが、いま日本の食糧自給率を上げようということで、中川農林大臣を中心にいろいろと国も一生懸命努力されている今日です。草地造成事業、土地改良事業とか、日本の国土を利用するのにはもう国有地しかないのです。實際どのもの地方では、国有林がたくさんあつた市町村ほどいまはい

いのです。私どもは民有地でなくてよかったと思
 っておるのです。昔、薩摩は賊軍になってよかつ
 たなと言うのです。あれが民有であれば、實際問
 題としてもうほとんど活用はできません。幸い私
 どもの方は先祖が賊軍になったからこそ、おかげ
 で全部官に巻き上げられたから、現在われわれは
 それを十分利用させていただいておる。ところが
 が、利用させていただこうと思つたときにこうい

○藍原政府委員　たびたび恐縮でございますけれども、私どもも、先ほど申し上げましたように地元のいろいろな産業振興のために役に立つものであれば御協力する姿勢は本当にやぶさかでないわけでございます。

ただ一点申し上げておきたいのは、過去にそういうことでやはり利用していただいて災害が出た事例もございます。それから、非常に面積が大きくなりますとやはり問題がある。よく何百ヘクタールという大きなものが出てまいりますので、その辺を十分調整しながら対応したい。ところが、地元の御要望は三百、四百、こういう大きな面積が出てまいります。そこで、その辺を十分調整しながら何とかうまく利用していただけないかということ、時間がかかっている点については非常に恐縮と思いますけれども、私どもの姿勢も、そういう意味で積極的な対応をする。やはりそういう国費のためということではなくて、災害その他をおもんばかって心配しておることを十分御理解をいただきたいと思います。

○堀之内委員 理解してくれとおっしゃいます、私はこれはどうも理解できぬわけなんです

よ。いままでが実際にやられておらぬから。水源涵養林の指定を解除したからといって、これからどんなんやって、九州でそんな大災害が起こったという例はいままで過去十五、六年の間にないわけです。

だから、私は、ここでこればかりで時間をとられたらいいませんから、四十六年、七年にかけて一気にとこの水源涵養保安林というものを指定されております、これをもう一回見直しをしていただくということ、これはお考えいただけませんか。でないと、一回一回営林局と農政局が話し合いつても、なかなか末端の交渉事には、われわれが末端の交渉を営林局に行つて課長さんと相談してみたら、本人でなければわからぬわけです。

長官がここで言うのとは末端の実際は違ふのです。これは営林署長といえども、一職員といえども、自分の山だと思つてゐるのだ。これは保安林だから絶対手放さないのだという考え方でおるわけですから。そういう意味で、私は、確かに利用できるようなところは保安林を解除していくということとが今後の活用という意味で大変重要だ、かように思ふわけでありませう。だから、その点について、もう一回保安林の状態というものを点検もさせながら、あるいは今後この法律にのつた形で利用させる方向で御検討をいただけないかどうか、改めてもう一回御見解をお聞かせします。

○藍原政府委員 先ほど御説明申し上げましたように、活用に当たりましての基本的な考え方については、保安林は原則として除くということになつておりますけれども、ただし書きも十分つけてあるわけでございます。そこで、先生いま御指摘になりましたように、営林局なり営林署の態度が非常に頑固であるというお話でございますが、私も、その辺につきましては今後十分指導をいたしまして、活用法の精神が十分くみ取られた形で国有林が活用できるような指導をしてまいりたいと思ひます。

○堀之内委員 それではこれだけで時間をつぶしますので、一応最後は大変前向きな御答弁をいただきます。

だきましたから、それを了として理解いたしました、次に移りたいと思ひます。

今日、国有林野事業が相当な赤字を出すようになったということは私も承知いたしておりますが、このような状態になった背景と申しますか、原因と申しますか、これは長官はどのように理解をされておりますか。長いこと国有林野事業に携わられた大先輩であられますから、十分その点は御承知だと思ひますので、その辺の原因をお聞かせいただきたいと思ひます。

○藍原政府委員 国有林が財政的に赤字になった原因につきましては、いろいろな問題があると思ひますけれども、これを財政的に見ますと、損益計算上の損失の発生と現金収支上の資金不足という二つの面があるのではなからうかと思ひます。

そこで、損益計算上の損失の理由でございますけれども、これを収入と費用の面で分けてみますと、収入の面では、いまも論議になりました森林の公益的機能の維持あるいは資源賦存状況から、伐採量にどうしても限界があるということと、そのために伐採量を縮減せざるを得ないという現状であること、それから木材の需要構造の変化によりまして材価がきわめて低迷しておるというふうな問題。それから一方費用の面では、かつて伐採量が非常に大きかったときに抱えておりました管理部門がございまして、そういう管理部門の相対的な肥大化といったような大きな事情がございまして、人件費が固定化してしまつてゐるというふうなこと、あるいは森林の公益的機能の維持向上のために諸経費の増高がある、こういう問題が費用面ではあるのではなからうかと思ひます。

また、現金収支の面でございますけれども、これにつきましては、国有林の資源状況から、先ほど申し上げましたように伐採量をふやすというわけにまいりませんので、収入の制限がございまして、そういう中で、森林資源の再生産を図らうというところで、ただいま造林とか林道というものに

積極的に投資をやっておりますけれども、こういう投資活動を維持していくために生じているという面がございまして。

こういうようなことが財政的に見た大きな赤字の原因ではなからうかというふうに考えておりますが、要は、こういう問題と同時に、こういう状況になるために、やはりある意味で、私どもの国有林の管理運営につきまして、いろいろな状況判断なりその他について必ずしも十分でなかつた点があるかということも私も十分考えておるわけでございます。

○堀之内委員 赤字が大幅に出てくる、今後も増大されるような状況になった原因については、いま長官からも詳しくお話がありました。私は、いろいろ見方があると思ひます。いままでの林野行政というのが、自分たちがつくつた山ではないんです。林野庁というのは、昭和二十二年国のいろいろな山を一括あなたの方で管理をすることになったわけですから。この当時の山というのは、これはみなわれわれの祖先、先輩が残した財産だったんです。それを戦後のいろいろな需要に応じて、めちやくちやというか、ただどんどん切つて売つてから、ただでもらつたやつをただ切つて売つたんだから、これはもうかるのは、黒字が出るのはあたりまえなんです。それで、企業特別会計を持つておつてこれは黒字経営だといつて安閑としておつたところが今日があると私は思ふのです。その中で典型的なのが、木材の伐採をいたされるときの原価方式ですか、いわゆる丸太を切つて売つた場合の原価の出し方というものが、あるいは職員のいろいろな能率のぐあひとか、あるいはまた機構の問題、こういう三つがほかの部門から見て非常に立ちおくれをした、こういうふうには私は理解をいたしております。大体三つぐらいだ、こういうふうには私は思ふのですが、この点、長官はどのように理解されておりますか。

○藍原政府委員 ただいまおっしゃいましたように、国有林の現在の状況を見ますと、確かに、ただいま切つております木、戦後切りました木は、

戦前の大先輩が植えていただいた木でございますし、それから天然林等につきましては従前から日本に生えておりました木でございますから、その伐採してあります材を植えるあるいは育てるために最近金をかけたものではない、そういうものを出したということは事実でございます。ただ、私もいま考えてみますと、昭和二十年代というのは、比較的国有林の伐採量もそう多くなく、安定的にやつておつたわけでございますが、戦後の復興なりあるいは経済の発展に対応するために、外材が入つてこないという事態に非常に国有林に期待が大きくなつた。そのときにやはり国有林としては、国の経済の発展なり国民生活のためにどうしても材を少し出していかねばいけないという事態もございました。そこで、やはり奥地の森林を開発して国有林材を出して国民の経済を担おうということから、伐採量が一時的に増大いたしましたけれども、その後やはり経済も安定し、国民生活も安定してまいりまして、森林に対します公益的機能の発揮というものの要請が四十年代非常に高まつてまいりまして、そういう意味から伐採面積の縮減あるいは禁伐地域の拡大等々をやりました。現在のようないくつかから当分の間伐採量を下げるといふことがございます。したがって、一番伐採しておりました時点といまとを比較いたしますと、大体三分の二ぐらいの伐採量になつております。こういう面から収入面が非常に伸び悩んでおるといふことは大きく言えるものではなからうかと思ひますが、あわせて、先生が御指摘になりましたように、伐採が大きな時代の管理部門なり組織機構と現在の機構はほとんど同じような形であるところ、ここにやはり大きな問題点があると私も認識いたしております。また、現在やつております職員全体の職務規律なりあるいは意識の問題等についても必ずしも十分でない点もあるというふうにおれわれも考えておりますが、この辺については今後十分指導して改善を図つてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

次に、職員の雇用状況をちょっとお聞きいたしますが、勤務形態について定員外職員、いわゆる作業現場の職員ですが、こうした者の実態をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○藍原政府委員 林野庁には、先生御存じのとおり、定員内職員と定員外職員がおります。

定員内職員につきましては少し時系列的に申し上げますと、昭和三十年が二万人程度でございまして、昭和四十年になりますとそれが三万九千八百人余、それから昭和五十二年では三万五千七百七十一人という形になっております。

それから、定員外でございますけれども、定員外につきましては、これには常動作業員と常用作業員と定期作業員との三種類がございます。これは雇用区分別に変動が非常にございますが、これをトータルいたしますと、昭和三十年には三万一千二百人程度でございますが、四十年には四万五千三百八十一人になっております。そして、これが五十二年には三万一千四百九十九人と減になっておる、こういう状況で、昭和三十年から四十年にかけまして、一番この辺で定員内、定員外とも人員が多いわけでございますが、その後林野庁にお

きまして、鋭意定員外作業員の縮減を図りまして、現在はいま申し上げましたような数字に減ってきておるわけでございます。

○堀之内委員　職員の状態というのはそうなっているでしょうが、最近になって林野基幹作業職員という制度を発足させて、そして新たにいままでの常用ですか、そういう者を約二万人ぐらい任用されておるようであります。したがって、實際のあれを見ますと、常用以上を見ますと、三十九年、一番林野庁の職員がおった八万五千という時代のいわゆる定期を除く常用以上は約五万人だったのです。ところが、五十二年になるとこれが逆に五万五千人にふえておるわけです。結局、最後までめんどろを見なければならぬいろいろな職員というのが常用化されて、いわゆる定員内職員というべき職員が逆にふえてきておるわけです。経営の最もよかった時代より経営の悪い今日の方がかえってふえておるのです。これはどういうことなんでしょうか。せつかく合理化もしていこう、あるいは今後の経費の支出も減らしていこうというこの時期に、逆に五千人もふやしていった、この点についてどのように考えておられますか。

○藍原政府委員 数字につきましてはちよつと私あれでございますけれども、いま先生が御指摘になりましたような考え方で私どもは対応しておるものではございませんで、先ほど申し上げましたように、定員内職員につきましても年々縮減の方向を図っておりますし、それから定員外職員につきましても、いま先生が御指摘になりました基幹作業職員というものは——これらの国有林で働いておられる方はいままで常用とか定期とかいろいろございしました。しかしながら、ある意味では身分が必ずしも安定しておらないという問題もございします。そういう意味で、できるだけ身分を安定してほしいという要望が前々からございまして、これに對してどう対応していくかということでここ十年近くいろいろやつてまいつたわけでございします。

そこで、私どもとしては、これからやはり国有林の改善合理化を進めるに当たりまして、基幹的な仕事をやっていただく方についてはある意味での身分を安定して、そのかわりしっかり仕事をしていただこうということで、そういう方々につきましては、先ほど申し上げましたような作業職員という形の制度をつくりまして、一万九千三百人の方に現在基幹作業職員になっていただいておりますけれども、私どもの考え方としては、この作業員の方々を中心にして対応していこうということとでございますので、現在まだそのほかにも常用、定期の方がおられますけれども、行く行くは高齢者の退職というような形でこの削減の促進を図りまして、通年して仕事ができる範囲内での基幹的な作業員を把握しながら対応してまいりたいという考え方でございます。

○堀之内委員 いまおつしやる基幹作業職員というのに本当に現場の作業で基幹的に努力してもらおう、こういうことだということで、その言葉は非常にいいのですよ。ところが、実際末端で働いておる職員というのはどのような状況になっておりますか。実際は林野の営林局の現場の職員ほど働かない人間はいないということになっておりますよ。これがいま民有林の皆さん方に非常に大きな影響を与えておる。勤務の実態というのはどのようなものになっておりますか、ちよつとお尋ねいたします。

○藍原政府委員　ただいま先生が御指摘になりましたように、国有林の職員、作業員が働かないという声は私どももときどき耳にいたしておりました。私どももいたしましては、私どもの指導が足りないことは十分反省いたしておりますが、全国七百五十万ヘクタール、三百五十一営林署ございまして、どうしてもそういう場が出てくるのかとていうふうに非常に心配しておりますけれども、今後そういう御批判を受けないような指導を徹底してまいりたいというふうに考えております。

○堀之内委員　長官も大体その点は理解をされておるようですから、もうこれ以上は申しません。

が、やはりこの職員にはある程度ノルマというものがある、をやらなないと、八時間働いても五時間で済んでもいいじゃないか、一人の作業量というのは、下払いでは幾ら、大体何平米だ、あるいは植栽は幾らだ、五時間で済んでも四時間で済んでもいい。一日のノルマというのを与えるような方向の方が効率的である。公務員の服務規定からいってちよつと問題があるような気もしますが、その辺もやはり効率を上げるという立場から、でないと、国有林だけが日本の山ならいいのですけれども、大部分は民有林なんですから、その民有林のいろんな作業に、民有林経営に非常に悪影響を与えておるわけです。国有林だけで済む問題ではないわけです。これは私どもが末端でどこからも聞く言葉なんですから、だから、そういう国民から国有林を非難されないような形にするためには、何といつてもやはり第一線のそういう作業員の方々に模範を示してもらわないと、賃金でも、あれらはたった三時間しか一日働かずに五千円もらうじゃないかと、それが一番批判になっておる。だから、国有林が黒字になるはずはないというのが国民の偽らない声であるわけであります。だから、そういうことを今後の施設計画では十分お考えいただきたいと思ひます。

最後に、もう一つだけお願いしておきます。今日、これは国有林だけじゃありませんが、日本の森林業、木材業というものを発展させるために、これも前からいろいろな場所でお話が出ておる。日本の木材だけに木引税をかけておる。これは賛否両論いろいろありますが、私は、この際、この木引税はおくことにいたしまして、今後いろいろな森林事業を進める一つの財源を確保するというものがなければ、ただいろいろ言っているだけでは、これは財源なくしてできない。幸い、現在、在外材というものが約一兆一千億円前後ですか、金額にして相当量の外材が輸入されておる。これは、関税はゼロで、そのままフリーだから、内地材が太刀打ちできるはずがないわけだ。だから、

これに對しては、やはり国内法という立場から、これは大臣のお考えをお聞きした方がいんじやなかろうかと思うのですが、仮に日本の木引税と同じような形で、制限いっぱい三%をかけるならば、三百三十億という財源ができるわけですから、この財源で、今後の林道事業なり、あるいはまた国有林整備事業なり、治山事業なり、あるいはまた育苗なり、そういうものに活用するという方向に考えらば、非常に前向きだと思う。これならば、幾ら外国のものといえども、日本の木には税金をかけておるのだから、やはり外材もかけるんだということになれば、外国もそんなにこれに對して非難することはなからう。関税という語弊がありますが、木引税だ。外材に対する木引税だということでは、課税ということならば、財源もでき、さらにまた今後の製材、木材業に対する助成方法もいろいろ配當ができると思いますが、大臣、これについてはどのようにお考えですか、お尋ねします。

○中川国務大臣 木引税の問題に関連する外材に対する課徴金というのですか、取引税というのですか、関税でないものをかけたらという議論は相当前からありまして、私どもも関心を持っておったのですが、最近ではちよつとこれはできない。というのは、非常に関税障壁に対して諸外国が厳しくなった。いま、ゼロ関税だけでも許さないので、将来ともずうつとゼロであることを約束しろ、これぐらい厳しい状況にありますので、研究はしてみますけれども、約束しても、外国の圧力をはねのけてやれるような情勢にはなかなかない。気持ちにはよく理解できますけれども、現実問題としてはなかなか厳しいというのを申し上げざるを得ないわけでございます。気持ちとしてはよく理解できるわけでございます。

○堀之内委員 大臣がそんな弱気で言われたので、ちよつと問題なんです、それならば、内地材の木引税を廃止してもらわないと、わずか三十億前後ですから、どうということはないのですが、内地材にはかけておいて、外材には、これは国内

法の問題ですから、いわゆる物品税というような形ででも外材にやってもらって、そして財源を三百億でも二百億でも確保すれば、今後の林野事業整備の上で大変前向きにできる、かように思うわけでございますので、大臣にお尋ねしましたが、きょうは、ここで再度答弁はいただきません。どうか、今後十分御研究をいただきまして、前向きに、ともに努力をさせていただきたいと思ひます。

あと、社会党の対案についての御質問は、後に時間を留保することにしたしまして、きょうの私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○中尾委員長 津川武一君。

○津川委員 私は、いま提案されておる内閣提出、国有林野事業改善特別措置法案、もう一つは、芳賀貢君外十二名提出、国有林野事業再建整備特別措置法案について質問したいと思ひます。このうち、きょうは、内閣提出の法案、あしたは、芳賀貢君外十二名提出の法案について質問しようと思ひますが、両法案が提案されておりますので、芳賀貢君外十二名提案の法案について一言だけ触れてみたいと思ひます。

芳賀貢君提出の法案によりますと、住民福祉の向上に寄与することになるように国有林野を活用し、それに必要な経費を一般会計から出すようにというふうにしてあります。ところが政府案は、いろいろ聞いてみますと、こういう国民福祉の、たとえばスキー場なんかにする仕事を今度何か削ったみたいと思われるのですが、社会党案のこの方が私はよろしいと思ひ、支持したいと思ひ、政府がそういうことを政府案からなぜ抜いたのかというのを簡単に説明していただいて、次に政府提出のものに入っていきます。

○石川政府委員 政府案について御説明いたしますと、一般会計から繰り入れることができますものは、国有林野の経営改善に資するといふものでございまして、事業施設費でございまして、その事業施設費の具体的内容につきましては、法案で御

承知のように、予算で定めるところと政令で定めるという二つを要件にいたしておりました、五十三年度の予算で申し上げますと、重要な幹線林道に係るものと、保安林に係る造林の部分でございまして、その他の事業施設費につきましては、法案自体で全く予定していないわけではございませんで、今後の課題として、さらに予算の面なり、あるいはそういうことが国有林の経営改善に円滑に資するかどうかという判断で、政令で定めるところに委ねられているわけでございます。

○津川委員 ぜひ国民レクリエーションの場にも国有林野を活用するように要請して、次の質問に入っていきます。

たびたび議論にもなりましたが、国有林野の使命についてでございます。

一つは、木材その他の林産物の計画的な持続的な供給。二つ目には、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全などの森林の公益的機能を果たさせる。三つ目には、国有林野の活用により、地域の産業活動、こういうものを興して地域振興に寄与する、こういうことをわれわれもしやべってきたし、政府もこの立場から、この委員会の席でも何回か話してまいりました。

そこで、二つ目の、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全などの公益的役割、これについて若干聞いてみたいと思ひます。

昭和四十七年十二月の林野庁の中間報告によりますと、「みどりの効用調査による評価額」、緑が幾らの経済的な価値があるかという、お金の換算です。水源涵養として一兆六千億、土砂の流出防止として二兆二千七百億、土砂の崩壊防止として五百億、保健休養として二兆二千五百億、野生の鳥獣保護として一兆七千七百億、酸素供給、大気浄化、こういう作用として四兆八千七百億、合わせて十二兆八千二百億。この効用は、この委員会でも前に問題にしたことがござい

ます。この十二兆八千二百億を、四十七年十二月でありますので、五十一年十一月の御売物価指数に換算していきますと、二十一兆二千四百四十

三億円になります。これは全林野でございまして、これだけ大きな機能を果たしておるのが森林でございまして。この中で国有林野が大きな役割を果たしておる。その国有林野が赤字でございまして、なぜ赤字になったかというところでいろいろ議論もございまして、戦後の国民の要求に基づいてたくさん切ったこと、高度経済成長期に紙パルプなどの大企業への要請のもとに成長量を二倍も上回るような伐採をしたこと、こういうことによつて森林資源を食いつぶし国有林野を荒廃させ、国土に多くの水害を起してきた。この公益的機能を発揮させるとすれば、本来一般会計で行わなければならないのですが、林政協力という名のもとに国有林野の収益の相当部分を国有林野から持ち出し、国有林野の生産基盤などに對する必要な投資をやらなかつたりおくらせてきて、今日の状況を

つくつております。こういう形で、緑の保全のために、水資源の涵養のために、国土の保全に、公益的機能が強く国民に求められております。ところが、これを国有林野のかせぎ高からやらせておりますので問題が出てまいります。

こういう立場からもう一つ国有林野を見てみますと、国有林七百五十七万ヘクタールのうち保安林が三百六十二万ヘクタール、自然公園など国民の保健及び休養のための国有林野の利用が三百五十一万ヘクタール、史跡名勝、天然記念物、このために十一万ヘクタール、鳥獣保護区が七十七万ヘクタール、レクリエーションの森が五十八万ヘクタール、現にこのように使われておるのです。

こういう点で大事な国有林が公益的機能を果たしている役割を大蔵省は認めるつもりかどうか。認めなければならぬと思ひます。これが大蔵省に對する一つの質問。

とすれば、国有林野の事業から上がったものだけこれをやらせるのは間違ひなんです、国がこの経費を負担すべきだと思う。この二点を大蔵省に答えていただきます。

○奥會説明員 お答えいたします。先生御指摘の、前段の公益的機能の問題でござ

いますが、国有林がその事業運営の過程において公益的機能を果たしているということは、先生おっしゃる通りに事実だと思ひます。国有林野がその公益的機能を果たしているというところは一つの目的かもしれませんが、しかし、それはそれだけのためにやっているとわけるものではないのではなからうかと私も考えております。たとえば国有林にいたしましても、森林を育て林業をやつていくという過程におきまして、やはり緑があり、自然保護のためにみんな国民全体に益しているわけではございませんで、国有林にその問題は限った話ではないのではなからうかというふうに思ひます。

それから二段目に、これに對して国は一般会計からお金を出すべきではないかというお話でございまして、その問題となる公益的機能の中でも、国土の保全、国民生活の安全に最も密接な関係がございまして治山事業、これにつきましては、かねてから一般会計として国有林につきましても治山事業について金を出しているわけではございまして、これは御承知のとおりだと思ひます。四十九年度以降は国有林事業と同じようにお金を出してやつてきているわけではございまして。

○津川委員 大蔵省、国有林でも公益的機能を果たしているという、だから国有林野はその点は余り考えなくてもいいような意見だけれども、国土の保全の上で国有林野の果たしている役割は、国有林とは段違いなんです。私、言つたでしよう、国有林野七百五十七万ヘクタールのうち、保安林が三百六十二万ヘクタールです。国有林にこんなものがありますか、幾らかあるけれども、そこところ、この点は国土維持のためにどうしても政府が考え直さなければならぬ大事な大事な点なんです。民間でも自分の裏のかきねに植えている防風林、これは当然その人たちが負担している。国も自分の国土を維持するとしてればこの点はどうしても国の負担が当然なのを出し惜しんでくるところに、今度の法律を出さなければならぬ根拠があつたわけでありまして、この点からまた言う

と、いままでこういう正しい認識に立てば一般会計から投資してくるのが当然なのをやらなければならぬ、今度は国有林野は長期借入金九百七十億円に對して、一般会計からわずかに四十億円導入してくるという。この程度では、これまでの借入金の利息分にも及ばなくなるのじゃないか。この法案が通つても、依然として借入金依存の体制は変わらない。このままでは将来、元金利息償還のためにまた新たな借入金が必要となると思うのです。したがって、大蔵省も、国有林について赤字のレツテルを張るのではなく、公益的機能について国民的な合意が得られるように、国民的な要請にこたえるために十分お金を出していかなければならぬと思います。大蔵省は国有林野財政をいつまでも借入金政策でやらせるつもりでありますか。金に對して経営に對しては、一かども二かども見識を持っている大蔵省です、重ねて答えていただきます。

○大蔵省説明員 お答えいたします。

国有林野事業が特別会計になりましたときのいきさつから申しますれば、こんなことになっていくようにあります。従来のように一般会計のもとでは、林野経営の特異性は無視されて国土は荒廢するしかない、また、会計の見地からも、一般会計は国家企業の一種としての国有林野経営の成果及び財政の状態を明確に分析、把握して、事業能率の増進、経営の合理化に對してその指針を与えるような会計制度にすべきだということで、特別会計になっていくわけです。

その特別会計というのは独立採算を原則としてやるということをやつてきているわけでございまして、制度のたてまえからいたしまして、その独立採算の中において、いま先生御指摘の公益的機能をもろもろ果たしながら、それから林業資源の安定的な供給も果たしながら、また同時に、国民生活、国民福祉の向上にも役立つ、そういう運営をしていくというのが国有林野事業なわけでございまして、したがって、いままでそういうふうにしてやつてきた。

ところが、いま問題となつておりますように赤字が続きます、五十三年度からは累積欠損が出てくるではないかという事態に立ち至つておるわけでございまして、私どももいたしましては、そういう異常な状態というものをなるべく速やかに正常な特別会計本来のあり方に戻すべきであるということでもうした法案をお願いしているかと存じております。したがって、この法案を御承認いただきました後、十年間の改善期間におきまして、国有林野事業の現在悩んでおります弱い體質を改善して、それで二十年後には収支均衡に持つていくということになつていくわけでございます。

別途その借入金はどうなんだということですが、これは企業経営であります限りにおきまして、借入金が一切あつてはならないということではないと思ひます。企業につきましては、企業と申しますものは、御承知のとおり、借入金といふものがつきものでございまして、その借入金の額、それから借入金の性質、そういうものが問題かと思ひます。現時点におきまして、借入金金が正常な借入金であらうかということになりますと、やはりこれはちよつと問題が多いところでありまして、なるべく早い時期に国有林野事業の體質を改善して、借入金については適正規模なところに持つていくということにしなければならぬかと思ひます。

○津川委員 国有林野の財政を維持するために経営の合理化と言ひましたね。まあいいでしょう。だけれども、半分も保安林ですよ。売つて利益になつてお金になるものが、必要ときに切れないのです。これが公益的な性格なんですよ。そんなことをお構ひなしに、あなたたちはお金を出し惜しんで合理化やれという。借金も、借金の利息を返すために借金をしなければならぬようなものは、やはりこれ入れなければならぬ。こんなことを指摘して、大蔵省で国有林野の健全な発達のために必要なお金を出すことを検討していただくように要請して、大蔵省に對する質問は終わります。

て次に移ります。言うことがなければ、お歸りになつても結構でございます。

そこで、この借金政策、利子のために借金をするということとは、早く抜け出さなければならぬと思ひますが、林野庁の方針を伺はせていただきます。

○藍原政府委員 国有林の性格につきましては、いま大蔵省の方から御説明ございましたが、私どもも、国有林が、国有林の性格を確実に維持しながら健全な経営ができるように今後対応していかなければいけないというふうな考へております。そういう意味で、ただいま御審議を願つております法案を提出いたしました、この法案に基づきまして、私どもは改善計画をきちんと立て、今後十年間のうちに、この後二十年先には健全な経営になるような基盤を十分整備しておこうというのがわれわれの考へ方でございます。その間に必要なものにつきますのは法案に基づきましての一般会計の繰り入れあるいは財政の借り入れ、こういうものを行ひまして、その間における基盤の整備を図り、そして改善を進めながら二十年先には所期の目的が達せられるような基盤をつくつていきたいというのがたゞだいまわれわれが考へている考へ方でございます。

○津川委員 われわれも国有林野の財政の回復のために全力を挙げて応援するにやぶさかではありません。

次の質問を進めていきます。

国際的な木材の需給の見通しでございます。経済企画庁の調査によりますと、輸出余力のある国は限られております。現在でも森林は、世界的に過伐の状況にあるとも言われております。将来国民生活に必要な需要もふえると思ひますが、これに追いつけないのが心配になっております。

〔委員長退席、片岡委員長代理着席〕
そこで、どうしても日本の林業の生産を充実、振興させることが必要となつてまいりました。主要国の木材充足率を見ますと、丸太について言うならば、一九七〇年で一〇〇%以上の充足率をして

いる国は、フィリピン、マレーシア、ニュージーランド、ソ連、アメリカ、チエコスロバキア、スウェーデン、カナダ、オーストラリアになつております。このうちで、ソ連、アメリカ、チエコスロバキア、スウェーデン、カナダ、オーストラリアが充足率一〇〇%から一〇五%、余力はあります。余力を持つておるのはニュージーランドの一五八%、マレーシアの二七七%、フィリピンの三〇八%、こんなふうな状態でございます。したがって、私たち、日本の木材充足率をどうしても高めていかなければならない、こんなふうな考へているわけでありまして、このために政府は、森林全体の振興、わけでも国有林野の改善に對して全力を注がなければならぬと思つております。

国内の需要供給量はどのくらいになつていくかという、実績では四十六年の充足率は四六・三%、これを五十六年に四九・七%、六十六年に五八・七%、九十六年になつてやつと九四・三%、こんな計画を立てておられる。これはぜひやつてほしい。ところが、そのとおり進んでいない。四十六年の四六・三%、五十六年の四九・七%にするのに、五十二年実績は三六%、まことにさびしい状態だ。こういう状態を国民にもよく教へて、国民にも訴へて、国民の協力を得て、大蔵省にも要求して、十分その充足率を満たして、将来国際的に不足した場合にも事欠かないようにしなければならぬ、かなり大きな計画も立てていなければならぬ、努力しなければならぬと思ひます。

この点、政府の政策を聞かしていただきます。○藍原政府委員 ただいま先生御指摘になりましたように、わが国の木材需給といひますか、そういうものを見ますと、戦後、昭和三十年ころまでは国産材の生産で大体内賄ひしておりましたけれども、その後木材需要が増大いたしまして、どうしても国産材だけでは賄えないということで、昭和三十年代から外材の輸入が増大いたしまして、ただいまでは約六五%の外材の輸入になつております。これは国民の木材需要に對しますとたえ方として、私どもとしては当然やはり外材を輸入し

なければ需要にこたえ得ないという事態でござい
ますので、外材の輸入というものはここの間の
は引き続き安定的に輸入しなければならぬとい
うふうで考えております。

しかしながら、御存じのように、日本は森林の
面積は多うございませうけれども、一人当たりの森
林面積にすると非常に少ない。そういう意味か
ら、できるだけ生産性の高い山をつくり上げてい
くことによりまして、国民の期待にこたえる木材
生産の可能な森林をつくり上げなければいけな
い、こういうふうで考えております。

そのために、たゞいま国有林関係におきまして
も、林道をつくり、あるいは造林の推進を図る
ということをやっておりますし、当然国有林におき
ましても国有林としての使命を果たさなければい
けないということ、造林あるいは林道といった
基盤整備に重点を置くというのを考え、そのた
めに今回もそういう面につきましての一般会計の
繰り入れというのを一部図っておるわけでござ
います。今後こういうことを推進することによ
りまして、たゞいまの目標としては、約一千三百
万ヘクタールに近い造林地をつくり上げようとい
うのがたゞいまの計画になっております。したが
いまして、こういう森林が堅実につくり上げられ
れば、日本の木材需要に對しましては相当な量が
内賄いできるという計画になります。たゞいま
御指摘がございましたように、四十八年につくり
ました長期の見通しと現時点では、ある面の乖離
がございします。これは私も十分認識をいたして
おりますが、この原因としては、日本の経済のあ
り方が安定成長に変わったという問題と、
それとあわせて、木材を中心とした住宅建
宅建設、これがやはり伸び悩んできたというこ
と、こういう面で需要が減退しておるといふ面も
ございします。こういうことから、これからの日本
の経済の発展状況あるいはこれからの木材の需要
状況というものを長期的に十分把握いたしまし
て、今後長期の見通しをどう立てるべきかという
ことについては現在検討を進めておる次第でござ
います。

いますし、そういうことをできるだけ慎重に検討
いたしまして、これからの日本の林業なり、ひい
てはそれに関連いたします国有林のこれからの森
林資源の仕立て方というものについては、十分対
応できるような検討を進めてまいりたいと思つて
おります。

○津川委員 結構ですが、昭和四十六年度の実績
で四六・三%、これを昭和四十六年度に九四%
に、それで、需要が減れば供給が減つてもいいの
ですよ。だけれども、その計画にもかかわらず、
五十二年に三六%に落ちていた。したがって、国
民の求めている需要に對して国有林野を、あの日
本の森林供給をそこまでやらせていくという計画
があつたのに下がっている。これをどうもつてい
けるという自信があるのか。この自信を国民に宣
言して、そのために計画を立てていかなければ
ならぬ、こう思うのです。もう一度答えていただ
きます。

○藍原政府委員 国内の総需要の割合を見ます
と、約一億立方の中で国有林の占める比率は大体
一〇%強程度でございします。したがって、全体
の需給に對しましては国有林材の占める位置とい
いますのは、昔に比しますと大分下がつてきてお
るということは言えるのではなからうか。逆に、た
だいま木材が非常に緩和基調でございしますし、
産材の民有林材と国有林材とのいろいろな調和、
この辺を図りませんと、国産材価が非常に低迷し
ておるときに国有林材だけが出ていくのも非常に
問題がある。そういうことも十分考え合わせまし
て、民有林材、国有林材合わせまして、やはり國
産材が年々高い比率、あるいは着実な森林の生産
力増強というふうな意味での活力ある森林の仕立
てというものができまして、そういう中で民有林
も国有林も協調しながら、国産材が将来にわた
りまして年々堅実な供給ができるような体制を今後
ともつくつてまいりたいというふうで考えており
ます。

○津川委員 国有林と民有林にも一つ合わせな
ければならぬのは輸入材、やはりこれで当面国民
の求めているものに対して対応していかなければ
ならぬ。その輸入に對して、この間もこの委員会
で、めちやくちやな外材の輸入はさせないで計画
的な輸入をすると言つてゐる。いまも長官も輸入
について話されましたが、私たちの知つてゐる事
実を申し上げますと、五十一年度の木材自給率は前年
より一%下がつて三三・九%、外材輸入は前年比
三・一%増の一兆二千億円近くになつておる。この
外材の輸入は、アメリカのウエアハウザーに代表
される産地国の木材大資本と国内の大商社が直結
して独占的な形で輸入を行つてゐる。そして、国
内の木材流通機構はこれらの商社によつて支配さ
れてゐる。円高基調にもかかわらず、この面での
木材の価格は下がることが少ない。このような商
社中心の外材輸入に荒らされて、それと、いま言
われたように、政府の施策の不十分、国の投資の
不十分で、国内の林業生産の落ち込みはここ数年
特に著しい。それで林業労働者が働き場所が奪わ
れる、中小林家の経営意欲は減退する、中小木材
業者の倒産、失職が続いてゐる。秩序のある輸
入、大商社のわがままを許さない輸入、こう言つ
て政府は答えてくれますが、こういう現実はいや
り規制しなければならぬと思ひますが、この点で
どうなつておりますか、ひとつ伺つていただか
します。

わからなかつたら、商社のこういう形の、他國
の木材資本と日本の輸入商社とのこういう組み合
わせ、直結、多国籍企業的なものを調査してこの
委員会に出していただく、きよう答弁できなけれ
ば、そういう調査を出していただきたい。

○藍原政府委員 たゞいま、私どもの調べにより
ますと、木材輸入を行つております商社は、米
材、ソ連材、南洋材によつてそれぞれ差異がござ
います。米材は約百十社、ソ連材は約九十社、南
洋材は約百三十社程度のものがあるといふように
われわれは見ております。この中にはいわゆる総
合商社と、それから木材輸入のみを行う専門商社
というものがございしますけれども、総合商社等の

大手業者の輸入量が総輸入量に占める比率は約六
割前後というふうになつておるわけではござい
ません。

○津川委員 ちょっと調べがめんどうかも知れ
ませんが、それじゃ一つだけ具体的に。
このアメリカのウエアハウザーと日本の木材輸
入業者との関係を、後刻でもいいから調べて私た
ちに報告していただきたいと思ひます。私たちはそ
の結果を見て、また政府に質問なり意見なり要請
ができるかと思ひます。

その次は、保育でございしますが、この間、私
は自分のふるさとの西海岸の深浦の長慶平とい
うところに、久しぶりに緑を見るために一晩
泊つてきたわけですが、そうしたら、そこは開拓地
で、かなり木を切るためにいい林道があつた。こ
のころ林道が荒れて、村の人たちが歩くのにな
り困難を來してゐる。いま、なせ林野庁が、営林
署がその林道を粗末にしておるかというところ、
木を切つたから使わなくてもいいのです。植林
して、あと少しやればいから。こういう林道は、
やはり地域の人たちとの併用として、関係市
町村と協議して、市町村道や県道に移してあげ
るのが親切な行政かと思ひます。これが
一つ。

第二番目には、その地域は非常にブナ材の美林
であつたのを切つてしまひました。そうして、そ
の後に杉を植えております。杉はよく育つており
ます。その点で、私もよかつたと思ひます。とこ
ろが、その地域はほだ木原木ナメコの有名な産地
なのです。ほだ木からつくるナメコの。このほだ
木のブナ、ナラ、それからイタヤなどというの
がなくなつたわけですから。以前は、そこでブナ
材を製材しておつたから、おがくずがたぐさ出
たけれども、今度は原木のナメコをやるのに事欠
いて、おがくずでやるにしても、おがくずもな
くなつてきてゐる。そういう点でかなり困難を來
してきたわけであります。

そこで、このところの林道は調査して必要な
措置をしてくれということをもつて話してあり

ますが、こういう林道を、一般的に、林野庁はほつておかないで、直ちに関係市町村と話し、地域住民の利便になるように必要な措置をすべきだと思ふのですが、これが一つ。

第二番目には、先ほどのブナ材です。皆さんの今度の五十二年度の林業白書にも出ておりますが、白書が重点を置いておる木材需要の安定にとつて、木造住宅に重点を置いておる。したがつて、そこから、切つた後に植えるのも、杉、ヒノキなどの針葉樹だけで、そうして国内の立木の蓄積の四割を占める広葉樹、これがまた大きな公益的な仕事も果たしているが、だんだん枯れてしまつて、ブナ材にありつくとすればかなり行かなければだめになつちやつた。したがつて、植林の計画、私は、杉だとかヒノキだとか、これも大事だが、ブナ材、これを残す。ナラ材をできるだけ温存する。イタヤもそうだ。そして、やはりそういう地域に広葉樹の植林もする必要があるかと思ひますが、この二点を答えていただきます。

○藍原政府委員 ただいま御指摘の林道問題でございますけれども、国有林といましては、林道は当然これは国有林の管理経営に使う面はございますが、あわせてその地域の皆さんが地域のいろいろな経済生活等にも御利用していただいております。このことは十分認識しております。そういう意味からも、必要なものにつきましては併用林道という形で、共通でその修理、維持、改善を図るといふことはやっておりますし、また現在でも併用林道は約一万キロばかりございます。いま先生が御指摘になりましたような林道等につきましては、その地元と十分話し合ひをいたしまして、移管がいいのか、あるいは併用林道でいくのか、その辺は今後とも地元におきまして十分協議をしていきたいというふうに考えております。

それから、針葉樹ばかりでなくてやはり広葉樹、特に特産の生産に必要な木あるいはのこくずが出るような広葉樹等、そういうものをこれから造林等の対象にすべきであらうという御意見でございますが、私もその辺は十分考えて

おりまして、今年度から林野庁に特産対策室をつくりましたのも、そういうことを勘案して、これからそういう面を進展させようという意味からもそういう組織をつくりました。

〔片岡委員長代理退席、委員長着席〕
また一方で、先ほど御議論ございました住宅の中心でございます建築材が非常に足りないという問題、これはどうしてもやはり杉、ヒノキになりますので、そういうものとうまく調和をとりながら、今後ともその面につきましては十分私どもも対応してまいりたいというふうに考えております。

○津川委員 時間が来ましたから、最後の質問にして、あと残つたものはあした社会党提案のものを質問しながら、もう一つ政府に残つた分を質問したいと思ひます。

一昨年東北、北海道の冷害で、私たちは山形、岩手、宮城、青森、福島を調査に歩きました。福島県の山に入りました。そうしたら、国有林がつるが切られてない。間伐されてない。枝打ちがされてない。これで私びっくりしました。ここでも再三問題になっておりますけれども、特に間伐は、林業白書によりますと、森林を育てる基本になると、皆さんがここまで書いておられます。試みに読んでみますと、「これら対象林分の間伐を的確に実施することによって林業経営の健全な発展に努め、活力ある健全な森林を育成し、林業生産力の増大を図るとともに、森林のもつ公益的機能を高度に発揮させていく」このためには間伐が非常に大事だと書いてある。この間伐が余り行われな

い。この白書にも、調査によりますとかなりおくれしている。間伐、そしてつる切り、枝打ち、これは林野行政の基本的な仕事のひとつだと思ふのです。これがおくれている。このおくれしている状態で、たくさん人が必要なのに対して、政府は林野庁の職員の労働者の数を減らそうとしているんじゃないか、こんなふうにまで考えられるわけでありま

す。この点のお答えをいただきます。

○藍原政府委員 森林を育てます場合には、植えるだけではなくて、あと下刈りあるいはつる切り、除伐、間伐が必要なのは当然でございます。私どももそういうことで現在鋭意それを進めておるわけでございますが、国有林におきましては間伐等々が必ずしも進んでおらないということも、それに必要な国の助成策というものをいろいろ考へて対応いたしておりますが、国有林につきましてはおおむね八三％は間伐が進んでおりますけれども、まだ一部確かに御指摘のようなおくれ

ている面もございまして、これらにつきましては、できるだけ早く造林地が健全な造林地になるような計画を立てまして、鋭意年々その実行に当たつておりますので、今後こういう手入れのおくれ

おる林地がなくなるような努力を積極的に対応していくつもりでございます。

○津川委員 時間が来ましたので、あとはあしたにさせていただきます。

○中尾委員長 神田厚君。

○神田委員 国有林野事業改善特別措置法案について御質問を申し上げます。

わが民社党は、わが国林業の健全な発展を図るために、全党を挙げて幾つかの林業施策を提案いたしました。総合林政構想を取りまとめて、昭和四十六年春の国会両院において緊急に講ずべき林業施策について提唱し、林業振興に関する決議を行うこととなつたわけであります。その後、政府当局に対して、国会決議の実施を機会あるごとに要求してまいつたにもかかわらず、政府当局は高度成長政策を強行し、オイルショックなどによる経済動向の転換においても適正な林業に対する対応を怠つたために、今日のような社会経済の重大な難局を招来している事実はまことに遺憾であるわけでありま

す。このわが国林業は、政府が外材輸入のコントロールを行わなかつたことで、今日外材シェアは約七〇％に近い、そういう数字になつております。国内林業不振の最大の要因となつておることは周知の事実でありますけれども、特に大森林経営であります国有林野事業の衰退はまことに著しく、このたび、その再建のための国有林

野事業改善特別措置法案等の立法を提案するに至つたことはまことに寒心にたえない、大変心配なところであります。

私はまず、政府当局が林業振興に関する決議を実施するため林業全般においてつた基本的な方針、それから次いで国有林野事業の改善のための措置、これらのことにつきましてこれから約一時間、政府当局の考え方をただしたい、このように考えております。

そこで、まず最初に、国有林野事業の改善特別措置法案が提出されていまして審議をされているわけでありま

すけれども、まずお尋ねいたしたいことは、国有林野事業の収支均衡を図ることが本法の趣旨とされているわけであります。林業に対して求められている公益的機能、しばしば言われておりますけれども、これらを本当に実現して、この公益的機能というのに対応していくためには、現行の国有林野事業特別会計法そのものを見直していかなければならないのではないかと、こういうふうな考え方を

持っているわけでありま

すけれども、当局の御答弁をお願いいたします。

○藍原政府委員 国有林野事業の経営につきましては、先生がおっしゃいましたような公益的な機能に対応していくことは、われわれとしても十分考へていかなければいけない問題だというふうに考へております。こういうような問題もございまして、特に公益性の強い治山事業等につきましては、昭和三十五年に治山勘定を設けてまして、一般会計からの資金によります事業実施を図つておりました。年々その拡充を図つてきたところでござい

○神田委員　ですから、この特別措置法全体が改善の方向でなされていく過程の中でやはり会計法そのものが非常に重要な役割りを果たしてくるわけでありますが、その点の会計法そのものについての見直しはやはり必要ではないかというふうな考え方を私は一つ持っているわけですが、これはこの質疑の過程で明らかにしていきたいというふうに考えております。

それから、経営管理の適正化に関する事項とい
たしましては、事務処理の改善合理化、事業規模
に対応いたしました要員規模の適正化、さらには
組織機構の整備改善、こういうものを考えており
ます。

それから、収入の確保に関する事項につきまし

そういう意味から、職員を通じて全員の国
有林改善に対します意欲の向上を図ると同時に、
やはり関係労働組合等々にその協力を要請し、十

この経営目的を達成するために、政府、林野庁当局は、いかなる行政組織、国有林、民有林を含めてどういう行政組織がこれから必要で適正であると考えるか、この経営の目的でいろいろ言われておりますけれども、それを達成することが非常に困難な状況の中で、今日の国有林野の荒廃を招いてきたわけであります。したがって、そういう意味におきましてその行政組織というものが

非常に大事でありますけれども、これの適正ないわゆる組織というのはどういふものであるというように考えているのか、これをひとつお答えいただきたいと思います。

○監原政府委員 事業を運営し、行政をやるためには、まず組織が要することは先生のおっしゃるとおりでございます。特に森林、林業につきましても、森林、林業が単に木材生産ということだけではなくて、公益的機能を十分持つておりますし、それをまた高度に發揮をさせなければいけないという使命がございます。そういうことから、やはり民有林、国有林を通じて一つの施策、こういう調和された施策というものが必要であらうというふうに考えております。こういう総合された施策を強力に推進することによりまして、日本全体の森林なり林業というものが推進されるわけでございまして、その持ち分としてそれぞれ民有林があり国有林があるというふうにわれわれは考えております。

こういうふうな観点から考えますと、いま申し上げました民有林あるいは国有林というものの森林、林業施策を一元的にやはり統括してまいります組織というものが必要でございますし、それがたまたまの林野庁でもございまして、私どももいたしましては、こういう基本的な考え方に基づきまして、林野庁というものが今後ともこういう両方を踏まえながら今後の対応に当たる必要があるというふうに考えておりますが、その場合に、行政と国有林の経営というものが渾然としてしまひましてその責任体制がはっきりしないということがあるてはいけないというふうにも考えております。そういうことで、その辺の所要の改善は十分に図っていかねばいけないというふうな考えでおる次第でございます。

こういうことから考えまして、ただいま国会で御審議願っております農林省の設置法の一部改正の中に、林野庁に次長を置くというような形をとりまして、民有林、国有林両方の行政と経営を通じて行われますような統括的な機能というものを強化してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

化してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○神田委員 どうも何か抽象的でよく理解ができない御答弁でありますけれども、私はやはり国有林野の経営というものをその経営規程の中で言っているような形で達成していくというには、それなりのいわゆる行政組織の改組を含めまして、林野庁当局がもっと積極的な姿勢をとっていかねばならない、こういうふうな考え方も一つ持っているわけでありまして、適正な組織というものはどういふのだという質問に対しては的確な御答弁をいただけたのであります。

それで、政府、林野庁当局は、従来木材の増産計画、生産力の増強計画、これを実行してきたわけでありまして、計画をして実行してきたわけでありまして、計画の目的としたものが達成されているのかどうか、この点はいかがでありますか。

○須藤説明員 お答えいたします。

生産力増強計画並びに木材増産計画を策定いたしました昭和三十年代中期におきましては、わが国の経済が戦後の復興を終わりました高度成長の時代に入った時期でございまして、御案内のように、非常に旺盛な木材需要に対して供給が追いつかないというふうな状態がございました。また、外材輸入につきましては、港湾施設とかあるいは加工流通等の未整備というふうな問題がございまして、もっぱら供給を国有林に求めるといふような状況下であったわけでございまして、そこで、この木材の供給と価格の安定に国有林が寄与すべきであるという世論が非常に高まった時期でございまして。

このような時期に、国有林といたしましては、主として奥地未開発林の開発によりまして木材の供給を増大させるとともに、この伐採跡地の人工林化によりまして森林生産力の増強を図るといふことを目的にいたしまして、ただいまお話しした生産力増強計画、木材増産計画というものを策定し、実行したわけでございまして、これらの実施によりまして、

奥地未開発林の開発を進め、かつ供給量を増加いたしました。その後逐次促進されてまいりました木材輸入の体制整備と相まって、木材需給の緩和に貢献することができたのでございまして。

また、伐採跡地の造林、いわゆる人工造林化を急速に進めたことによりまして、将来における木材生産基盤を整備され、一応のそういう意味での所期の目的は達成したものであるというふうに評価をいたしておるわけでございしますが、その後、御案内のようないかなる社会情勢の変化、つまり昭和四十年代に入りまして木材輸入の大幅な増加でありますとか、木材需要構造の変化でありますとか、あるいは社会の高度化に伴います森林の公益的機能の發揮に対する国民的な諸要請、そういうような国有林をめぐる情勢が大きく変貌してまいりました。その結果、残念ながら、木材増産計画で当時企図いたしましたような伐採量を今後維持するということができなくなつてまいりましたわけでございまして。

このような情勢の変化に対応いたしましたして、森林施策におきましては、公益的機能をより重視いたしまして新しい森林施策というものを始めてまいりましたわけでございまして、これによりまして皆伐対象面積の縮小でありますとか、あるいは択伐、禁伐面積の拡大というふうなことでございまして伐採量が減少することになったわけでございまして、生産力増強計画等によりまして造成された膨大な人工林がまだ育成過程にあるということとございまして、当分の間伐採量が制約されておる面がございまして、しかしながら、この人工林を飛躍的に拡大したということによりまして、森林資源の内容が充実整備されつつあります。したがって、これらの人工林が伐期に到達いたします昭和七十年代に入りますと、国有林の木材生産は量的にも質的にも向上するといふ見通しを立てておるわけでございまして。

○神田委員 現在の外材の輸入の状況を見てみますと、果たして七十年代に入つていわゆる増産計画にあるいは生産力の増強、こういうものが所期の

目的としたものが還元されるかどうかということとは非常に微妙であるというふうに私どもは判断するわけでありますが、そういう意味ではやはりこの増産計画あるいは生産力増強計画、これを実行してきた過程の中に多少当局の方の問題点もあつたのであらうというふうな指摘をせざるを得ないわけでありまして。

森林、林業というのは超長期的産業というふうにも言われているわけでありまして、この林業生産の増大、それから林産物の需給の安定及び流通機構の合理化、さらに森林の持つ公益的機能の維持増進等について、当局ではそれぞれの時期にそれぞれの方法でいろいろ施策を講じてきたわけでありまして、それらはどういふふうなものをやられたのか、そして、残念ながら、メリットもあるしデメリットもあるというのがいまの方策であります。この中で、そういう面も含めましてこれまで講じてきた問題についての御答弁をいただきたいと思います。

○監原政府委員 戦後の三十年を振り返つてみますと、これを大体十年刻みに見てみたらいいのではなからうかというふうに考えております。

昭和二十年代、これは戦争が終つて、戦後の復興期といえますが、林業、森林につきましても非常に荒廃した森林が多かつたということと、その復興、そして、その森林に源を發します災害の防止というふうな意味から、森林資源造成法あるいは治山事業五カ年計画、これは昭和二十三年、造林臨時措置法は二十五年、保安林整備臨時措置法等は二十九年に制定されておりますが、こういうことによりまして、まず森林資源の造成培養と治山事業の充実ということに努めたのが昭和二十年代かと思ひます。

それから、昭和三十一年以降でございますが、昭和三十一年代に入りますと、経済の復興発展という問題から木材の需要が非常に増大してまいりました。こういう木材の需要の増大に対応するためには、林道の開設等を中心いたしました森林開発公団法ができて森林開発公団ができましたし、また

分収造林臨時措置法というものでもできまして造林の積極的な推進が図られ、さらにはいま御説明申し上げましたように、それに対応するために国有林生産力増強計画等によりまして拡大造林の施策を積極的に推進してきたわけでございます。一方、生産するための林道の開設等も促進いたしまして、国内林業生産の増大を図ったのでございまして、この結果、今日では約九百三十八万ヘクタールの人口造林地が造成されております。また、この年代には外材が入ってまいりまして、それによりまして国内の木材需給というものが、外材を入れたことによりましてその時点での価格の安定ということにも寄与したというふうに考えております。

また、三十年代の後半からはわが国の高度成長の過程で農山村地域からの大幅な労働力流出が見られる中で、生産性の高い近代的な林業経営の育成を図っていかねばいけないということになりました。林業基本法が三十九年に制定されておりますし、それに伴いまして林業構造改善事業というものが実施されております。こういうことによりまして、林業の技術の向上というものを図ってきたわけでございます。こういう結果によりまして、徐々にではございますけれども、林業経営の改善が行われてきておるといふふうに考えております。

昭和四十年代に入りましてその後半になりますと、やはり日本全体の中で公害問題等を含めまして環境整備、自然保護というような問題が非常に国民の中で要請されてまいりまして、森林につきましても、国土の保全なり水資源の涵養、自然環境の保全形成、こういう公益的機能の高度発揮に対する要請が高まってまいったわけでございまして、こういうことによりまして、森林資源に關します基本計画の改定あるいは林地開発規制の強化等々を行いまして、一方、新しい森林林業の導入というような形で対応してきたわけでございまして、

それから、昭和四十七、八年、ちょうど経済の基調が変わる時点で、非常に石油危機に絡みまして木材の価格が暴騰いたしました。こういうことを契機にいたしまして木材需要が今度は逆に伸び悩むというような状況になりました。木材価格等も低迷するということになったわけでございまして、木材の需給、価格の安定を図るために木材備蓄対策事業というものが四十九年に始められまして、また一方、木材需給対策事業というものが五十年にも実施されるようになったわけでございまして。

このように、非常に概略でございすけれども、それぞれの時代に即応した形、社会的な要請にこたえまして、適切な林政の展開に努めてきたわけでございすけれども、現在わが国の林業というものが、木材需要が伸び悩んでおる、価格が低迷しておるといふことのために、非常に林業活動が停滞しておる、そういうきわめて厳しい状況に立ち至っております。

こういうことで、これからの林業の発展を図るためには、木材需給の安定的な確保、外材の秩序ある輸入の指導、こういうことによりまして需給と価格を安定させ、それによりまして造林意欲を燃え立たせ、一方では造林、林道等の林業生産基盤の整備あるいは構造改善を進めることによりまして担い手の確保、対策の強化、こういうことを今後とも進めていく必要があると思っております。これら施策について強力に推進してまいりたいというふうに考えております。

○神田委員 大塚丁寧に答弁していただいたわけでありますけれども、要するに現在の林業の状況を見ますと、講じられてきた施策がすべて思いどおりにいったというところではない。非常に厳しい状況に林業そのものが迫り込まれてきておる時点で考えてみますと、やはりいままで講じてきたものについては多少というか、相当問題がある。今後それらに対しまして、たとえば林産物の需給の安定や、さらには外材の問題あるいは担い手の確保の問題について積極的な施策をとる、こういう

う答弁でありますけれども、これもやはりこの時点で本当に腰を据えた政策をとっていかねばならぬ、同じような形でどんどん林業そのものがしりぞきみになってしまふ、こういうような状況を私どもは非常に心配するわけであります。もとより林業基本法の第一条から第二条、第三条それぞれにつきましましては、その目的なり目標なり、さらには具体的に国としてしなければならぬ施策というものが書かれておるわけであります。これがそのときどきの状況に応じてきちんとなされていければ、これから林業の問題についても非常に明るい展望を持てると思っております。非常に具体的にどういふ施策を講じ、これからどういふものを講じていくとするのか、この基本的なところだけで結構でございすから、簡単に述べていただきたいと思います。

○監理府委員 林業基本法の制定以来、私どもとしてはその第一条の目的に沿いまして日本全体の林業の推進を図り、その事業の施策の目標を踏まえまして、第三条に掲げます各事項について、それぞれ時代の社会的経済的要請に対応いたしまして施策を展開してきております。

細かい問題につきましてはただいまその一部を経年にお話ししたわけでございすけれども、やはりこれからの進むべき方向といたしましては、まず第一に、木材の需給の安定と申し述べ、そういうものを私どもは考えていかねばならぬ、いけないうものというふうに考えております。

それから、二番目といたしましては、先ほども申し上げましたけれども、これからの国内の林業を推進するためには、やはり構造改善等を中心に行います担い手の確保を図りまして林業労働従事者の社会的地位の向上というのを考えていかねばいけないうものであろうし、さらには、こういうものの基盤になります造林、林道の整備というものが非常に大事でございすから、あわせてましてそういうものの推進を図ることが肝要かと思ひます。

一方、基本法にも規定されておりますけれども、国有林野事業につきましても、やはりこれからの日本の林業を担う一つの大きな柱でもございすから、改善合理化を図りながら健全な経営を行いまして、民有林業ともども日本の森林、林政の中で確固たる基盤を築き上げられるような努力を今後していく必要があるのではなからうかというふうに考えております。

○神田委員 続きまして、経営規程の第二条及び林業基本法の第四条に「国有林野を重要な林産物の持続的供給源としてその需給及び価格の安定に貢献させる」と書いてあります。このことからまず第一に、「森林資源に關する基本計画」並びに「重要な林産物の需要及び供給に關する長期の見通し」が四十八年につくられております。

そこで、現在の森林の現況から林産物の持続的供給といふのは図られるのかどうか、きちんとなされるかどうか、また、経営基本計画は計画どおり実行されているのかどうか、計画量と実行量、これをひとつ明らかにしてもらいたい。

○須藤説明員 ただいまお話しございましたように、わが国の林業に対しまして資源に關する基本方針でございますが、森林資源に關する基本計画並びにこれに即しまして立てました全国森林計画において定められておるわけでございす。国有林におきまして森林施策は、いわゆる民有林におきまして地域森林計画とは異なっております。経営基本計画及び地域森林計画にとりまして、それぞれ自然的、社会的条件を勘案いたしまして樹立される地域施設計画に従って行われておるのでございす。

いまお話しございました計画と実績でございす。昭和四十四年度の経営規程の改正によつて樹立することとした経営基本計画の伐採計画量と実績との対比につきましては、四十四年度から四十七年度までの四年間の合計の計画量八千四百萬立方メートルに対して実績は七千九百一十一萬立方メートルでございまして、九五%の実行率と相なっております。また、新たな森林林業

を取り入れました四十八年度以降につきましては、四十八年度から五十年年度までの三カ年間の合計の計画量四千八百六十立方メートルに對しまして、実績は計画量の九四%に當たる四千五百八十三立方メートルとほぼ計画どおり実行してゐる、国有林についてはそういうことが申し上げられるわけでございます。

○神田委員 計画とその実行についてはわかりました。

次に、価格の安定を図ると言っておりますけれども、国産材の流通体系、これを確立しなければならぬというように考へてゐるのですが、現状はどういうようになってゐるのか、素材生産から最終消費者に至るまでの流通経路、ひとつこれを木材の用途別に明らかにされたいと思つてあります。価格の安定を図ることが非常に大事なことでありますけれども、その辺につきまして流通機構の問題と関連しましてそのポイントで結構でございますから、ひとつ簡単に御答弁いただきたいと思つてあります。

○藍原政府委員 国産材の流通経路でございますけれども、素材生産につきましては、最終消費者までの流通体系につきましては、昭和五十年に農林省が「木材流通構造報告書」というものを出しておりますけれども、それに従ひまして主要な流通経路を見ても、素材については四三%が直接製材工場へ入つております。それから、三八%が素材生産業者へ販売されておりますけれども、さらにこの素材生産業者から製材工場へ流れるものと市売市場あるいは卸売業者、こういうものを經由して製材工場へ流れるものと二つに分かれてゐるようでございます。

それから、製材品の流通につきましては、製材工場から四五%が直接需要者へ、その他は市売市場あるいは卸売業者、小売業者等を經由して需要者へ流れております。

合板用の国産材素材につきましては、森林所有者から直接合板工場へ流れてゐるものほかに、素材生産業者あるいは卸売業者を經由いたしました

て合板工場へ流れてゐるものもございます。それから、パルプ用国産素材は、森林所有者から直接または素材生産業者を經由してチップ工場へ流れて、ここで生産されたチップは直接パルプ工場へ流れております。

〔委員長退席、片岡委員長代理着席〕

木材は、先生御存じのとおり、生産期間が非常に長くて、適正な生産費を算定することは非常に困難でございますし、木材価格等々は需要供給の関係で市場価格が決まるものでございます。そういう関係で、木材価格につきましても、昭和四十八年のように高騰すれば需要者に対して混乱を招き、最近のように価格が低迷いたしますと生産意欲の減退を招く、こういうような形で非常に変動がございまして、安定した形で推移することが必要でございます。

そういうことで、いま申し上げましたようないろいろな流通で木材が流れておりますけれども、私どももいたしまして今後その辺につきましては十分勉強を進め、検討を進めてまいりたいと考えております。

○神田委員 国有林野事業の最終的な使命というのは、公共性の發揮ということにある。これはいろいろな環境問題、国土保全、そういうものを含めましてあるわけであります。林産物収入だけでは収支均衡を図ることは非常にむずかしいという一面を持つてゐるわけであります。一般会計の積極的な導入を図るべきだという意見もあるわけでありまして、この点につきましてはどういうふうにお考えでありますか。

○藍原政府委員 国有林は、その使命として森林の持ちます公益的な機能を發揮させるような形でその経営を営まなければいけないことは当然でございますが、また現在の国有林は、独立採算制でその収入によりまして経営を営むということになり、国の企業といたしまして経営しておるわけでございます。そういう観点から、私どももいたしましては主として林産物収入でその経営を賄つてきたわけでございますが、公益的機能を發揮する

最大のものとございまして治山事業等につきましては、すでに数年前から一般会計の導入を図りまして、国有林の公共的な使命を果たすべく対応しておるわけでございます。さらにはまた、造林、林道につきましても、借入金、長期の資金を入れまして基盤の整備を図るということをしておるわけでございます。しかしながら、いま申し上げましたように、国の企業としてこれを営むということをおわれれば考へておられますし、そういう意味から、ただいま財政が厳しいとはいへないがやはりこの改善をし、自主的な努力を図ることによりまして所期の目的が達せられるような国有林野事業でなければいけないというように考へております。

私どももいたしましては、今回御審議をいたしております法案の中でも、国有林が自主的な努力をしながら経営改善をする、そのための特例な措置として一般会計の導入を図るという形にいたしておりまして、そういう意味から一般會計の導入を図ることは考えますけれども、むやみやたらに一般会計が負担すればいいのだという考え方は国有林の改善は進まない、また国有林の基本的な精神に反するといふふうに考へております。

○神田委員 いまずっと大體細かい問題について質問をしてみましたが、ここで大臣に御質問をしたいと思います。

この法案は、別に提案されております農林省設置法の一部改正法と関連を持つという形でも考へられるわけでありまして、国有林野事業として抜本的改善をしなければならぬことは非常に多いわけでありまして、問題は、林業に携わる労働者が意欲を持って職責を全うできる一つの体系なり処遇が必要だと考へてゐるわけであります。たとえば職員は六〇%の人が生涯一係員の処遇で終わるというふうな状況が国有林の中にはあるわけでありまして、こういう問題を考へまして、職員の意欲の問題も含めまして大臣はどういうふうにお考えになりますか、お答えいただきたいと思つております。

○中川國務大臣 すべての物事は人だと思つてございまして、機構や組織やあるいはいろいろなやり方を改善してみても、それを動かす人がまじめにといひますか、勤労意欲を持って、林野庁で言うならば山を愛して山をよくすることに よつて生きがいを感じ、また自分の暮らしをよくするということでもなければならぬと思つて、ややもすれば林野庁では働く皆さんに不満があつて、私も政治家として地方を回つてみると、ストライキの問題とか、自分の大事な働く場所にペンキを塗つてきて悪さをすると、営林署長官舎に突かない。そんなことをやっていると、先々自分たちが、炭鉱労働者が炭鉱をいたずらしておかしくしてしまつたのと同じように、労働者のためにもあつてはならないし、あれでは一般国民の皆さんが山に働く人を尊敬はいたしません。しっかりと希望を持つと同時に、しっかりと働いて、山もよくすれば労働者もよくなる、一体のものである、こういう姿勢がどうしても必要であらう。

今回、一般会計等から入れて財政の健全化を図ると同時に、いろいろな仕組みの改善計画を行い、払い下げ方法とか販売方法とか、そういうことにもいろいろな工夫を加えようと同時に、働く皆さんにも生きがいがあるようにといふことで、昨年基幹作業労働者の方々の定員化といふようなことをもやりまして、労働条件もよくする、そのかわりしっかりと働いてもらつて、むだな競争はもうさようなら、昔のものの、こういうようなことで、ともどもよくなるように最善の努力を払いたい、こゝろ私は思つておるわけでございます。

○神田委員 ただいまの御答弁に関連するかと思つて、会計検査院が五十二年の十一月三十日に藍原林野庁長官に對しまして、「製品生産事業の実施について」という文書を出しました。この中で、非常に問題点の、現在の国有林野が直面してゐる、荒廢してゐると言われてゐる部分に對する指摘が明確にされております。この会

計検査院の「製品生産事業の実施について」、これは林野庁長官が受けたわけであり、問題は、れども、いろいろ言われておりますが、問題は、一つは適切な作業管理を行っていない、そして生産性が非常に落ちていて、こういう問題の指摘がされているわけであり、たとえば、労使間交渉に時間がかかる、あるいは振動病障害認定者、私傷病者の休暇によって作業が円滑に進まない、こういうことは、やはり一つには管理者側の姿勢、生産管理、労務管理、人事管理、こういうことの適正さに欠けている、そういうふうなわれわれは考えるのでありますけれども、大臣はこの会計検査院の指摘をいかに考えておりますか。

○中川国務大臣 会計検査院の指摘を受けるまでもなく、いままでのやり方は反省しなければならぬと私は思うのでございます。たとえば、労働組合運動というものはあってもいいと思っておりますけれども、末端では、営林署長になる人が、いやだ、もう組合交渉ばかりでまいてしまふ。現場に対して、署長さんはそれほど労働条件について権限はないわけでございまして、そういう問題があるならば中央のわれわれと切り話し合ってみたらいいと思うのです。そういうところがなくて、ただ署長いじめばかりやって。さっき言ったむだな交渉というのはそういう意味でございまして、会計検査院から指摘されるまでもなく、われわれみずから改めていかなければならぬことだ、こう思っております。

○神田委員 そうしますと、大臣、この会計検査院の指摘に対してはどういうふうな対応をとろうとなさっているのか。

○藍原政府委員 昨年、会計検査院から検査の結果の指摘がございまして、特に製品生産事業につきましてその改善を求める厳しい意見がございまして、私もこの意見に対しては、これを厳しく受けとめております。したがって、今後製品生産事業の運営に当たりましては、現場の作業管理の改善、作業仕組みの改善あるいは職務

意欲の向上等、所要の改善措置を計画的に着実に推進していくと考えてございまして、あわせて、ただいま御指摘になりましたような現場の職務管理組織と申しますか、職場組織と申しますか、そういうものを確立いたしまして、現場におけます職員が気持ちよく、そして国有林改善に向かって、民間から、一般の国民の方々から批判を受けられないような業務遂行ができるような管理者の姿勢も当然でございまして、職員全体の気持ちというものを引き締めながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○神田委員 改善をしていくという答弁でありましたけれども、具体的にどういう改善をしていくのか、どういう管理体制にしていくのか、これをひとつ御答弁いただきます。

○藍原政府委員 製品生産事業につきましてはそれぞれの現場、現場によって形態が違ふと思えますから、その現場、現場のあり方に即した改善をしなければいけないと考えておりますが、現場の主任は主任としての仕事を全うし、また現場で働いていただく方はそれぞれの持ち場を十分遂行していただく、また現場におられます営林署の係長、課長あるいは署長はそれぞれの職責を十分尽くしていただくことによりまして、私は改善を図り得るというふうに考えております。

○神田委員 この問題は非常に大事な問題でありますね。このことが指摘をされて初めてそれに手をつけるというふうな姿勢そのものに問題があるのです。そういうことではなくて、指摘をされるまでもなく、状況というのを各営林署や方々からすでに情報として林野庁は受け取っているわけでありまして、そういう問題につきましては、も

つていただきたい、要望しておきます。

さらに、これとあわせて、私はこの前も質問いたしましたけれども、経営形態懇談会が林業に開かれました作業部門の分離を出してきております。このことは、くしくも会計検査院が直用方式というものに生産性の問題から目を向けてきたと同じような視点から、経営形態懇談会が造林伐採を請負にというような考え方を示してきています。このことは私は非常に重要だと思っております。このこと、これに対する対処の仕方を誤りません、くれぐれ、これに非常な問題になるわけでありまして、大臣はこのことに関してどういうふうにお考えでありますか、農林大臣からお答えをいただきたいのです。

○中川国務大臣 この点も国有林野を扱う上において大変大事でございまして、ただ、山間地域において労働者というものを考えなければいかぬというので、直用というものもあながち改めぬというわけにはまいりませんけれども、いままでの直用のあり方が国民の皆さんの大きな批判の的となっており、直用が国有林野経営を悪化させたのもその一番大きな原因である、こういう指摘もわれわれ多くの人が、しかも心ある人から受けております。したがって、今後ともよりよい直用があるいはよりよい直用というところで、直用のあり方について改善を加えて、国民の皆さんの批判にこたえて、しっかりとったなあというふうな改めたいかと思っております。それでもなおかつできないというところであるならば、またそのときに思い切ったことも考えなければなりません、現在はそのような方向でしっかりとやってみよう、こう思っております。

○神田委員 効率のいい直用方式は維持していか、大変むずかしい話方をされております。確かにそのとおりでありますけれども、効率のいい直用方式を維持していくという、その維持の仕方にいろいろこれから先の問題があるかと思うわけでありまして、私どもは、こういう中で、これは労働者の絡んでおります問題でもありますから、

ひとつ対処に誤りのないようをお願いいたしますとともに、われわれは、国有林野事業だけでは日本の森林産業はだめである、民有林、国有林をあわせました総合林政を大きな視野に立った上で展開していかねばならない、そういうことを要望いたします、最後に大臣からお答えをいただきます。

○中川国務大臣 神田委員の御指摘は、まさに国民の大方の声の御指摘であらうと存じますので、私といたしまして、国有林野に働く皆さん方が、生きがいと誇りを持って、地域住民や国民の皆さんの多くから尊敬されるようにという方向で最善を尽くしてまいりたいと存じます。

○神田委員 終わります。

○片岡委員長代理 次は、新盛辰雄君。

○新盛委員 森林、林業の現状が、かつてない厳しい状況に直面していることは、いままで本会議なりあるいは委員会でも議論をされてきたわけでありまして、わが国の森林面積が二千五百三十万ヘクタールありますけれども、この国土の六八%を占めている森林、林業の位置づけはきわめて大事なものがあつて、そうした中に立ちまゐり、いま御提起されております国有林野事業の本法律案につきまして集中的にこれから二時間議論をしてまいりたいと思ひます。

それで、認識の面として私もがとらえている角度を申し上げて、それに対する基本的な政府の考え方を徹して随時進めてまいりたいと思ひます。

最近出されまして、私も本会議で、五十三年度の講じようとしてある林業施策諸問題について質問をしてきたのでありますが、国有林、民有林を問わず、現状として木材需給の動向については、年間一億立方メートルを超える国内需要に対して、国産材の供給率は三五%に低下して、不足が六五%、これ以上になります、約七割近くになる外材に依存するという状況にまゐつております。世界の木材総輸出量の三〇%を輸入する日本は、世界第一の輸入国であると同時に資源不足

の国であることは論を待ちません。さらに、具体的に見まして、国産材の生産は、四十二年の五千二百七十四立方メートル以降、毎年減少して、五十年には三千四百五十五立方メートルと六五%までに落ち込んでおります。外材は三千三百二十万立方から四十八年には七千五百三十七万立方メートルと約二・五倍にふえています。五十年では六千七百九十九立方メートルと、国内需要に占めている割合がこれまで六五%以上になっているという現状であります。

そうした現状の中で、山づくりの基本であるのは、人工造林の関係もそうありますが、民有林が五十年で十七万ヘクタール、国有林が五万八千ヘクタールの計二十五万八千ヘクタールと、三十六年のピーク時の五五%までに落ち込んでいます。こういう人工造林の現状、そうしたことをどうしてもこれから振興させ、緑の山を、母なる大地を、わが国土保全、そして水資源の涵養なり自然環境の保全形成、国民の保健休養などの公益的な機能、こういうものを確保していかなければならない。その基本である林業労働者の状態は、四十八年の就業者が二十一万人、雇用労働者十六万人、五十年で約二十二万人、雇用労働者十五万人、こういう数字が出ておりますが、これは横ばいというよりはむしろ年々減少しているという現状であります。しかも、高齢化によつて、中ぶくれより若年型の要員構成が、年々逆ピラミッド型に変化していき、この面も後で触れますが、高齢化が確実に進んでいる。そういう中で新卒の状況というのは五百名前後にすぎないというのが現状であります。そして、出てくる答えは振動病、いわゆる白ろう病、あるいは腰痛症あるいは職業病、労働災害の激増という形になって出てきております。

こういうまさに危機に直面をしている状況は一日も早く打開をしたい、そういうことで民有林の関係については、森林組合の法律もこの間つくり上げましたが、大型合併の問題を議論しました。そして、そういうことの中で国有林の問題について

でも、これは非常に重要な要素を持っていることでもございいますから、そうしたことに對して政府のこうした法律の提案がなされていると思うのであります。

造林、林道などの生産基盤を確立をしなければならぬのに、後ほど触れます予算の関係から見ましても、増額はしたといえ、現実的にそのことの手抜きなどが起こるのじゃないだろうか、あるいは直営直用事業の縮小が起こるのじゃないだろうか、請負が拡大をしていくのじゃないだろうか、あるいは官林局の四局が支局に格下げになるのじゃないか、七万人体制が四万人体制に変更されていく、そういう縮減の一途をたどりながら、十年計画で一応事業の見直しを立て、二十年にわたつてこれの最終的な帳じりを合わそうとするこれらの改善事業計画、こうしたものが出来てきていると思うのでありますけれども、私ども社会党の側から提案をしております農林省設置法の一部改正の問題や、あるいは政府が提案されている国有林野事業改善特別措置法案にかかわるものとして国有林野事業再建整備特別措置法案あるいは国が行う民有林野の分収造林に関する特別措置法案などを提出をしているわけでありまして、全くこれから、政府が提案をしているからこれは反対だ、今後の森林、林業等にわたる事業計画等について展望なき論争をしているのじゃないか、現実に立脚をした形で本問題の対案として提起をしているわけでありまして。

そういう状況を踏まえて、政府のこうしたことに対する真剣な前向きな姿勢もさることながら、わが党から提起している諸問題についても深い理解を示してもらわなければならぬし、受け入れるべきは受け入れてもらつて、議論の中で消化していくような形をとるべきだと思つておりますが、そういう面における基本的な姿勢について、まず中川農林大臣にお聞きしておきたいと思つております。

○中川農林大臣 今日、林業を取り巻く情勢は、国有林、民有林を含めまして、すべて厳しいこと

は御指摘のとおりでございます。

そこで、その中にありまして国有林をいかにすべきかというところで、私ども今回改善のための法案あるいは農林省の設置法の改正という二つの柱で、国有林については御提案、御審議をいただいておりますところでございます。もちろん社会党提案の法案もつたものではございますが、私どもといたしましては、私たちが提案をいたしております今回の改善計画、すなわちもろもろの改善策を講ずると同時に、一般会計からも林道、造林等について資金の導入を図る等会計の収支をよくする、同時に若干ではございましたが、自主努力としての機構の改革、こういうものをもつてやつていくことで十分やり得るし、この案の方がいいものである、われわれとしてはこう確信をいたしましてお願いをしておりますのでございます。

もちろん満点ではございませんから、皆さんの中においてこういう点は改めたらどうかと、本委員会における一致した御意見でもありますれば、また、これは私どもの案が一〇〇%いいのであつて、これ以上のものはないという頑迷固陋な気持ちには持っておりません。要はよりよくするということにおいて考え方が一致いたしておりますから、よりよくするための御意見があれば率直に承つて改善をしていきたい、こういうわけでありまして。

○新盛委員 大臣の方でそういうふうな頑迷固陋な気持ちではないとお答えもございまして、私どももやはり現状を認識した上で、これはもういままでもいろいろ提起しておるわけでありまして、すぐ事が、先ほどの話じゃありませんが、労使の問題とかとなりまして、変なことをしてくれなとか、いろいろおっしゃるものですから、大臣、心してこれはおっしゃつたのでしようから、これから先の議論の中でぜひ消化していただきたいと思います。

そういう中で、五十三年度において講じようとする林業施策が白書の中に出ておりますが、確かにこれから先の国有林、民有林を含めまして、林

業生産の増進で、森林計画、林道事業あるいは造林事業、間伐対策、森林の保護、そして林業生産の増進に必要な試験研究あるいは技術開発、そうしたものを含めて、また、これからの林産物需給の安定あるいは流通加工の合理化など、これは読ませていただきました。作文としては内容としても非常にいいのですけれども、どうもそれらしい気がしてならないのです。なぜならば、現実現場で働いている林業就業者、労働者に本當にたえてくれないじゃないか、もっときめ細かい、手をとり足をとりとまでは言いませんが、国として県、森林組合、そういう中を通して、そういう培養機関を通していままで指導されてきたわけですから、市町村が存在したのかどうかといううことになれば、これも非常に疑問であります。これから地域林業を振興させよう、あるいはまたこの中に書いてあります林業集落基盤整備事業をモデル事業にするとか、間伐促進等特別対策事業とかいろいろございまして、こういう地域的にこれから山村社会の開発のために役立つといううことにはどういう措置をとられているだろうか注目して中を読んでみますが、どうもその答えが出ていないわけです。

それで、これは質問ですが、これからの林業生産に関する施策をしていく中で、地域の森林計画はどういうふうにおやりになるかとされるのか、あるいは森林施策計画制度、これは大体二百五十万ヘクタール、五十三年度に実行しようというのでありますから、それにはしるべく財政的な措置も助成も必要になってくるわけですし、当面は五十三年度四十二万ヘクタール計画というふうになっております。こういうことに対して、拡大造林などあるいは人工造林、造成、こうしたことに對して、国有林、民有林を含めてどのように具体的に施策を執行されていくのか、そうした面はまたこれからのこの計画を推進されていく中で非常に大きなポイントでありますし、まず、そのことをお答えいただきたいと思つております。それと林道の整備拡充、これは林道の開設計画

なるものが入ります。山村社会の建設あるいは優良林業地帯の林道整備あるいは林業集落基盤整備整備事業、こうして具体的にいまから始めになるモデル事業というその内容は、一体どんなことをしてどんな効果を上げようかとされているのか、こうした面についてもひとつお知らせをいただきたいと思ひます。

それから、間伐林道の計画、これも中にありますが、たとえ同和対策事業的なもの、あるいは林業投資、失業対策事業というものが公にありまけれども、そういうもので、山はそこにあるから緑はそこにある、間伐や下刈りやあるいは除伐や、いろいろとやらなければならぬ多くの仕事に人手が足りない。いま百四十一万人も人が失業している。労働力をどこか集中しなければならぬ。そういう面における雇用の創出の一面も担うことになるのではないかと。そういうこともまだこの内容には触れておりません。そして、林道の改良、幅員の拡大あるいは勾配及び曲線の修正など、こういうのも局所改良という形でありまから金も要るわけでありまが、これはどんな個所であれぐらにおやりになるのか、あるいは舗装事業等については三百三十八キロ程度おやりになるのですが、そういういわゆる地域分散、これは具体的に数を示せと言ったって資料を示してもらわなければわかりませんが、おおよそどういことをやるのだという面を、この中に見る限りその答えはただ羅列にすぎないような気がいたしますので、その点をまずお知らせいただきたいと思ひます。

○須藤説明員 いま白書の内容につきましていろいろ御質問があったわけですが、まず基本となります森林計画制度について若干御説明を申し上げまして、いまの御質問の内容についてそれでお答えしたいと思います。

国有林も、民有林も当然でございますが、今後の経営の基本となりますのはどこまでも森林計画でございます。民有林につきましては地域森林計画画、それから国有林につきましては地域森林計画

というものがござります。民有林におきまます地域森林計画は、御承知でございますが、森林法の第五條の定めるところによりまして、都道府県知事が、全国森林計画に即しまして森林計画區別に、その森林計画に係る民有林につきまして、五年ごとに、十年間を一期といはします地域森林計画を立てることとされておるのでござります。これに基づきまして、現在全国の民有林につきまして二百五十六の森林計画区を設定いたしました。五年ごとの編成サイクルによつて、毎年約五十一の森林計画区について計画的に地域森林計画を樹立しておるのでござります。なお、国は都道府県に對しまして地域森林計画の樹立に要します経費について二分の一の助成を行つておるのでござります。

そこで、全国森林計画及び地域森林計画の推進に当たりましては、合理的かつ計画的な森林施策の実効を確保する方策が重要でござります。そのために昭和四十三年に森林所有者の自発的意思に基づいて作成いたしました森林施策計画制度を設けたのでござります。計画的に森林施策を行う者に対しては税制、融資、補助金の優遇措置を講じておるのでござります。その後昭和四十九年には、わが国の森林所有者の相当部分を占める零細規模の所有者の森林施策の共同化を助長することの必要性から、森林施策計画制度の中に団体共同森林施策計画というものを設けまして、森林施策計画作成の促進を図つたのでござります。その結果、昭和五十一年度現在、森林施策計画の認定実績は、森林施策計画対象面積、これは民有林だけでござりますが、約一千六百万ヘクタールに對しまして、約三九%に当たりまます六百六十ヘクタールについて森林施策計画の樹立が図られたのでござります。現在、森林計画を推進いたします重要な柱といたしまして、いま申し上げました森林施策計画、特に団体共同森林施策計画を中心として樹立の促進に努めておるのでござります。その促進措置といたしまして、団体共同森林施策計画の作成に当たつては、森林組合等が森林所有者の意見

調整等の中心的役割を果たしておることから、森林組合等に対して所要の経費を国が助成をしておるのでござります。

今後は、森林所有者等に対して森林組合等を通じての普及活動を進めまして、団体共同森林施策計画を中心として森林施策計画樹立面積の増大に努めるということを進めておるのでござります。先ほど申し上げましたように、残念ながらいまだにこれは三九%のカバー率でござりますから、さらにこれに力を入れていく必要があるというところでござります。いろいろな林野庁が行います林業施策の中心は、この森林施策計画制度を中心として今後進めていくということとござります。それを根拠に置きましていろいろな助成を進めていくということとござります。

それから、お話の中にござりました林業集落基盤整備整備事業というのを五十二年調査事業、五十三年度からモデル事業として行つておるわけとござります。それから、間伐林道とあるいは林道の改良についてのお尋ねがあつたわけとござります。林業集落基盤整備整備事業と申しますのは、将来にわたつて林業を振興することによりまして林業がその地域の社会発展の基盤となる見込まれる地域でござります。林業等の生産活動及び地域社会活動が一体となつて行われておるような区域を対象として実施するものでござります。一地区当たりの標準事業費は約三億五千万ということを考えておるのでござります。

また、間伐林道は、間伐促進対策の一環といたしまして、中核林業振興地域とすることをやっておるわけとござりますが、中核林業振興地域等におきまして緊急に間伐を必要とする森林が集中している地域を対象といたしまして開設するものでござります。延長が一、二キロメートル程度の小規模の自動車道を考えておるのでござります。

それから、林道改良事業につきましては、既設林道、これは自動車道でござりますが、既設林道で林道としての機能が低下しているものにつきまして、自動車の走行を容易ならしめるために局部

的な改良を行うものでござります。一方の事業費が約十万円以上のものを対象として実施をするということとござります。

以上、林業集落基盤整備整備事業及び間伐林道、林道改良事業についての概要について御説明を申し上げます。

○新盛委員 続いて申し上げておきますが、この白書の内容はもう十分御承知のとおりでござります。林業施策の基本的な方向について内容も明らかになっております。低迷している林業、林政の危機、これは何によつて生まれたのか、これはいままでも各委員の方からも質問がありましたし、木材需要の変動、これは住宅の問題あるいはパルプの問題などいろいろ関連があつてこの中にも記載がされておるようであります。

この動向については後ほど触れますが、林業従事者の福祉向上、新しく講じようとするものがこの中の三十三ページ以降に書いてござります。この問題は、これからの森林、林業振興のために何よりも人であるという農林大臣のお話もござりましたが、林業経営者及びこれらの後継者の養成確保、これは非常に重要な問題でありまして、いま学校教育の充実を図るとか、あるいは林業技術実習指導を実施しているとか、あるいはこれから林業後継者育成事業もやらなければならぬとか、こういうことが示されておるわけとござりますが、これらの諸政策は実効が上がつておるのかどうか。また、養成をされておられるそうであるが、この要員というものは現実的にどういふふうに通じて新規のいわゆる森林を守り林業を興していく人たちの就労の個所としていまだどういふふうに格づけられておるのか、そのことについてお伺いをしたいと思います。

それと、林業労働者の就業状況であります。これは国有林、民有林を含めて申し上げておりますので、国有林の方は後ほど触れてまいりたいと思ひますが、都道府県の単位として、この林業従事者のこれからの勤労意欲、あるいはそれらに對

する退職金制度、今度の予算の中でも明らかにされておりますが、そういう制度を新しくつくってこれらに希望を将来に持たせるとか、前向きな姿勢がうかがわれるわけでありますが、そうしたことにどういうふうな具体的にされようとしているのか、また、林業労働者の災害防止等については、これもこの中に書いてございます。国有林の場合も含めてでございますが、労働省からも来ておられるわけですから、この振動障害あるいは騒音障害、腰痛、あるいはチェーンソー、機械等によるいまの職業病あるいは労働災害、機械集材装置等によって起こっている災害、こうしたことに對して、チェーンソーを林業改善資金制度の中で買いかえておられる、いま進められておられるわけでありまして、そういう状況はどうなっているのか。

さらに、これは労働省と農林省にお答えいただきたいわけですが、社会保険制度の加入状況、これは雇用保険制度として労働者災害補償保険制度、こういうものがありますが、国有林の場合、定員外の方々には失業している部分、雇用保険が適用されるわけです。民有林の場合は、常時そうした保険制度があると思いますが、加入状況は、私も聞いていますところではきわめて悪い。そうしたところについてどういうふうな対策を立てていっているのか、まずお答えをいただいて、随時内容について深めていきたいと思います。

○藍原政府委員 たくさんの御質問で、順次お答えさせていただきますと思います。

まず初めに、林業従事者の福祉の向上と養成確保がどういうふうになっておるかということでございます。私も先ほど、私も先ほど申し上げましたが、これからこの厳しい林業を進めるに当たりまして林業労働を確保していくことが非常に必要であるというふうなことを考えておりますし、そのためにも福祉の向上を図ることが肝要であるというふうな思っております。五十一年度から林業従事者の社会保険制度への加入促進等につきまして、林業事業体に助言指導を行う林業労働改善推進員

というものを配置いたしました。その推進に当たるといふ事業を実施しております。それから、五十三年度から新たに林業の就業実態に適合いたしました特例的な退職金共済制度の創設を早期に実現させるための事業を実施いたしております。これは三年でそれに移ろうという考え方で五十三年度から進めることにいたしておるわけでございます。それから、就労新規者の就業状況でございますけれども、文部省の学校基本調査というものによりまして新規卒卒者の林業への参入状況を見ますと、五十一年度では中高卒合計で五百六十三名という形で少くないというふうなわけでもありますが、考えております。そこで、林野庁といたしましては五十一年度から県を通じて若年林業労働定着化条件調査というものを実施いたしております。これは現在集計中でございますけれども、この調査結果等を踏まえまして若年労働力の確保のための施策につきましては今後充実に努める考えでございます。

それから、林業従事者の中小企業退職金共済制度適用の問題でございますけれども、林野庁といたしましては、林業の作業が季節的に非常に制約されるということから就業が季節的、間断的であるために林業従事者が社会福祉面でも非常に立ちおくれているというところで、一番大きな問題になるのは退職金制度がいま問題になるであろうというふうな判断をいたしております。こういうことで退職金制度というものを先ほど申し上げましたような形で考えたわけでございますが、これを今後実行するといふことがいかにいたしております。そこで、この事業は三年計画で加入労働者数を初年度約二万五千人から四万五千人に増加させまして、林業を主業とする民間林業労働者の約半数をカバーできるものと考えております。これを促進するために一人当たりの積立金百五十円に對しまして国は四分の一を助成することにいたしております。

それから、雇用保険制度の加入なり労働災害補償制度の加入の状況でございますけれども、雇用

保険への加入の状況につきましては、五十年四月から旧の失業保険制度が改正されました。林業も当然適用という形になったわけでございます。これに伴いまして増加しております。五十二年の八月現在では六万一千八百七名という者が加入いたしております。これは四十九年八月現在の二万九千六百二十九名に比べますと二倍という数字になっておると思っております。それから、労働者の災害補償保険につきましては、従前からほとんど事業体加入しているものと判断いたしております。また、雇用されることなく林業に従事するいわゆる一人親方につきましても、五十一年十月から特別加入の道が開かれております。

以上、三点についてお答え申し上げました。○新盛委員 状況はわかりましたが、要はこれからの国有林あるいは民有林の場合でも、国有林の場合は後ほど触れますから、民有林の場合でも画一的な行政のベースで進める場合の利点、あるいはまたそのことの方が、より雇用促進を図る場合でもあるいは加入促進をしていく場合でも有利な面があると思います。しかし、いまのような実態の面から見ましても、これは全くベターだということにはならないわけですね、これからの林業就業者が老後の安定した生活をしていくことができるという、先行きの不安のない形でやっていくならば、つと生産意欲もわきましようし、将来に不安がないわけでありまして、そういう面の積極的な林野庁の取り組み姿勢というものを、いままでただ単純に机上プランで、あるいはみずから地域市町村を含めて出かけていって、一生懸命そういうことに對する奨励、経営者の中にまだそうした面の徒弟制度、世襲制度、そういうものを保持しておられる方が多いわけですから、非常に封建的なんですから、そういう方々を指導していく面で林野庁は取り組んでおられると思うのですけれども、そういう面はどうなっておるのですか。

○藍原政府委員 先ほど御説明いたしましたけれども、労働改善推進員というものをそれぞれ設けまして、林業に従事する方の労働条件というものについて積極的にPRし、その推進、加入を図ろうというところで、そういうものに対する助成を都道府県等に対してやっております。私も先ほど申し上げたように中心にいたしまして、いま先生が御指摘になりましたような林業労働者がこれから意欲を持って林業に従事していただけるような方途を今後とも重ねて進めてまいりたいというふうな思っております。

○新盛委員 労働省にお聞きしますが、失業者というものは数が非常に多くなつて、いまのような円高不況の中に出てきた構造的な企業の結果からいうふうになつたので、これは国策という立場でとらえていくならば、この就労者、いわゆる山を守るといふ、これはある意味では不確定であり、季節的であり、そういう面になつてくると思ひますが、一時的にも失業対策的に雇用就労の形をつくることのできないのかどうか。

〔片岡委員長代理退席、羽田委員長代理着席〕

そうした面のいわゆる雇用の創出という面でお考えがあるのかどうか、お聞かせをいただきたいと思うのです。

○小野説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、大変厳しい雇用失業情勢が続いておりますので、労働省といたしましては、雇用安定資金制度の弾力的な運営による失業の予防あるいは円滑な職業転換に努めるほか、失業を余儀なくされた方々に対しては失業保険制度あるいはその他の援護措置の活用によりまして離職者の再就職の促進に努めております。また、特に本年度から新たに中高年齢の労働者を雇入れる事業主の方々に奨励金を給付するというような制度を設けまして、雇用機会の拡大に努めているわけでございますが、御指摘の林業の事業に失業者を吸収することにつきまして、私も先ほど御指摘がございましたが、一つは失業者の発生地域と林業の基盤その他の整備の対象となる適地としての山林との距離の隔たりの問題があるかと存じます

し、また、就労の時期が季節的に限られているというようなこともあるかと思ひますし、それから、最近安定所であつておられます求職者の希望の動向が必ずしもこのように向いていないというようないふふの問題がございまして、労働大臣が中高年齢失業者が多発している地域として指定しております地域につきましては、その地域で計画実施されます公共事業、山林もその場合指定されている事業になつておられるわけでございまして、それにつきましても、失業者の吸収率の制度、安定所の紹介によつて失業者の雇用率の向上、仕組がございまして、当該地域の雇用失業情勢、地域の実情を十分勘案しながら、その的確な運用に努めてまいりたいと思つておりますので、御了承をいただきたいと思ひます。

〔羽田委員長代理退席、片岡委員長代理着席〕

○新盛委員 そういふ安定したこれからの就労、地域社会といふか、そういう面の雇用の促進という面でも、これはやはり前向きに取り組んでいただきたい。

たとえば、漁業の面だつて、沿岸漁場整備計画を立てて、しかも林立する煙突から吐き出される、ヘドロその他等による近海が汚れているからそれを掃除しない、これも失業対策の一つなんですから、公共事業投資というよりも、林業投資、農業投資、漁業投資というのを思い切つてやらなければならぬ時期に来ていると思ふのです。

だから、山荒らしがあつた、もう下刈りもできないんだ、もうやぶのままになつていゝのでそのまま放置してあるんだということでは、緑の山を守ることはできないわけですから、そういう面に就労を位置づけるといふ面の積極的な政策があつていいんじゃないかと思ふのです。

大臣、これはどうですか。

○監原政府委員 林業の場合には、造林事業というものは、特に民間の造林事業は、造林者が造林をした場合に補助をするという形に現在の制度的に

なつておりまして、事業を実行した結果、それに對して補助をいたしますので、その辺が非常に、いま労働省からお話がございましたようないふゆる失業対策的な事業にはなかなかなじみにくい面と、それから、地域的な問題としてなじみにくい面と両方あるかと思ひます。

しかしながら、林業の中に、治山事業、林道事業がございまして、こういうものは当然公共事業としての性格は十分持つておりますから、そういう面におきましては、ただいま公共事業を積極的推進するといふ形で私どもも五十三年度の事業の推進を図つておりますから、その中で、それぞれ都道府県を中心にして、そういう方面の対策は十分講じられておられるかと思ひます。

○新盛委員 それと、先ほどお答えがあつたのですけれども、この後継者づくりの問題について、これはいずれの場合でもそういうものおっしゃつていゝまし、白書の中にもあらわれておられるのですけれども、現実的にその後継者対策というのを真剣に考へて取り組んでおられるかどうか、非常に疑問なんです。

そういう点についてもひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○監原政府委員 後継者の問題は、私どもとしても、やはりこれからの林業を引き継ぐ担い手として非常に重要な問題であるといふふうに認識いたしております。これまでも、そういう意味から、山村青年教育指導事業というものを実施いたしてきておりますけれども、五十三年度におきましても、地域に密着いたした対策を総合的に講ずるといふことをねらいとしていたしまして、それぞれ地域で推進会議の設置というものをいたしまして、都道府県を単位といたしましてこういう会議を設けまして、ここで後継者のいろいろな問題を推進させるための会議を開き、その積極的な対策を検討させるということを考えておりますし、それから、林業経営者の中にも非常にすぐれた方もおられます。こういう方々を指導林家という認定

をいたしまして、その活動の助長をしていこうということを考えております。また、林業コンテストだとかあるいは林業青年交流活動、こういうもの等の市町村段階におきます各種行事の実施に對しまして、国の方でいろいろ検討していこうというふうにして思つておりますし、また、林業後継者のグループ活動を推進するための活動拠点施設の整備を図つていこうということも考えております。

さらには、後継者のもう一段下でございまして山村の児童生徒を対象にいたします林業教室といふようなパンフレットの配付、こういうものも新しく五十三年度から考えていきたいと思います。それから、このほかに林業教室だとか学習活動、技術課題実証事業といふようなもの、グループブリーディングの育成、こういう事業を従前からやつておりますけれども、今後ともやはり林業後継者というものを十分私どもとしても育てていく必要があるというふうなことを考えておまして、いま申し上げたような施策を充実しておる次第でございまして、

○新盛委員 ぜひひとつこれからは御努力をいただきたいと思ひます。

それで、大蔵省もお見えになつておられると思ひますが、五十三年度の林業予算の面からお尋ねをしたいと思ふのです。

総理の施政方針演説でもあつたのですが、社会開発の投資として林業投資を拡大する、こういうことで積極的な姿勢を示された関係からといふわけじゃありませんが、林業関係の予算は前年対比三三・四％、大幅な伸び率を示しています。この国、民有林を含めた林業基盤整備という形の中で、先ほど少し触れましたが、新規事業が多くなり盛り込まれておりますし、その消化に向かつて林野庁としても全努力を挙げられるわけでありまして、そういう景気浮揚のための大型予算を決めて、その中で持つ林業関係の予算、この仕組み、その位置づけ、この基本となつたものは何であるか。総額二千八百六十六億になるわけでありまして、公共事業部門、非公共事業部門、こういうふ

うになつておられるわけでありまして、この内容を見ましても、農林省全体の予算が三兆五百六十七億、その中のわずかに九・四％のウェイトにすぎない林業関係の予算でありまして、農林省全体の面から見ましても、三三・四％といふ、こういう予算でありまして、まずこのつくられましたが、これからの施策とも、先ほど幾つか触れましたが、そういうものと関連させて形成されたと思ひますが、その位置づけといふのはどういふふうにか、考えておられるか、お聞かせをいただきたい。

○中央説明員 お答えいたします。

林業の五十三年度予算を考えます場合に、現在林業の置かれておられる状況と申しますか、つまり木材価格は余り伸びず、また、需要が伸び悩んでおるといふようなことから、林業家が、国有林事業のみならず、民有林を営んでおります林家もまた非常に困つた事態に立ち至つておられるという現状認識から出発しては、御質問にもございまして、公共事業一般

といたしましては、景気浮揚といふことを主眼といたしまして、一般公共事業では三五・四％、災害を含めまして二七・三％の大幅な前年度増加をしたわけでございますが、その際におきましても、造林、林道、治山といった林業に關係の深い事業につきましては、特に重点を置いたところでございまして、したがって、この林業関係の公共事業では、先ほど申し上げました治山、造林、林道合わせまして、一般公共の合計で三九・九％、約四〇％弱でございまして、全体が三五・四％でございまして、平均に比べてかなり高い率になつておられるわけでありまして、災害を含めましても三五・一％といふことになつておられますので、伸び率の面ではかなり大きなウェイトを占めておられるといふことが言えようかと思ひます。

また同時に、非公共事業につきましても、先ほど来御議論のございましたように、林業構造改善対策事業、それから森林病虫害等の防除事業、それから後継者としての林業の担い手の養成事業、そういうものに重点を置きまして予算を計上し

ていところでございます。

○新盛委員 いまのそういう構想の中で、景気浮揚を含めて一般公共事業費あるいはそれらを含む公共全体の事業、治山事業、造林事業、林道事業、一般公共事業、災害復旧事業、こうしたものを合計して二千三百七十二億七千八百萬、非公共事業として林業構造改善対策事業あるいは保安林等の整備管理、林業生産流通振興対策、林業普及及び指導、森林病害虫等の防除、緑化推進、木材備蓄対策、林業改善資金造成、こうしたものが四百九十二億八千八百萬、こういうことで総計二千八百六十六億というように理解をしますが、それは正しいでしょうか。

○大倉説明員 仰せのとおりであります。

なお、先ほど私言い間違えまして、一般公共事業の公共事業全体としての対前年の伸び率を三五・四と申し上げたようにございますが、三四・五でございます。

○新盛委員 それで、この予算は五十三年度の大型予算という形になりましたが、いわゆる目玉になっている事業計画、いわゆる新規事業、こうしたものについて先ほども少し触れておきました。が、集落保全総合治山事業でやりになっていく。いわゆる集落開発が進んでまいりますと、周辺地における激甚な災害が発生して、人命、財産を失うということなどがあつて、去年の竜巻水災害もそうでありまして、そういうようなことに対してこれを未然に防止する、その被害を食い止めるために、約五十戸以上の集落周辺の山地に谷どめ工や土どめ工や水路工や暗渠工あるいは緑化工など総合的な施設をつくるために、まず一地区あたり五千万円かけてこれのうち三分の二を補助するということの具体的な計画が示されております。その国費の総額は九億六千三百万円でありまして、この内容は、五十戸以上の集落で一地区五千万円以上使っていくのですが、こういう箇所はどのくらいあるかを指して、これは特殊土壌のところもありましようし、あるいはシラス台地の箇所もありましようが、全国にまたがっているところ

でございますから、そういう関係についてひとつ具体的に示していただきたい。

さらに、これからの問題としては先ほどもお答えいただきましたように、林業退職金共済組合の設立を図っていただきたいというので一億五千万を一応計上されておられるようであります。その実行を三カ年計画でやりになるわけでありまして、非常にこれは大事なことでございまして、進め方については先ほどお話しございましたけれども、予算の面からあらわれたこうした形は、やはり各市町村を含めて実行されていくことからの姿勢いかんにかかわると思うのです。そのことに對する消化能力についてどう考えておられるのか。

それで、先ほど出ました林業集落基盤総合整備事業、五十三年度、五カ年計画で約百二十地区おやりになるわけでありまして、この事業内容は、林道、集落林道、あるいは用排水の施設、用地整備というような形で五五％の国庫補助という形になっております。一地区三億五千万円程度の投入を図るわけで、百二十地区もおやりになるのですから、これは相当な額になるわけです。この額の消化を図られるその地域は、もう一々細かいところまで聞きませんが、大体どういう関係箇所を指しておられるのかお聞きします。

それから、特用林産物の振興というのは、当然これは収益性を上げていく面でも、民有の場合でも国有林の場合でもそうでありまして、キノコ類などの特用林産物の振興推進、あるいはシイタケ原木林の造成、生産品の加工管理、あるいは貯蔵施設など、こういうものでも約三億五千万円お使いになるわけで、大変な規模のものであるわけです。

五十三年度でこれだけ積極的な政策をお進めになるわけですから、そういうような形の中で、冒頭に触れました五十三年度以降における林業施策の中ともかみ合っていくんじゃないかと思うのですが、そうした面のことについて私が申し上げた数字が正しいかどうか。そしてまた、そういう

地域、箇所についてどういうふうにお考えになっているのか。これは大蔵省といったって、実行部門の林野庁が中心でしょうから、お答えをいただきたいと思ひます。

○須藤説明員 いろいろ項目について御質問がございましたので、私からは集落保全総合治山事業、それから林業集落基盤総合整備事業、この二点についてお答えを申し上げます。

集落保全総合治山事業につきましては、先ほども先生御指摘ございましたように、近年激甚な災害が集落の周辺山地に発生いたしまして、人命、財産等に甚大な被害が生ずる傾向が強くなつてきておりますので、このような新たな災害の態様に對処いたしまして、直接被害のおそれが大きい集落周辺の山地及び溪流について山地災害を未然に防止するということで、治山施設を総合的にかつ緊急に面的な広がりをもつて整備いたしまして、国土の保全並びに国民生活の安全確保に資するということとを目的として本年度から実施しようというところでございます。先ほどもお話しの中にございましたように、この事業は人家がおおむね五十戸以上の集落に近接しまして、山地の荒廢地あるいは荒廢移住地、瘠瘠林地、無立木地等があつて激甚な山地災害のおそれがあるため、いま申し上げました総合的な治山施設の整備を行う必要のある一定地区についてこの実施をするということとでございます。一地区の整備に要する費用が五千万円以上で、おおむね三カ年で実施するということにいたしておるわけでございます。

実は四十七年度の山地災害危険地調査によりまして、災害危険箇所が全国で十二万四千カ所あるわけでございますが、この中から、いま言っております集落保全総合治山事業の採択に合う箇所は約八百八十カ所というふうに見ておるのでございます。この八百八十カ所といふのは各県からの積み上げの数字でございます。さらに、この中で緊急を要する箇所、約二百三十カ所をパイロット的に約七年間でやっていくというのがこの事業でございます。五十三年度から開始する地区数

は二十五地区でございます。一地区当たりの全体計画工事額は約一億八千万でございます。五十三年度の計画工事費は五千五百万ということに相なっております。

それから、林業集落基盤総合整備事業でございますが、これは先ほども申し上げたのでございますが、将来にわたつて林業を主体として振興するというような地域を目標にしておるわけでございますが、林業等の生産活動及び地域社会活動が一体として行われる区域を対象として実施するのでございまして、一地区当たりの標準事業費は三億五千万というふうを考えておるのでございます。今年度は地区数は十カ所でございます。事業費は七億というふうを考えておるのでございます。

以上でございます。

○新盛委員 この予算の面から、本議案になっております国有林再建への諸問題に触れていきたいと思ひます。

林野庁が、巨額な赤字を抱えて行き詰まっております。国有林の経営を立て直していくために、来年度から国有林再建二十カ年計画ということでスタートさせていきたい、また、国有林特別会計は人件費の高騰と木材価格の低迷で本年度以降も赤字は避けられないので、この際独立採算ではもうやっていけなくなつたということで、この新しい法律、国有林事業改善特別措置法案というのが出ておるわけであります。国有林は、わが国の森林総面積の二千五百三十万ヘクタールのうちの三二％に当たる八百五十万ヘクタール、國産材九太需要量では約三千五百立方メートル、この三四％を占める千二百立方メートルほど供給しているわけですが、この国有林の経営事情が四十年代後半から年々次第に悪化している状況になっております。四十八、九年度は木材が大変景気がよかつたので価格の値上がりというが、例のオイルショック以降、ある意味ではここだけは大変よかつたわけでありまして、最近また逆に落ち込んで借金財政を余儀なくされている、こういう状況で、国

いのですが、その前の四十六年はやはり損益の方で三百五十六億、現金収支の差で二百二十五億、全く赤字を出しているのですね。それにまさるとも劣らないような状況で五十年以降、五十年の場合を見ますと損益百三十五億、現金収支差が三百億、そして五十一年度では損益は五百四億、現金収支でも四十八億、五十二年度はさらにこれが大きく差は出てくるわけでありますが、こういう状況で五十二年度でも損益が六百六十九億、現金収支差が八百十六億、こんなふうになってきますと、当然これは大蔵省もひとつお答えいただきたいのですが、この赤字による現金の不足額をどうすればいいのだ。貯金をしているわけじゃありませんから、また資金運用部の方から、財政投融資ですね、この面からも五十一年度は四百億、五十二年度は八百三十億借りておりますし、また特に五十三年度は前年度分を百四十億円上回る九百七十億円借りなければならぬという状況で、林道、造林の面を一般会計から四十億二千幾らか、これは通常四十億と言われていますが、そういうふうには受け入れなければならないという状況になった。

この赤字の原因というのは、結局人件費だとか、物価の高騰だとか、あるいは外材が圧迫をしたのだから、いろいろな理由はあると思うのですが、行政のベースでどうしても目標をつかみ得なかつた。言ってみれば、展望が欠けていたのじやないか。その収益を得るためには、山のことですから、それは国産材が売れなくなった、需給が大変だ、そしてまた供給の面では追いつかないから外材を入れた、しかも、その比率は七〇%に近いと言われている、そういう状況だからこんなになつてしまつたんだというだけで済まされる話じやないと思ふのです。

だから、皆さん方がいままで行政ベースの中で
おやりになってきて、結局こうした赤字を出した
ということについてどういうふうに認識をしてお

○藍原政府委員　ただいま国有林の現状についてのいろいろな御指摘があったわけでございますが、国有林が現在のような財政状況になりました原因につきましては、財政上の問題で損益上の問題あるいは現金収支の問題、いろいろの面から分析し、それぞれの原因をわれわれはそれなりに把握いたしておりますが、やはり国有林がこれだけ把握いたしておりますが、やはり国有林がこれだけ大きく財政的に問題になりました大きな原因とすれば、戦後、復興等のために伐採量をふやしたものが、その後の公益的機能の発揮という面から伐採量を縮減しなければいけないという方向に大きく転換してまいったこと、やはりこういう問題があらうと思えますし、逆に、伐採量が非常に大きくなっておったときと同じような組織なり管理体制なりを持ちながら縮減する、三分の一以上伐採量を落とすわけでございますから、そういうよう

という、その辺のあり方等につきまして私どももまた形の中でどう管理体制その他を転換していくかという、その辺のあり方等につきまして私どももまた必ずしも適切でなかったということは重々言えるであろう、私たちが考えなければいけないというふうに思っております。

そういう意味からも、これを早く健全な方向に

から二十年間に国有林が健全な方向になるよう
ために、十年の間にその基盤を整備しようとい
うのがたゞいま御審議いただいております法案
の趣旨でございますし、そのためにそれなりの自
主的な努力はいたします。また、これが中心でござ
います。その中心の自主的な努力に對しまして、
特別措置として林道あるいは造林等に一般会計か
らの繰り入れをいただき、さらには財投を借り入
れましてその立て直しを図つていこうというのが
ねらいでございますし、いま申し上げましたよう
に、日本全体の経済の変動なり、あるいは木材需
給のあり方、こういうものの中で国有林の管理経
営の体制の方向転換がある意味でおくれておつた
ということとは私たちも十分感じておりますから、

趣旨でございます。

○新盛委員 破産状態になっているという面から、国有林経営に当たつて財政の立て直しあるいは機構の簡略化、そういうふうに結びつくことは、それは行政ベースとすれば当然かもしれないですね。

それで、大蔵省にもお聞きしますが、独算制というのは二十二年以降林野が持つ特徴的な事業会計、特会ということになるわけですが、赤字になつた、それを一般会計から受け入れるという、これはきわめて前進的なことでありまして、これは後でまたいろいろ議論しますが、その前にいわゆる財投資金のあり方ですね、先ほど御紹介いたしました数字が正しいかどうかありませんけれども、きわめて多額に上がつてきているわけです。累積が出ています。これは必ず返さなければなら

ない。返す見通しを持たなければ、大蔵省だってただ財布を出しっ放しというわけにはいかないでしょう。そういう面の将来の展望があるのかないのか、あるとすれば何なのか、その辺をひとつ大蔵省のサイドでお聞かせをいただきたいと思うのです。

○穴倉説明員 お答え申し上げます。

とは、先生御指摘のとおり、返す当てのないお金と申すは貸さないというのが金融の原則でございます。したがって、貸すという点には返してもらいます。う担保といいますが、保証がなくては困るわけでありまして、今回この特別措置法案を御審議いただくであります。その保証が必要だからであり、改訂いたします。この法案を御承認いただきますれば、改訂計画をつくりまして国有林野事業特別会計が二十年たちますと収支均衡するという改善の基礎ができて、また資金運用部のお金を貸す立場として、非常に困惑をするという事態にならうかというふうな考えております。

れが確実に十年、そして二十年後の完全なるいわゆる収支のバランスがとれるということを前提に置いて一応こうして財投を行つてきている。これでも年々累増をしている。それが五年たつて、国鉄のように、もうどうにもつちもさつちもならなくなつたという段階で考えればいいという仕組みのものであれば、いまのうちに始末をした方がいいのではないか。というのは、たなに上げるといふか、現に国鉄などはたなに上げるのだから、そういうふうなことを思い切つて抜本的におやりになるというような、それぐらいのことも農林大臣考えていいのじゃないですか、あなたの力ならば。財投の赤字が累増することは間違いないのです。そして、これが担保である。しかも、一般会計から国有林野事業の特別会計に毎年四十億程度——四十億というのは後で聞きますけれども、将来ど

の程度になるのかわかりませんが、どんどん繰り入れていくという形だから、結局少し卵をふやすために、こちらの方でこちらの事業の方は見守ってやりましょうというふうな仕組みになっているわけですね。これは必ず累増してくるのじゃないか。またにっちもさっちもなくなるのじゃないか。

いか。もうすでに退職金ですら払えないという状況が生まれつつあって、この補給、補助、助成をというような話もあるわけでありまして、これは予算を見ますとそういうのもちらちら出ています、人件費の。だから、こういうものを返してもらわなければならぬ、返してもらうすべとしては、これが担保だとはかりは言っておれないのじゃないですか。だから、そういうことに對して林野庁としても、返済計画を含めて、きめ細かくお考えにならないといけないのじゃないでしょうか。利子の補給をということにはならぬでしょう。利子を払うのですらいっぱいでしょう。だから、このことについてどういうふうにお考えになっているのですか。

大臣、どうですか、これは相談されたことがあ

りますか。

○中川国務大臣 私、国鉄でも負債はたな上げしたとは承知しておりません。(新盛委員)「実質的な上げだよ」と呼ぶ実質的な上げといっても、やはりこれは利子の利子、孫利子のめんどろを見ながらというように、国鉄が負債をしたものをだれの名においてどうやってたな上げるのかわかりませんが、国民に対してそう簡単なものじゃない。国鉄でも私はそういうことはできないと思いますし、ましてや国有林の負債の分をいまの段階でたな上げて一般会計からこれを入れてというように、国民が承知するものじゃない。やはり企業努力、独算制でやっておりますこの事業を、最善の努力をしていって負債を返していこう、こういうことをやらなければならぬ。私は思いますし、そのために一般会計から、負債についてはできないけれども、こういった社会情勢でもあります、すなわち国有林が持つ公益的機能あるいはまた最近の木材価格の低迷、あるいは従来たくさん切っておったものが切れなくなった等々の観点から、事業に対して一般会計から入れるということはできません、もうすでに恐らく二十億ぐらい借りたんじゃないかと思いますが、その金をいまたな上げてなんというところで国民の皆さんが納得するわけがない。

でありますから、これをたな上げなんということは検討したこともありせん。要は返す努力と、この法案を一日も早く通していただいて、これと並びます機構の設置法、これは自助努力、自主努力といいますが、そのこともともにやりまして、そして返せる、そしてまた希望の持てる林野行政というものを考える以外、負債をたな上げするということは、ゆめゆめ考えたこともございせん。

○新盛委員 大臣、それじゃあなたは自信あります、将来。これは改善事業を一生懸命やりましょう、そして内容の簡素化を図るとか、あるいは一般会計からもこうして受け入れていくのだから、これでやっていけばやっていけないことはない

い、この確信をお持ちなんですか。

○中川国務大臣 私としては確信を持ってやっております。もちろん、今後林野庁当局も、またわれわれも、林野に働きます皆さん一人一人がそういう気持ちにならなければ、従来のような甘えた気持ちであるならば、みずから崩壊をしていって、たな上げをするなんというときには、もつともとと抜本的な、たとえば民営にしようというように、たな上げをしなければ、たな上げなんというところは国民は承知しない、こういうことだろうと思います。やはり努力をして返せるようにしなければならぬ。忘れて、そしてまた借金をまけてもらおうなんという根性を持っておいたら、そう甘いものではない。われわれを含めまして全体が厳しく受けとめなければならぬ、こう思います。

○新盛委員 働く内閣ですから、これから一生懸命そうした面で経営の健全化を図るという面では、やはりここで働く労働者を含めまして、それは真剣に考えていることなんです。それから、これはもうした面の、究極の目的は結局健全財政、借りたものは返す、そして、これによって出てくる将来計画、展望、そういうものがみんなにびつたり胸に落ちるようなものでなければいけないわけですから、そういうふうにとつ、まあ私も関係の向きというよりは、そういう面ではみんな意欲を持っているんじゃないかと思っております。

そこで、一般会計からの繰り入れの関係で、いままで少し議論も出ましたが、一般会計からの受け入れが本年度は四十億二千百万ですか、それで、向こう十一年間です。だから、毎年ある程度、大蔵省としてもお約束ですから、これは法律で決めるのですから、来年は額がどれぐらいになるのかわかりませんけれども、これは大体額として四十億前後に固定されるものですか。それとも、そのときの趨勢によって、外材の部門だとか、あるいは風水害によって、災害によって大変なことになったというように、いわゆる予期

せざる状況も生まれることもあり得ます。そのときはそのときで考えればいいという仕掛けのものなんでしょうか。やはりこれは十一年計画を立てるわけですから、十一年計画の中で、変動が起ることも加味されるわけですから、この際、その辺の額について確認をしておきたいと思うのです。

○藍原政府委員 ただいま御指摘になりました一般会計からの繰り入れの経費の問題でございますけれども、昭和五十三年におきましては、保安林内の新植経費と重要幹線の開設経費の一部とすることと予定しております。

それで、この法律が成立いたしますれば、私どももいたしましてはそれに基づきまして改善計画をつくるわけでございますけれども、その改善計画に基づきます経営改善の進展の状況、あるいは収支の状況、この情勢のいかんによりましては、この経費等につきましてはいろいろ検討の課題であるというふうには考えております。しかしながら、国の予算でもございまして、いま申し上げましたようなこの法律の第三条の規定に基づきまして、毎年度の予算編成において、国有林野事業の改善の進展状況あるいは収支の状況、あるいは一般会計の財政状況、こういうものを勘案して定めていくことになろうというふうに考えております。

○新盛委員 造林については保安林内の新植経費の一部として十八億八千九百万円、林道については国有林を含めて重要幹線林道開設経費の一部として二十一億三千二百百万円、こういうことで、五十三年度のこの法律に基づいて一般会計からの繰り入れという形になっているわけですね。おっしゃる通りに、増幅はそのときの状況の中で判断されるものでありますけれども、この受け入れ基準を、実は物価も上がりますから、そういう市場との絡みでスライドさせなければならぬ面も出てくると思うのです。そしてまた、あなた方は、これはもうお立てになる先のこととは長期展望に立ってこうだという確信を持っておられるのですから、十年ぐらいのおよその方向づけというのは出てく

るのじゃないかと思うのです。そういう不安なものに大蔵省がお出しになるということ、それはやはり展望があって、確認をして、そして確実に、石橋をたたいて渡るような皆さん方ですから、そういう面でもどういうふうに理解されているのか、大蔵省にお答えいただきたいと思うのです。

○奥倉説明員 本年度から一般会計から特別会計に繰り入れることにしておりますのは、林道と造林にかかる国有林の事業勘定の経費の一部につきまして繰り入れることにしているわけであり

その場合に、一部というのは何かと申しますと、国有林でやっております林道及び造林の補助率に準じたものを計算いたしまして、そして繰り入れることにしております。したがって、この方式でございまして、今後どういうふうになるのかと言え、国有林でやりますその対象となります林道の延長キロをどのくらいいつていくのだという点、それから造林をどのくらいいつていくのだという点、この事業量に比例した形で金額が変わってくるということになろうかと思

それではその場合、この後十年間どのくらいになるかということにつきましては、本法律案を御承認いただいたから改善計画の中で十年間の事業量を決めていくというところになっておりますので、十年間の金額としてはたまたまのところ幾ら幾らというものを申し上げかねますが、考え方として、私どもは、国有林に準じた形でやっています。私どもは、国有林に準じた形でやっています。

○新盛委員 予算から見ました国有林再建への諸問題について、まだ十分でございませうけれども、私どもの同僚の方からまたあしたでも質問があるかと思ひますので、一応先にまいりたいと思います。それで、国有林野事業で行われる事業分野、いわゆる管理経営の事業は、特会法制定によって、国有林野事業特別会計法によるわけであり

が、最近、切るばかりが能い、言うならば保護林、いわゆる水資源涵養あるいは国土保全あるいは緑を守ろうというので、伐採とかいうことに対して、能力の問題もありまして、特にこの際、地元のことですからお聞きしておきますが、例の銘木と言われる屋久杉、屋久島には宮林署が上、下ございます。これは御承知のように、特殊な材でありますし、まさに天然記念物に指定を受けているわけなんです。この保護策について、従来非常に乱伐、あるいはこの価値がいりまして、そういう面でも趣味者というのか、あるいは時代物をつくるための加工用として非常に活用度が高くなって、しかも、このコストが非常に高い、売れるのはごくわずか、こういうようなことになっていくので、現状としてこの屋久杉は保護の形で置くのか、宮林署もあることで非常に気になることですが、これは下刈りとか、あるいは林道、あるいは造林計画、切つたら植えるというものは原則なんです。そういうふうなことに對して、いわゆる管理経営指導はどのようにやっておられるかをお聞きしておきたいと思ひます。

○須藤説明員 屋久島の国有林の森林施業につきましては、従来から屋久島の国有林の沿革あるいは自然的、社会的な特性を踏まえまして、地元住民及び地元林業、林産業界の要請等を十分配慮しながら、この屋久島の国有林の自然環境の保全を図る中で、屋久杉の保護について特に留意をして樹立している地域施業計画に基づきまして実施してきておるのでございます。

この自然環境保全の問題でございますが、これまで各時代の変遷、要請の中で、大正十年、學術參考保護林約四千三百ヘクタールを設定して以来、特別天然記念物、国立公園特別保護地区、自然休養林、原生自然環境保全地域等の保護区域を漸次拡大いたしまして、その保護に努めてきたところでございます。特に昭和四十四年から四十五年にかけては、屋久島の自然保護をめぐって各層から陳情等が提出されたことから、昭和四十五

年に屋久島国有林の自然保護に関する調査を行ひまして、その結果に基づきまして、學術參考林、屋久杉展示林等の設置を行うとともに、伐採面積の縮小、保護樹帯の積極的設置を行うこととしたのでございます。さらに、昭和五十一年度には、屋久島国有林における屋久杉を含みます自然環境の保全と森林のあり方について、學識経験者によりまして特定地域森林施業基本調査なるものを実施いたしまして、その提言に従ひまして、同年度樹立いたしました第三次地域施業計画におきまして既設の保護区域の見直しを行った結果、現在では屋久杉を中心とする自然環境の保全対象区域は当国有林全面積の約二五％に当たる九千六百ヘクタールとなつておるのでございます。また、このほか、保護樹帯及び險阻地等に分布いたします屋久杉についても伐採しない考えでございますので、その結果、屋久杉の生育分布する区域面積約二万六千六百ヘクタールのうち、約八割に相当いたします約一万六千六百ヘクタールについては、将来にわたつて保護することとして、伐採はしない考えでございます。

いかに屋久杉を乱伐しておるような印象を与えるわけですが、いま申し上げましたように、わずかの屋久杉を現在伐採しておるといふ状況でございます。しかも八〇％の面積は残すという方針を進めておるわけでございます。

○新盛委員 時間がもう三十分しかありませんので、もう少しお聞きしたいのですが、先を急ぎたいと思ひます。

現在の森林資源に関する基本計画並びにこうした重要な林産物の需給に關して展望を立てるとかあるいは長期の見通しを見出すとかいふのは大変なことでもありますが、現在の経済の状況から見てもなかなか見出すことができない。予測といふのははたしめるものだ、天気予報じゃありませんが、最近の天気予報はよく当たりますが、雲をつかむような話かもしれませんが、現実問題として、基本計画と長期見通しということについて、いろいろと従来もお出しになっているわけ

で、先ほどの財政措置の問題でもそのことが言えるわけですが、私が持っている資料の中で、長期見通しとして、国内生産量が昭和五十年、七千六十万立方メートル、それから輸入量が二千九百四十万立方メートルだったのが、実績は国内生産量が三千五百三十一万立方メートル、輸入量が六千七百七十九万立方メートル、こういうことで、結局外材がぐうとふえて、国内産がぐうと落ちる、半分下がり、半分上がり、こういう状況になっているわけですね。こういう狂いを見越さなければいけません。これはどういふことでしょうか。これはわかりませんが、木材需要の伸びが非常に鈍化の傾向にある、そういうことを前提に置かれた最近の資料がありますが、総需要量、昭和四十四年度から四十六年度三年平均で九千九百九十九万立方メートルあった。これを五十六年度、一億四千四百八十万立方メートル、六十六年度、一億四千七百三十万立方メートル、六十六年度までの展望を総需要量として見通しをお立てになる。それに対して国内の供給量、これは昭和四十四年度から四十六年度三年の平均であります。九千六百三十三万立方メートル、五十六年度は四千九百七十七万立方メートル、六十六年度は五千八百七十七万立方メートル、こういうふうになって需要と国内供給量の間差は増大をしております。輸入によりこれらの不足分を賄うわけであります。十六年度は三年平均五千三百六十万立方メートル、このとおりはいかなくなつたわけですから、そういうふうな策定で五十六年度は八千五百一十立方メートル、六十六年度は八千八百六十立方メートル、これで昭和九十六年度の需要量、一億五千二百九十万立方メートルで、国内供給量は恐らく九千四百三十万立方メートル、六〇％の需要量ということになるであろうという見通しのあれが生まれたね。

もはやこの新しいこういう国有林の關係だけを言ひましてはもうありませんけれども、国有林事業

改善のこの長期見通し、それから民有林、総需要の關係ですから民有林を含めてですけれども、こうしたものをもう一回見直さなければならぬ状況が来ているんじゃないんですか。そしてまた、どういふふうに見直しとして策定を立てられるんでしようか。いまこの緑の効用率の問題が言ひましたが、四十七年十二月の中間報告で出された水資源涵養、土砂流出防止、土砂崩壊防止、保健休養、野生鳥獣保護、酸素供給、大気浄化等十二兆八千二百億、先ほど質問が出ていました。これなども、四十七年の十二月の中間報告だといふことではあります。これに五十一年度の卸売物価指数一六五・四を掛けて二十一兆二千四百三十三億、こういうふうに出しておられる。これは、緑の効用でもこの内容がもうすでに変わつていくんじゃないかと思ひます。数値は、これが平均だから、それにいまの物価指数をどんどん掛けていってしまえば、大体おおよその見当はつくといふことになるんじゃないでしょうか。改めて再計算をされた方がいいんじゃないですか。そういうこと基礎の上に立つてこういう需要供給の状況といふことについて把握を図らなければ、これも非常に万理の長城みたいな、あれはできていないんですよ、とでもできつこないです、現代では。そういうふうなことに對してどういふふうにお考えになつておられるのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○藤原政府委員 初めに林産物に關します需給の見通しでございますけれども、これは四十八年につくつたわけでございますが、御存じのとおり、四十八年というのは日本の経済のある意味でのピークでございます。それ以後いわゆる安定成長といふことで移行したわけでございます。したが

いまして、その当時はその時点におきます。それなりの経済成長なりその他を見越しまして長期計画をつくつたわけでございます。現時点になりまして、日本全体の経済のあり方が変わつてまいりました。また木材需要といふものも変化してまいりました。確かにいま先生が御指摘になりまし

たように、現時点で見ますと、この長期の見通しと現在の需給関係が乖離をしておるといことは私たちが認識いたしております。しかしながら、木材の長期計画というものにつきましては、木材そのものの生産期が非常に長いというような問題もございます。そういう点で、いろいろな意味から超長期な視点に立ちましてこれを策定しなければいけないというふうに考えております。したがって、短期的なずれというものは当然その間で起こるであろうというふうには考えております。しかしながら、全体の基調というものは変わってまいりましたし、そういう意味から、これからのわが国の経済の推移といえますが、そういう方向を十分見きわめながら、関係方面、各界の方々の御意見を聞いて所要の検討を進めていきたいというふうに思っております。

それから、緑の効用の問題でございますが、ただいま先生御指摘になりましたように、四十七年当時にこれを行ったわけでございますが、その目的と申しますのは、いままでも森林につきましては公益的な機能があるというきわめて定性的な御意見が多かったわけでございますが、これを定量的に一つの条件をはめまして計算してみたらどうなるであろうかというように計算したのがこれでございます。したがって、私どももいたしましては、その時点の森林と現在の森林とがそう大きくは変わっていないという認識を持っておりますので、いまの時点でこれを再計算するということは考えてはおりません。

○新盛委員 すでに保水力はどうなっておりますか。これはきのう野坂委員の方からも質問があったのですが、具体的な数字が出てませんでしたから、この際、明確にしておいていただきたい。

○須藤説明員 森林の保水力につきましては、その土壌でございますか、あるいは地形でございますか、生えておる樹種でありますか、そういういろいろな環境条件によって相当差異があるわけでございますが、特に森林と裸地とを単純に比較いたしました調査結果がないわけでございます。

すけれども、昭和四十八年に林野庁が水利科学研究所に委嘱いたしまして調査をした一つの例がございまして御報告いたしますと、那須山ろくで、原野——裸地ではございませんが、それと森林の土壌の貯水量を比較した場合、この調査の例では、アカマツの壮齡林が原野の二ないし四倍、つまり原野が七ないし一〇%に對しましてアカマツ林が二ないし三〇%という数字となっております。また、阿武隈高地の例でございますが、杉の壯齡林が原野の二倍強、つまり、ここでは原野が一二%に對しまして杉の壯齡林が二二ないし二八%という数字が出ておるのでございます。

いずれにいたしましても、冒頭に申し上げましたように、いろいろな条件によって変わってまいりますが、樹林地が確かに原野、裸地等に比較して貯水能力が非常に高いことは言えると思っております。

○新盛委員 時間がだんだん参りまして、まだ相当あったのですが、二つにしばって次に進みたいと思っております。

昨日からも出ています外材輸入の規制というのは、林業白書の中でも出されているのですけれども、国内林業振興のために早く対策を立ててほしい。そして、木材需給対策協議会とか全国森林組合とか、いろいろな団体からの申し入れも来ていますね。大臣も御存じだと思います。どういふ手を打たなければならないのか、関係行政機関及び団体で構成する木材需給調整委員会をつくれとか木材需給安定対策協議会を設置せよとか、いずれにいたしましても国内の木材需給計画の円滑な遂行を図っていくためには、外材輸入について一元化輸入機関を設置せよとか、こういう多くの申し入れがあるわけですね。そう言っでは見ても、相も変わらず外材は入ってくる。国内の供給源としての日本の森林、林業という面はまことに危機に瀕しているという状況ですから、当然そういうようになるんだらうと思いますが、自民党の議員

からも質問があったようでありすが、この外材が入り込むのはどういう仕掛けだろう。商社というのが相当たくさん動いている、介在している、そういうことによって相当もうけているのではなにか。これはハードなこと、すぐ、つくり上げると言ったってなかなかでしようが、牛肉の場合には畜産振興事業団というのがありまして、これでもいろいろな調整をやります、値段も明確というほど十分じゃありませんが、木材の場合は自由化ですから、手放しというか、無秩序に入れているわけですね。だから、国内産が低落、低迷する、生産意欲が減退する、こういう仕掛けになっているのです。大体一兆何千億にわたるながあると言われているのですが、この収益の面で、課徴金という表現を使っただけでいいの、これは大蔵のあたりではどういふふうにお考えになつておるのかわかりませんが、まあ二%か三%かけましても二、三百億ぐらいになるわけですよ。そんな金はそれこそ林野事業の振興計画の中に入れてひとつどんな推進するようにされたらどうだろうか。輸入公団、公社あるいは事業団体、そういうものが適切かどうかかわかりませんが、調整する機関をつくらなければならぬのじゃないかと思うのです。

だから、この課徴金という制度について前向きに検討しようというのには両議院の農林水産委員会でも決議がされているやに私は聞いているのですが、その後御検討になっておられるのか、そのことについてぜひお聞かせをいただきたいと思うのです。

○藍原政府委員 外材の輸入につきましては、ただいま需給関係を見ますと木材全体が緩和基調になつておるということで、そのために林産業もある意味で非常にむずかしい局面になつておりますし、また林業そのものも非常に厳しい状況になつておるわけでございまして、そういう意味から、外材に對しましては安定的、計画的な輸入が図られなければならないという事は私どもも考えております。そういう秩序ある外材輸入が行われる

必要があるわけでございすけれども、わが国の木材需給を見ますと、現在の日本の森林の賦存状況から、ここ当分の間外材に相当量依存しなければ国民の需要にこたえられないという面もございす。そういう面と、それから木材そのものは、いまも御指摘になりましたように、前々から自由化になつておりました、現在国際的な場、いわゆるガット等におきまして、貿易の拡大とかあるいは関税の引き下げ、こういう要請も非常に強く出ておるわけでございまして、こういう面から私どもとしては、一元輸入ということについては、そういう強権的な方法でやるといふことは適当でないのではなからうかというふうに考えております。

そういう面を考えまして、しかしながら、これを安定的に、計画的に秩序立って輸入させるためには、いままで林野庁で木材の需給計画というものはつくつておりましたけれども、これは大体一年間をつくりまして、それを一年に一遍見直すという程度でございましたが、これからは木材の需給計画というものは需要動向を十分把握しながら短期的な需給計画をつくり、それをもとにいたしまして関係方面を指導していくことを適切にやっていくことによりまして外材の計画的な輸入を図っていくことというふうに考えておる次第でございます。そういう意味から関係方面の指導を積極的にやつてまいりたいというふうに考えております。

それから、先生が最後におっしゃいました課徴金という問題でございすけれども、これは確かに国産材に木引税というものがかつてありまして外材に何もかかっていないじゃないかという批判があることは私どもも十分認識いたしておりますが、御存じのように、木材貿易というものは、先ほど申し上げましたように、すでに完全な自由化をされておりました、国際的な問題や価格という問題から考えましても、木材に課徴金というものをかけるという事はなかなか困難な問題であらうというふうに考えております。

が、引き続き検討はしていきたいというふうに考えております。

○新盛委員 まだその議論は追って同僚議員の方からもありますので、次に進みたいと思います。国有林野事業の基礎になる職員の構成、そして、これからのこうした職員の労働条件にわたる問題でぜひひとつ理解を深めていきたいと思うのです。

先ほども議論がありましたが、国有林経営は直営直用を原則とするというたてまえで、これは国有林であるわけですから、そういう面でも特別に事業会計を持っておりまして、その上で責任ある体制をつくり上げるといのが原則になるわけですね。五十二年七月現在で一般会計に所属する職員が、これは林野庁に在るわけでありまして、一千六百六名、森林保険特別会計職員が二十二名、国有林野事業特別会計職員、これは臨時作業員を除くわけですが、六万六千九百二十名、これは公共企業体等労働関係法の適用を受けている職員ですが、このうち定員内と言われております職員と、定員外、常用あるいは定期作業、臨時作業、常勤、こういうような形の中で昨年十一月から基幹作業職員というのが生まれてまいりました。これは一歩前進だ。十一年の長い間のそれぞれの関係者の御努力に私も敬意を表するわけでありまして、この要員構成を見てまいりますと、非常にまだ寒い思いがするわけでありまして、

なぜかと言え、現在の要員構成の中で平均年齢が非常に高くなっているという事情が明らかであります。ちなみに申し上げますと、職員の年齢階層別構成は四十年代に入ってから逐次高齢化している、こういう資料が出ています。定員内職員の平均年齢は、三十六年七月一日現在三十四・三歳でありましたけれども、五十二年七月には四十三・九歳になつてゐる。若年層が少なくて中高年齢層が多いという構成、すなわち中ぶくれちやうちん型の現状である。ところが、これが十年たちますと、五十二年七月現在で四十六・六歳という状況ですから五十六・六歳。労使の間でお決

めになっていと言われている五十九歳まで、それ以上になつたら退職勧奨を行つて、それに応じた者は五割増し云々というわけがあります。これは労使の問題ですから触れませんが、このベースでいきますと、必ず逆ピラミッド型の、底辺が上になつてしまつて、後の後継者採用、こうしたものについて、年齢構成の埋め合わせのために退職をしたから欠員を補充する、そういうふうなことに對する展望が要員需給対策という面に出てくるわけでありまして、

ところが、提案されておりますように、国有林関係においては、局の廃止とか合理化というのがある進められて、支局に統合する、あるいはそういうものを設置して随時合理化によつて削減をしていく。将来規模として、さつきも需要と供給の面で数字を申し上げましたが、確かに機械力を使つてやつていく、そういう新しい対応にはなつておりますが、要員というのには国有林野行政として幾らなければならないか、定員はどうなればならないか、予算定員はこれだけ、予算外の定員、これも通常人件費を持つわけでありまして、それから、そういう面の将来の展望というのはどういうふうになつておられるのか。欠員が出てもう理めないので、七万人体制を四万人体制とおっしゃるのですから、これは首を切るわけにはいかないのではありませんか、そのところをどういうふう整理をしていかれるのか。合理化というふうにおっしゃいますけれども、年々それだけ人が減れば、じやもう請負化して、あるいは梓外から人を頼んでどんどん山に入れた方がいい、一時的には、失業対策の事業として、私が主張しておるような雇用の創出を図るといふことは、いまの景気浮揚政策の一つとして考えられることではありますけれども、永続的な雇用の安定という面ではどういうふうにお考えになつてゐるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○藍原政府委員 いま御指摘になりましたように、ただいま林野庁におります職員の年齢構成というものが、他の三公五現等に比較いたしましたら、きわめて高いということは私も十分認識しております。これから私も改善合理化を進めてまいります上、ある意味で肥大いたしました管理部門といふものを縮減する必要があるというふうになつてゐるわけでありまして、

そこで、いまも一部御指摘になりましたけれども、先般労働組合との間で五十九歳で退職勧奨をするという取り決めをしたわけでございまして、そういうことによりまして、高齢の方々は積極的の後輩に道を譲つていただくという道を開いたわけでございます。したがって、私も私どももこの制度を活用いたしまして、高齢者の退職促進を図ると同時に、一方新規採用ゼロというわけにはなかなかりません。そういう意味からも、新規採用の抑制といふことを考えながら、それぞれ事業規模あるいは組織に見合った定員内なり定員外の職員を考えて、これからの改善合理化を進めてまいりたいといふことを考えておりますが、これもこの法案に基づきます改善計画を立てまして、それに基つて長期の見通しを立てながら対応してまいりたいといふふうに考えておる次第でございます。

○新盛委員 基幹作業要員、いわゆる職員ですが、今度五十二年二月一日までに任用されたのが一万八千八百名ですね。そういうふうに数字に出しておるわけですが、行政機関職員定員法という定員令、あるいは国有林野事業の経営上の将来にわたつて確保していかなければならぬ基幹的な要員について、一応常勤扱い者をどういうふうな格上げされたのですが、これから先漸減の方式をおとりにするといふおっしゃつておられるのか。全く採用しないわけじゃない、そのときどきに依つて、要員階層が生まれないように、年齢構成の断層が生まれたのじや後継者養成もへつたくれもないので、そこに十年のつなぎがあつたにしましても、確実に幾らかずつ入れていかなければ、十年先に三十代が全国にわずかに四、五百名しかいない、こういうような状況が生まれる。これは行政にとつて

は大変な要員需給構成になつてくるわけです。逐次採用するのだ、その逐次とおっしゃるものが四百名から五百名なのかよくわかりませんが、そういう面、毎年逐年的に中ぶくれちやうちん型から逆ピラミッド型に変化し、過大な退職金を払わなければならぬ、年金もやらなければならぬ。共済ですから積み立てなければならぬという面では若い人たちが相当な被害者になるわけです。だから、要員構成の切りならしというか、持続的にどの程度採用していけばいいのだろうか、そういう試算があつてしかるべきだと思うのです。一応適当に四、五百名だといふふうにおっしゃつてゐるのかどうかわかりませんが、そのところを明確にしたいだかなければならない。やはり将来展望に立つ職員構成、そしてまた、この山をつくつていくための大事な人的要素としてそのことが明確でなければならぬと思うので、大臣、その辺のところをどうお考えか、最後にお聞かせいただきたいと思うのです。余り合理化合理化とか労働組合がどうこうとおっしゃらないで、まじめにお答えいただきたいと思ひます。

○藍原政府委員 私の方から先に答えさせていただきますけれども、先ほど申し上げましたように、現在の国有林全体の財政の危機を乗り越えるためには、いろいろな面で改善を図らなければいけないと思つております。特に現在、国有林の支出の約七〇%が人件費でございます。したがって、一つの経営といふことであれば、林業経営でございますから、他の二次産業に比べれば当然人件費の比率は高くなつてゐると思ひますけれども、それにふさわしいあり方にしなければいけないと私どもとしては考えております。

そういう意味から高齢者の退職を促進すると同時に、いま先生もおっしゃいましたが、新規採用を全然しないといふことではなくて、新規採用はやりませうけれども、その辺はこれからの改善計画に見合つた形での新規採用といふことを考えながら対応していきたい。そのために、これからつくります改善計画の中でもその辺は十分検討しなが

ら、今後の改善計画が進められるような考え方に立ちまして、新規採用という問題についても十分検討してまいりたいと考えておる次第でございます。

〔片岡委員長代理退席、委員長着席〕

○中川国務大臣 この問題については御指摘のとおりでございます。中高年齢層が大変多い。しかも、その傾向がだんだん強くなる。そこで、新規採用を抑制すればなお底辺が先細りになっていくということになりますので、そういう点については、当面合理化が必要だからということだけではなくて、やはり長期的なことも考えておかないといけませんから、その辺のところは十分配慮しながら、どう対処していくか、よく考えていきたいと存じます。

○新盛委員 では、終わります。

○中尾委員長 次回は、明十一日木曜日午前十時理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時三分散会